

昭島市総合基本計画

基本計画（素案）

（後期：令和9年度～令和13年度）

目 次

第1章 基本計画の前提	1
1 基本計画とは.....	2
2 基本計画の構成.....	3
3 基本計画の期間.....	4
4 施策の範囲と対象地域.....	4
5 社会背景.....	4
第2章 市の概要	11
1 自然・地理の状況.....	12
2 まちのあゆみ.....	13
第3章 人口ビジョン／総合戦略の基本目標	17
1 人口ビジョン.....	18
2 総合戦略の基本目標.....	36
第4章 計画の策定にあたって	47
1 国土強靱化に向けた取組（国土強靱化地域計画）の概要	48
2 都市づくりに向けた取組（都市計画マスタープラン）の概要	52
3 公共施設マネジメントに向けた取組（公共施設等総合管理計画）	56
4 財政的な見通し（財政計画）	81
第5章 施策の体系	83
1 安全で安心して住み続けられるまち	83
2 互いに支え合い、尊重し合うまち	93
3 未来を担う子どもたちが育つまち	107
4 文化芸術、スポーツの振興を図るまち	119
5 環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち	131
6 快適で利便性に富んだまち	139
7 生活を支え、活力を生み出すまち	155
8 計画実現のために.....	167

凡例

数字の単位未満はそれぞれ四捨五入していますので、合計と内訳が合わない場合や、比率の合計が 100%にならない場合があります。

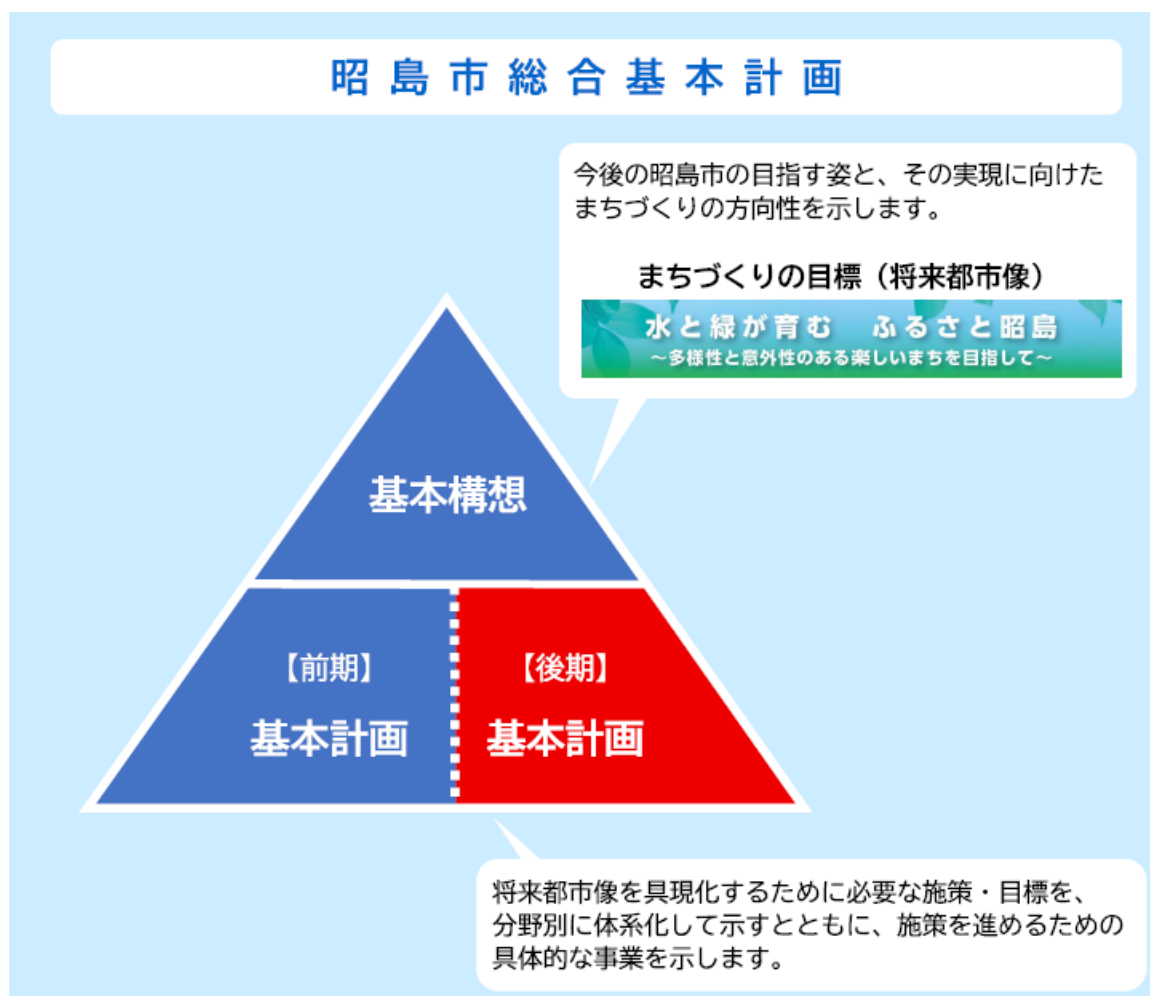
第 1 章 基本計画の前提

1 基本計画とは

基本計画は、基本構想に示したまちづくりの目標（将来都市像）の実現に向け、市民と行政とが一体となって計画的に行財政を運営していくための基本となる施策をまとめたものです。基本構想に示した施策の大綱に基づき、基本施策を具体的、体系的に明らかにしています。

策定にあたっては、基本構想の目標年次を踏まえ、中・長期的な展望に立って、市民ニーズや社会、経済の動向、地方分権の推進や、自治体に関わる諸制度の改革などを考慮します。

基本計画に示された施策の具体的な実現を図るため、今後の主な事業内容を示す実施計画と、その財源的裏付けとなる財政計画を一体的に内包した計画として策定しています。



2 基本計画の構成

(1) 全体の構成

基本計画は、以下の項目により構成されます。

第1章 基本計画の前提

- 計画策定に向けた基礎要件を示します。

第2章 市の概要

- 本市の「自然・地理的状況」「まちのあゆみ」を示します。

第3章 人口ビジョン／総合戦略の基本目標

- 市の人口目標を掲げるとともに、人口減少・超高齢社会の構造的課題の克服に向けて、「人口の将来展望」と「昭島市総合戦略」の基本目標を示します。

第4章 計画の策定にあたって

- 大規模自然災害に平時から備えるための国土強靱化地域計画、都市づくりの今後の在り方を示す都市計画マスタープラン、公共施設の今後の在り方を示す公共施設等総合管理計画のそれぞれ基本方針を示します。あわせて財政的な裏付けを図るため財政計画を示します。

第5章 施策の体系

- 基本構想の施策の大綱ごとに、「基本施策」を示します。「基本施策の目指す姿」「現状と課題」「主な取組」及び「政策指標」で構成し、施策の取組を分かりやすくするため、「実施計画」を掲載します。

《基本構想の施策の大綱》

- (1) 安全で安心して住み続けられるまち
- (2) 互いに支え合い、尊重し合うまち
- (3) 未来を担う子どもたちが育つまち
- (4) 文化芸術、スポーツの振興を図るまち
- (5) 環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち
- (6) 快適で利便性に富んだまち
- (7) 生活を支え、活力を生み出すまち
- (8) 計画実現のために

3 基本計画の期間

(1) 目標年次・計画期間

当該基本計画を基本構想における後期計画とし、目標年次は令和13(2031)年度、計画期間は、令和9(2027)年度から令和13(2031)年度までの5年間とします。

(2) 計画期間内の見直し

基本計画の計画期間内にあっても、大きな環境の変化が生じた場合などについては、計画の一部または全部の見直しなど、柔軟に対応するものとします。

4 施策の範囲と対象地域

(1) 施策の範囲

本市が実施する施策を基本としますが、国や東京都などが行う施策であっても、本市に関わるものについては計画に含めます。

(2) 対象地域

市内全域を対象としますが、広域的な関わりを持つ施策については、近隣自治体や東京都との連携を踏まえ、対応するものとします。

5 社会背景

昨今の国内情勢は、目まぐるしく変化をしています。

特に、新型コロナウイルス感染症の流行により、デジタル技術の活用は急速に進み、以前とは違った人と人との関わり方、働き方などが求められ、明らかに社会や生活の様相は一変しました。感染症の収束後も以前の状態には戻らず、人口構造の変化の影響もあいまって、暮らし方や働き方、価値観は多様化しています。

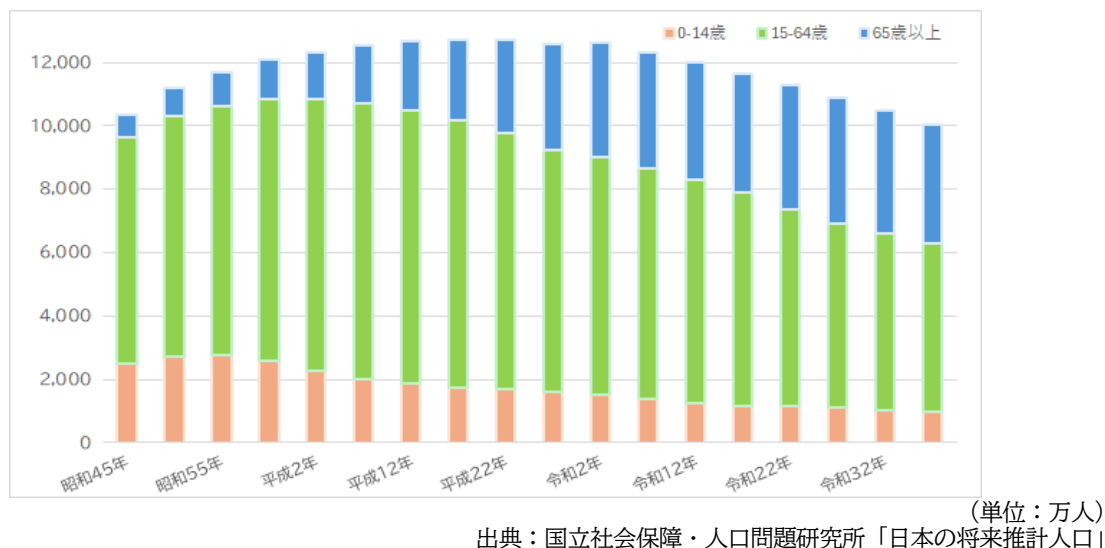
また、世界的な資材価格の高騰に端を発する物価高騰は長期に及び、国は生活支援や官民連携した賃上げをはじめとする経済対策を相次いで打ち出しています。バブル崩壊以降、長期にわたって続いてきたデフレ経済から脱却し、社会経済環境は新たな段階へ進展しています。

移り変わる時代に応じ、個人の価値観もニーズも、多様化、複雑化しています。更には、環境問題やそれに起因する自然災害等、今や地球規模となっている社会課題もあります。

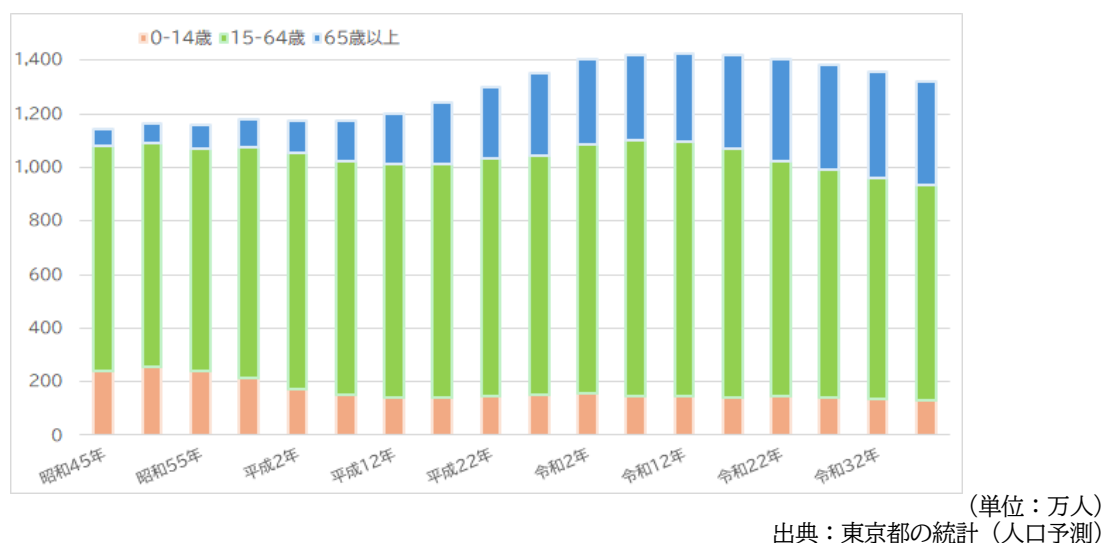
ここでは、主な5つの課題について、次のとおり整理しました。

(1) 人口減少・超高齢社会

■ 日本の3区分人口推計



■ 東京都の3区分人口推計



日本における出生数は、団塊ジュニア世代が順次、出産適齢期を過ぎた平成28（2016）年に100万人を下回った後も急速に減少が続き、令和7（2025）年も過去最少を更新しています。

高齢者人口は増加しており、令和6（2024）年の高齢化率は29.3%となりました。日本の総人口が長期の減少過程に入っている中、高齢者人口は増加傾向が続くことで、高齢者率は上昇し、令和19（2037）年には33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上となると見込まれています。

また、社会全体で人口が減少する中、外国人住民は増加傾向にあります。

地方公共団体には、今後の人口動態・社会環境の変化に対応したサービスの充実のほか、価値観の多様化への対応など、持続可能なまちづくりを進めることが求められています。

(2) デジタル化の推進

少子高齢化や労働力不足といった構造的課題が深刻化する中、デジタル技術を活用し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現に向けた取組が推進されています。

令和3（2021）年、国はデジタル庁を創設し、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を基本理念とした「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定し、推進してきました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に「デジタルトランスフォーメーション（DX）¹」も大きく進展しました。さらに、地方移住への関心の高まりやリモートワークの普及など、働き方に対する国民の意識・行動の変容を背景に、どこにいても不自由なく働き、安心して暮らせる、幸福度の高い社会の実現が求められています。具体的には、最先端技術を積極的に活用し、全国どこでも便利で快適に暮らせる社会（Society 5.0）を実現するため、人工知能（AI）やドローンをはじめとする多様なデジタル・新技術の徹底的な活用により地方創生の推進を目指しています。

■ Society 5.0 とは



出典：内閣府資料

東京都としても、「シン・トセイ X（都政の構造改革）」のもと、デジタルの力を活かした都民サービスの向上と都政の変革を積極的に推進しています。

こうした動きを加速させるため、急速な進化を続ける AI をはじめとする最新デジタル技術を活用した業務改善・改革が不可欠となっています。

1 デジタルトランスフォーメーション（DX）

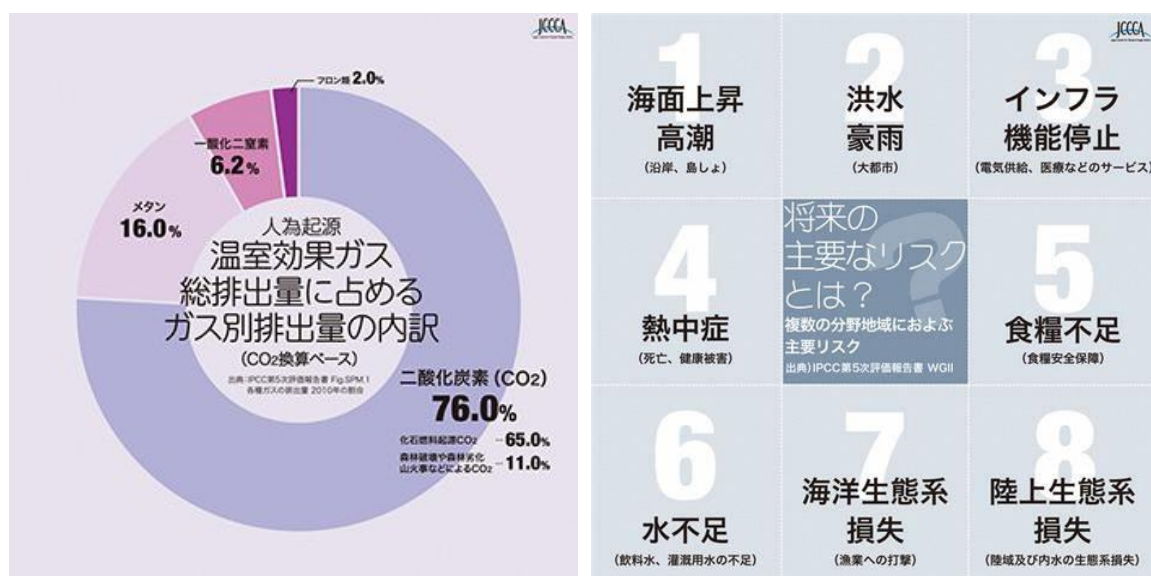
コンピュータやそのネットワークの活用により社会のデジタル化を一層推進させ、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることです。効率を上げるため、合理化を図るためといった従前の IT 化と違い、人々の生活の質の向上が図られるような社会・生活様式の変革を伴うものとされています。

(3) 環境問題

国境を越えて環境問題は世界的なリスクとなりました。特に気候変動は、国連のグテーレス事務総長が警鐘を鳴らした「地球沸騰化」という言葉が示すとおり、もはや温暖化の域を超えた危機的段階に突入しています。記録的な猛暑、大規模な洪水、激甚化する台風など、温室効果ガスに起因する自然災害は世界各地で頻発しており、対策は一刻の猶予も許されない状況です。

こうした危機を踏まえ、日本はパリ協定に基づく国際的な気候変動対策の枠組みのもと、令和 32 (2050) 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を目指すとともに、中期目標として令和 12 (2030) 年度までに平成 25 (2013) 年度比で 46%削減、さらに 50%の高みに向けた挑戦を掲げています。また、令和 17 (2035) 年度までに 60%削減、令和 22 (2040) 年度までに 73%削減という段階的な目標も新たに設定しており、着実な排出削減に向けた取組を強化しています。

■ 温室効果ガスの現況と気候変動によるリスク



出典：JCCCA 資料

海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。特に、マイクロプラスチック（一般に 5 mm 以下の微細なプラスチック類をいう。）については、近年、海洋生態系のみならず、人体への影響も国際的な懸念事項となっています。SDGs では、目標の一つである「14 海の豊かさを守ろう」の中でターゲットの一つとして掲げられています。

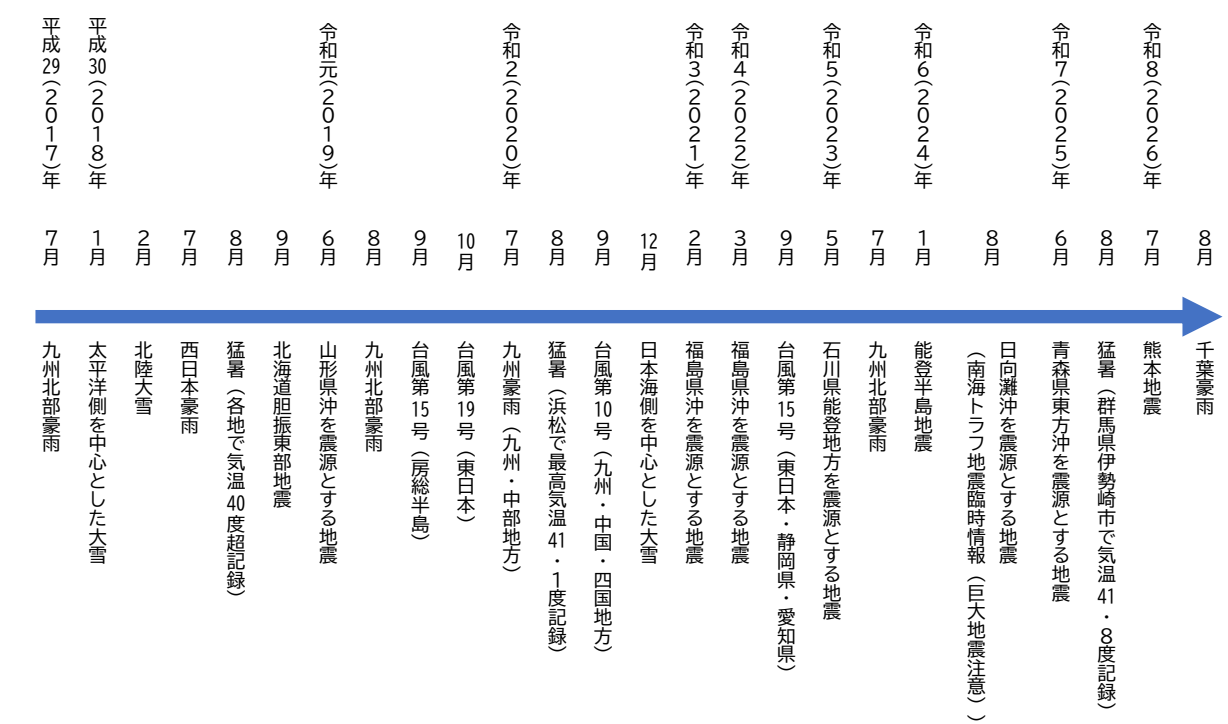
基礎自治体としても、世界的な取組と歩調を合わせ、SDGs や脱炭素社会の達成に向けて取り組む必要があります。

(4) 安全で安心な暮らし

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、我が国の自然災害のリスクは高まっており、大型台風や記録的な大雨、災害級といわれる猛暑などによる被害が全国各地で発生しています。また、首都直下地震の発生リスクが高まっているほか、活火山である富士山が噴火した場合、降灰等の被害が想定されています。

防災・減災対策では、被害を最小限に抑えるため、一人ひとりが正しい知識を持ち普段から備える「自助」、地域住民同士が支え合う「共助」の重要性がますます高まっています。地域の防災力向上を図る取組を進めるとともに、避難所施設の環境向上や他自治体との連携強化など「公助」にもこれまで以上に取り組む必要があります。

■ この10年間の大規模な自然災害・異常とも呼べる気象状況



また、安全で安心な暮らしのためには、防犯対策も欠かせません。悪質な強盗事件の発生や特殊詐欺など、犯罪被害に対する社会的な不安は高まっています。犯罪から自分自身や家族の安全を守るためには、日頃から防犯意識を高め、一人ひとりが自分事として防犯対策を講じることが必要です。

防犯対策については、警察や防犯活動団体等との協働により、市民の防犯意識を醸成するとともに、地域ぐるみで防犯活動を強化するなど、犯罪が未然に防止され、犯罪の少ない安全で安心なまちづくりを進める必要があります。

(5) 地域コミュニティの在り方

総務省の「今後の都市部におけるコミュニティのあり方に関する研究会」報告では、都市部のコミュニティの現状と課題について調査を行い、その結果を以下のように3つの項目でそれぞれの特徴や課題を整理しています。

①地域の関係の希薄化

- a. 自治会・町内会加入率の低下
- b. 近所付き合いの希薄化
- c. 地域活動の担い手不足

②自治会・町内会の役割の多様化

- a. 支援が必要な住民への対応
- b. 防災面の取組

③コミュニティを構成する多様な主体

- a. マンションにおける自治会・町内会の在り方
- b. 企業等の勤務者や多彩な住民と地域の関係
- c. 新たな地域コミュニティ組織
- d. 地域との関わり、つながりを生み出す仕組みづくり

また、総務省の「地域コミュニティに関する研究会」報告では、地域コミュニティの多様な主体が、地域社会において変化するニーズに的確に対応し、持続可能な形で活動ができるようにするため、多くの地域において地域コミュニティの中心的存在である自治会等が抱える課題調査を行い、以下のように3つの視点で方策を検討しています。

- ① 地域活動のデジタル化
- ② 自治会等の活動の持続可能性の向上
- ③ 地域コミュニティの様々な主体間の連携

本格的な人口減少・超高齢社会の到来をはじめとする社会経済情勢の変化、情報通信技術の急速な発展をはじめとする個人を取り巻くライフスタイルや価値観などが多様化する中で、地域においては、人と人とのつながりが希薄化しています。また、地域社会における支え合いの機能が脆弱化し、災害時への不安の増加、高齢者、障害のある方、子育て世代、外国人住民、生きにくさを抱える人たちの支援など、多くの課題が浮き彫りとなっています。

誰もが安全で安心して地域で暮らしていくためには、市民、市民団体、民間団体、事業者・企業、行政という各主体が、それぞれの能力を活かし、つながり・支え合い、課題の解決に取り組むことが求められます。必要な時には、共に考え、活動の分野や形態などを越えてそれぞれの強みを活かして力を発揮し、相互に補完し合うことのできるつながりづくりや連携と協働によるまちづくりの推進が必要です。

SDGsってなんだろう？

地球上に暮らすすべての人々が、末永く幸せに暮らせるように
世界を変えていくための 目標 です。

- 平成 27（2015）年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択された、誰一人取り残さない持続可能な社会の構築に向けた計画の中に掲げられた国際社会共通の目標です。
- Sustainable Development Goals（サステナブル ディベロップメント ゴールズ）、英語の頭文字をとってSDGsと言います。
Sustainable は持続可能性、Development は開発、Goals は目標という意味で、日本語では「持続可能な開発目標」と言います。
- 社会・経済・環境と人の営みすべてに関わる「17のゴール（意欲目標）」が設定されています。17のゴールの下には、より具体的な達成目標である「169のターゲット」が設定されています。
- 令和 12（2030）年を達成年度とした、全世界での取組です。
- 昭島市では総合基本計画の第5章 施策の体系において、基本施策ごとに関連するゴールを明示することで、市民・事業者・行政それぞれの意識を高めつつSDGsを推進するとともに、令和 13（2031）年以降の新たな目標設定に備え、市民のウェルビーイング（幸福度）向上にも着目し、施策の展開を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 市の概要

1 自然・地理の状況

私たちが住む昭島市は、東京都のほぼ中央に位置し、都心部から西方に約 35 kmの距離にあり、東及び北は立川市、南は八王子市及び日野市、西は福生市に接しています。

市の位置は、東経 139 度、北緯 35 度で面積は 17.34 km²、その広さは多摩地域の 26 市中 12 番目（30 市町村中 15 番目）です。市の広がり、東西 6.06 km、南北 3.88 km、周囲 19.58 kmのほぼ長円形をしています。

気候は温暖で、年間の降雨量（市役所で観測）は、令和 2（2020）年から令和 7（2025）年までの 5 年間の平均でみると、約 1,418 mmとなっています。地勢は、北西から南東に向かって多摩川までゆるやかな傾斜があります。海拔は、約 77mから約 170mまでとなっていますが、一番高いのは、八王子市との境で、多摩川右岸の滝山部分となっています。

地質は、多摩川沿いの低地が沖積層、その北側の台地は洪積層の武蔵野台地と呼ばれ、いわゆる関東ローム層に厚く覆われています。また、このローム層の下の砂れき層には、豊富な地下水が含まれ、これが段丘の崖下などに露出して湧水となっています。

本市の南部を西から東に流れる多摩川は、市面積の 10%ほどを占める広さで、その背景に、滝山丘陵や奥多摩の山々を望むことができます。中央部には、多摩川由来の崖線（河岸段丘）が東西に連なり、また、北部には玉川上水が流れ、その両岸は武蔵野の面影を残す雑木林で覆われています。このように、本市の市域は水と緑に恵まれた環境にあります。

また、交通網にも恵まれ、幹線道路としては国道 16 号や奥多摩街道が走り、中央高速道路八王子 I Cや圏央道あきる野 I Cなどにも近く、鉄道としては J R 青梅線・五日市線・八高線、及び西武拝島線が通っています。そのため、都心へは 1 時間弱と通勤圏にあり、また、同程度の時間で奥多摩の自然に触れることもできます。商業施設や文化施設へのアクセスにも恵まれ、暮らしやすい良好な環境にあります。



2 まちのあゆみ

昭島市は、昭和 29（1954）年 5 月 1 日、当時の北多摩郡昭和町と拝島村が合併して、東京都で 7 番目の市として誕生しました。

昭和 36（1961）年に多摩川の河川敷から産出したアキシマクジラの化石から、有史以前にはこの辺りが海であったことを知ることができます。この発見により、内陸であるにもかかわらず、クジラが本市のシンボルとなっています。

市域は、南向きの段丘に位置し、陽当たりがよく、豊かな湧水にも恵まれ、居住環境には適していたものと思われます。そのため、多摩川に沿った河岸段丘から林ノ上遺跡や上川原遺跡などの縄文遺跡が発見されており、そこからは、9 千年以上も前から人々が住んでいたことや、その暮らしぶりを知ることができます。

鎌倉時代には、武蔵野台地の開墾が進められ、集落の形成が一層進みました。このため寺社や文化遺跡が多く残されています。この頃には多摩川の河岸段丘に沿って居住地域が存在し、時には氾濫による水害もありましたが、人々は、多摩川の水や豊富な湧水を、水田や飲み水に利用していたことがうかがえます。この恵まれた水資源は、市のまちづくりの礎となり、深層地下水 100%の飲用水は、市の宝となっています。

江戸時代には、市域は幕府直轄領で、郷地、福島、築地、中神、宮沢、大神、上川原、田中、作目、拝島の 10 か村（後に、作目村が田中村に合併され、9 か村となります。）がありました。当時の村落は台地上の上川原を除き、南部の湧水地域に形成され、稲作や畑作を営む農村でした。

明治時代になると、明治 4（1871）年の廃藩置県などを経て、9 か村は、神奈川県に編入されました。その後、9 か村は、立川村を加えた 10 か村の連合村を構成しましたが、明治 22（1889）年に市町村制が施行されると、立川村が分離し、明治 26（1893）年の東京府編入を経て、明治 35（1902）年には拝島村も分離独立しました。8 か村の組合村時代は昭和の初期まで続き、昭和 3（1928）年に 8 か村組合村は昭和村となりました。

明治 5（1872）年に学制が公布され、この年、市域では後の玉川小学校につながる福島村私塾が生まれ、翌年には成隣小学校の前身である執中学舎が、更にその翌年には拝島第一小学校の前身である知遠学舎がそれぞれ開校されています。

明治から昭和初期までの市域は、八王子など近隣の製糸業に支えられ、蚕種製造をはじめとする養蚕が盛んであり、市内は青々とした桑園で埋めつくされていました。また、鉄道では、明治 27（1894）年開通の J R 青梅線をはじめ、五日市線、八高線がこの間に開通し、拝島駅は多摩有数の結節点となっていきました。時代が進み、日中戦争が始まった昭和 12（1937）年頃から、軍需工場、軍施設が相次いで設置され、大桑田地帯であった地区も工場地帯として急激に変貌しました。これに伴い人口も増加し、昭和 16（1941）年、昭和村は町制を施行しました。

昭和 20 (1945) 年、第 2 次世界大戦の終幕とともに、軍需工場は平和産業に転向した一部を除き廃業し、旧軍施設の多くは米軍に接収されました。

昭和 29 (1954) 年 5 月、前年に町村合併促進法が施行されたことを受けて、昭和町と拝島村は合併し、昭島市が誕生しました。「昭島」の名は昭和町の「昭」と拝島村の「島」を合わせたもので、両町村の恒久的和合と団結により一つになることを祈念してつけられたものです。昭島市としての歴史の一步を踏み出した当時の人口は 36,482 人、世帯数は 8,113 世帯でした。

昭島市となった以降、市内各所に公営住宅が建設されるとともに工場も誘致され、さらに都心から 1 時間という地域性から人口も急激に増加し、昭和 62 (1987) 年 4 月には多摩地域で 15 番目の 10 万人都市となり、首都圏の中核的な都市の一つとなりました。

平成に入ってから、平成 9 (1997) 年に田中町一丁目に現市庁舎が完成し業務を開始しました。他にも地域集会施設や高齢者福祉センターの建設をはじめとした各種公共施設の整備がはかられ、平成 13 (2001) 年には保健福祉センター（あいぽっく）が開設し、コミュニティバス（A バス）の運行も開始しています。

市制施行 60 周年となる平成 26 (2014) 年には、20 年来の交流と友好を築いてきた岩手県岩泉町と「水と緑でつながる岩泉・昭島友好都市協定」を締結しました。

拝島駅周辺は、平成 22 (2010) 年に拝島駅自由通路が開通し、平成 28 (2016) 年には都市計画道路を中心とした整備が完了しました。

東中神駅北側に位置する立川基地跡地は、土地区画整理事業により整備が進められ、平成 28 (2016) 年には一帯の町名が「もくせいの杜」と改称されました。平成 30 (2018) 年には東中神駅自由通路の整備が完了しました。一帯では戸建てやマンション建設が進み、全国的に人口減少が進む中で、市の人口増の一因となっています。

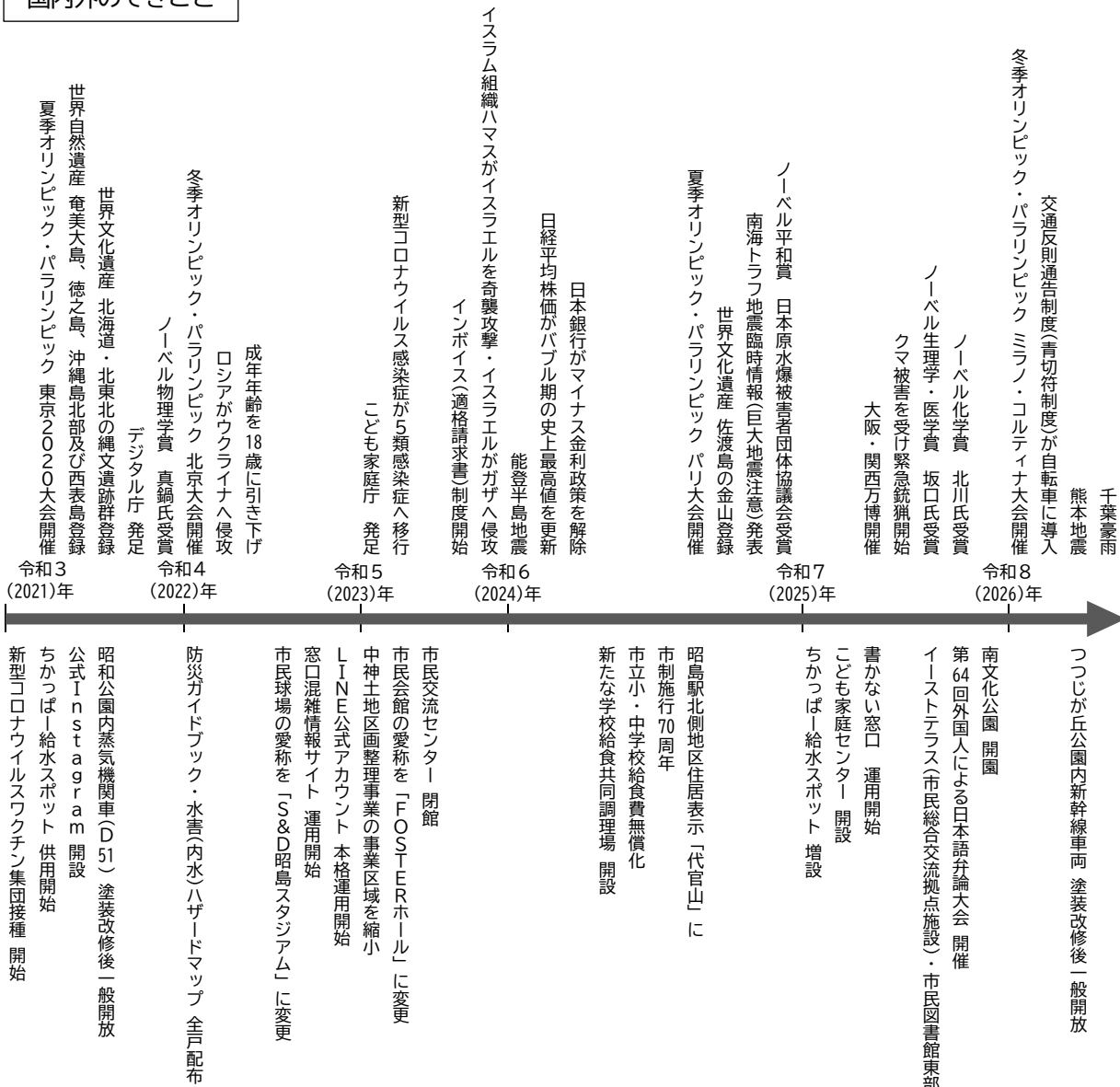
令和に入り、その他の鉄道駅周辺の様相も変わってきています。中神駅北側地域では土地区画整理事業の事業区域を縮小し、除外された区域においては新たな手法で整備を進め、新たな公園が開園しました。昭島駅北側区域では、物流施設・データセンター等の民間開発事業のほか、大規模宅地開発が段階的に進んでいます。

公共施設の更新も進み、令和 2 (2020) 年に開設したアキシマエンス（教育福祉総合センター）はエントランスホールでアキシマクジラの化石の原寸大レプリカが来館者を迎え、令和 7 (2025) 年に開設したイーストテラス（市民総合交流拠点施設）は地中熱を活用した空調設備を備えるなど、いずれも市を象徴する特徴的な施設となりました。

今後も市民が安心して快適に暮らせる施策を推進し、さらに住みよいまちとして発展成長していこうとしています。

■ 前期計画策定以降の主なできごと

国内外のできごと



本市のできごと

第3章 人口ビジョン／総合戦略の基本目標

1 人口ビジョン

ニーズにあった施策の展開と安定した行政運営のためには、人口動態を捉えることが重要です。日本社会全体では人口減少局面を迎えています。本市の人口は近年の大規模な開発の影響もあり、市制施行以来増加傾向を維持しています。この先の数年間も市域における宅地開発が想定され、当面は増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、この先の開発の影響がなかった場合を想定すると、国が提供する人口推計（国立社会保障・人口問題研究所推計）に近いペースで人口減少が加速する見込みとなっています。

人口減少・超高齢社会がもたらす構造的な課題の克服は、まちづくりにおける重要な視点となります。

ここでは、これまでの人口構造の変化を捉えつつ、就業状況や地域産業などの状況をはじめとする社会的な要因と併せて将来の人口動向を分析し、課題を整理したうえで、将来人口展望を示します。

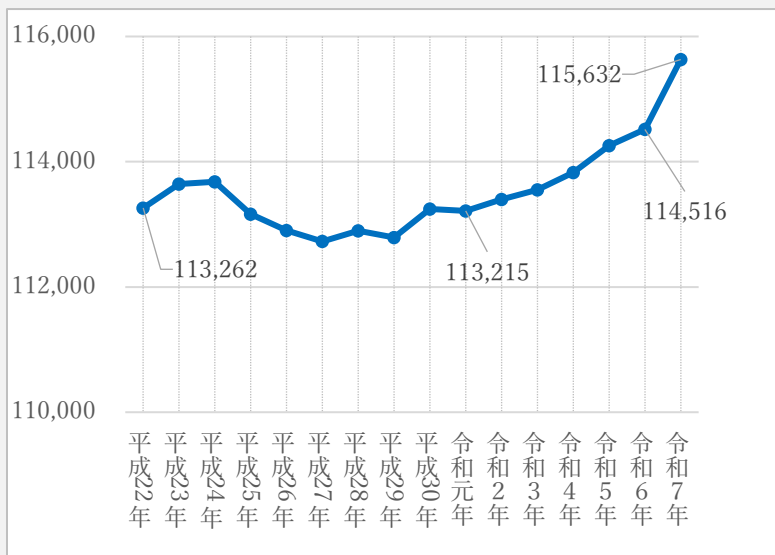
（1）人口の動向

① 総人口

“総人口は近年増加傾向で推移しています”

令和元（2019）年の113,215人以降、一度も前年を下回ることなく増加傾向となっています。特に令和6（2024）年から令和7（2025）年の増加幅は非常に大きくなっています。

■ 総人口の推移



（単位：人）

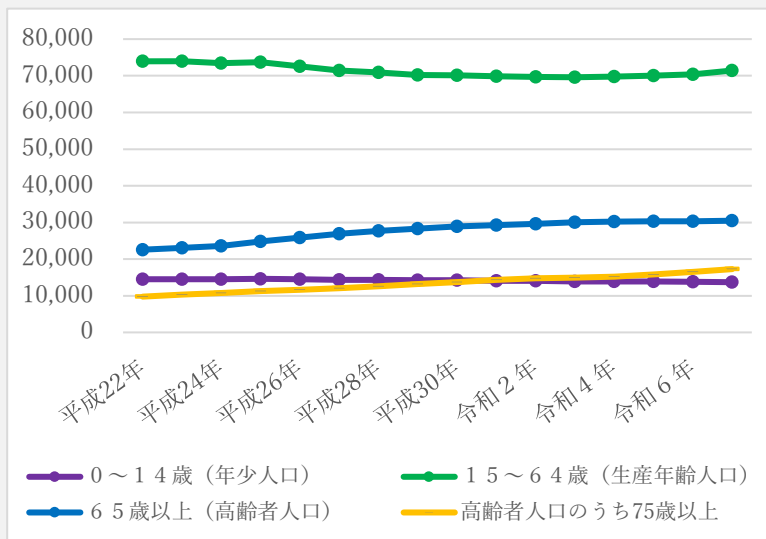
出典：統計あきしま（昭島市）
（各年1月1日現在）

② 年齢3区分別人口

“高齢化が進んでいます”

年齢各区分（年少人口、生産年齢人口、高齢者人口）の平成 22（2010）年から令和 7（2025）年までの増減率は、生産年齢人口が 3.4%減、年少人口が 5.6%減、高齢者人口が 35.0%増、高齢者人口のうち 75 歳以上の人口が 76.9%増と、高齢化が進行しています。

■ 年齢3区分別人口の推移



（単位：人）

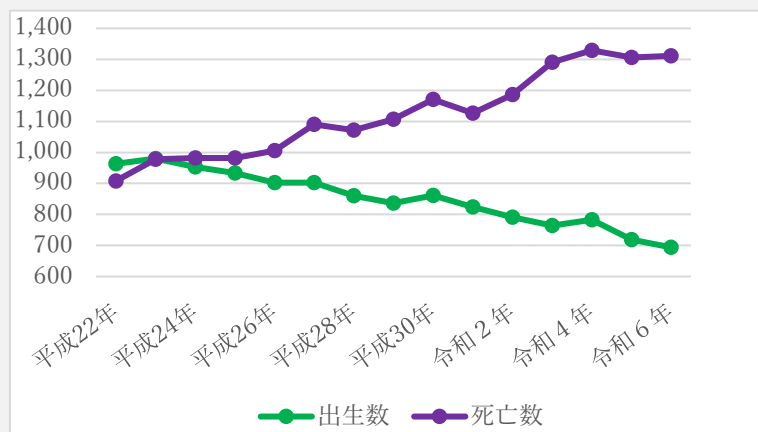
出典：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（東京都）
（各年1月1日現在）

③ 出生数・死亡数

“死亡数が出生数を上回る「自然減」が続いています”

出生数は減少、死亡数は増加傾向にあります。高齢化を背景とする死亡数の増加により、平成 24（2012）年以降は死亡数が出生数よりも多い「自然減」の状態が続いています。

■ 出生数・死亡数の推移



（単位：人）

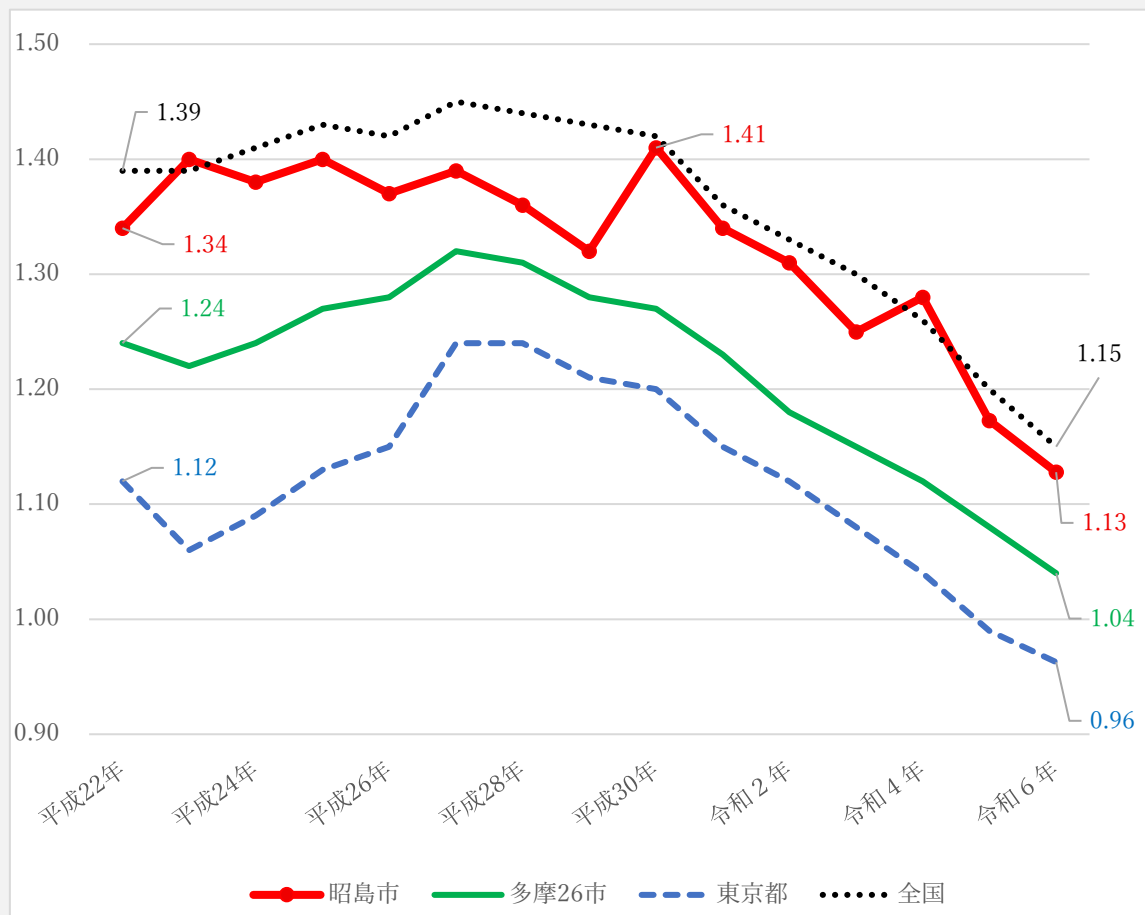
出典：統計あきしま（昭島市）

④ 合計特殊出生率

“合計特殊出生率は下降傾向へ”

本市の合計特殊出生率は都内近隣市の中では比較的高水準で推移し、直近 15 年間では一度も東京都及び多摩 26 市の平均数値を下回っていません。一方で、平成 30（2018）年に 1.41 まで回復した後に下降に転じ、令和 5（2023）年に 1.17、令和 6（2024）年に 1.13 と過去最低となりました。

■ 合計特殊出生率の推移



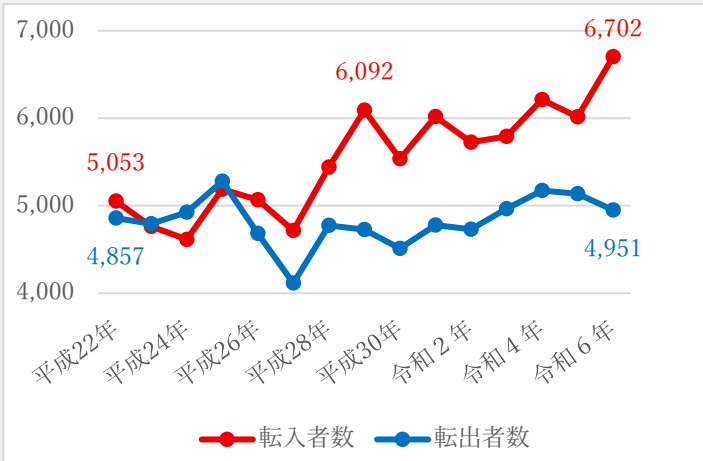
出典：東京都人口動態統計（東京都）

⑤ 転入者・転出者数

“転入者数が転出者数を上回る「社会増（転入超過）」が続いています”

平成 22（2010）年以降、転入者数・転出者数ともにおおむね 5,000 人前後で推移していましたが、平成 29（2017）年に転入者数が初めて 6,000 人を超えました。近年は社会増（転入超過）が継続しており、特に令和 6（2024）年には大規模な宅地開発の影響もあり 1,751 人の社会増（転入超過）となっています。

■ 転入者・転出者数の推移



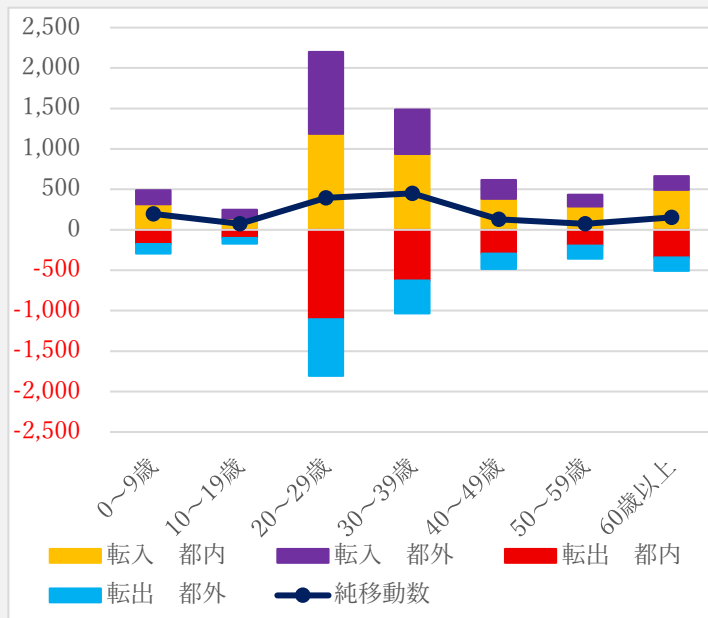
（単位：人）

出典：統計あきしま（昭島市）

“転入・転出ともに 20 代から 30 代が多くなっています”

令和 6（2024）年の転入出の状況をみると、転入・転出ともに 20 代から 30 代が多くなっており、就職や結婚・出産といったライフイベントに応じた移動が中心となっていることがうかがえます。転入・転出先の都内・都外の区分では、すべての年代で転入・転出ともに都内での移動が多くなっています。

■ 年齢階級別転入数・転出数の状況（令和 6（2024）年）



（単位：人）

出典：住民基本台帳人口移動報告（令和 6 年／総務省統計局）

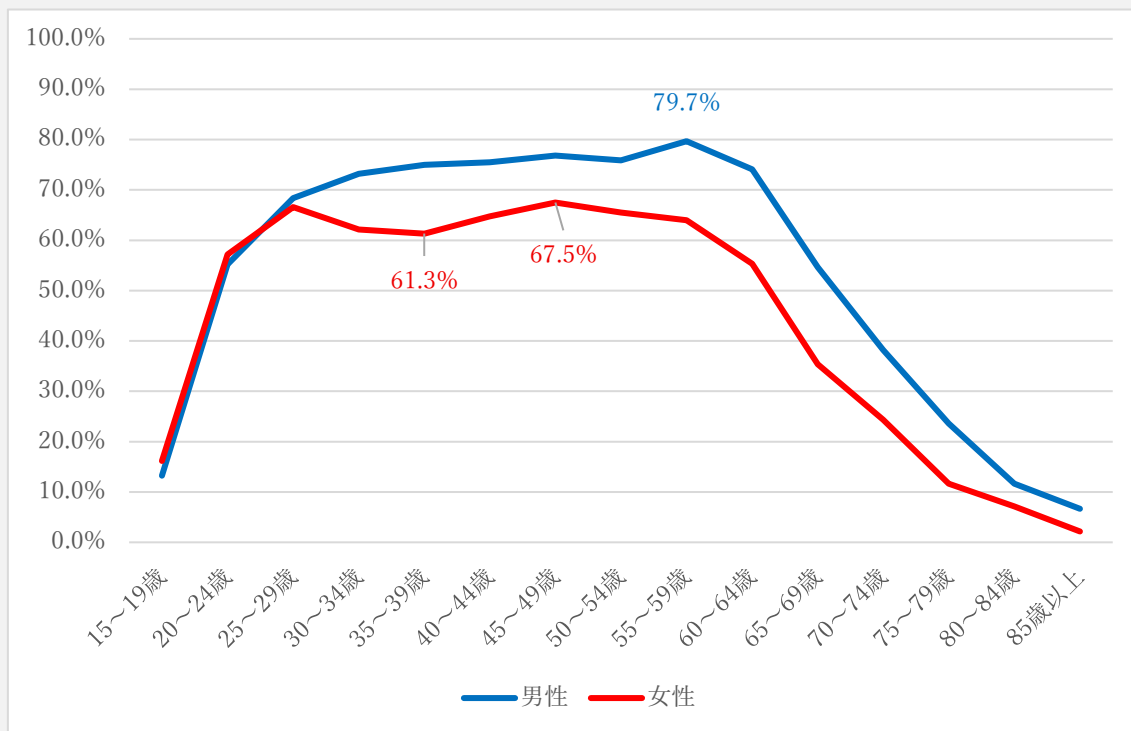
(2) 就業者の動向

① 年齢階級別就業率

“市民の就業率は男性 59.0%、女性 45.6%となっています”

男性の就業率は、30代前半から60代前半までがいずれも75%前後の就業率を維持しており、50代後半の79.7%が最も高くなっています。女性の就業率は30代が60%前半に落ち込みますが、40代にかけて上昇し、40代後半の67.5%が最も高くなっています。令和2（2020）年の15歳以上の市民全体の就業率は52.2%、男性59.0%、女性45.6%となっています。

■ 年齢階級別就業率（令和2（2020）年）



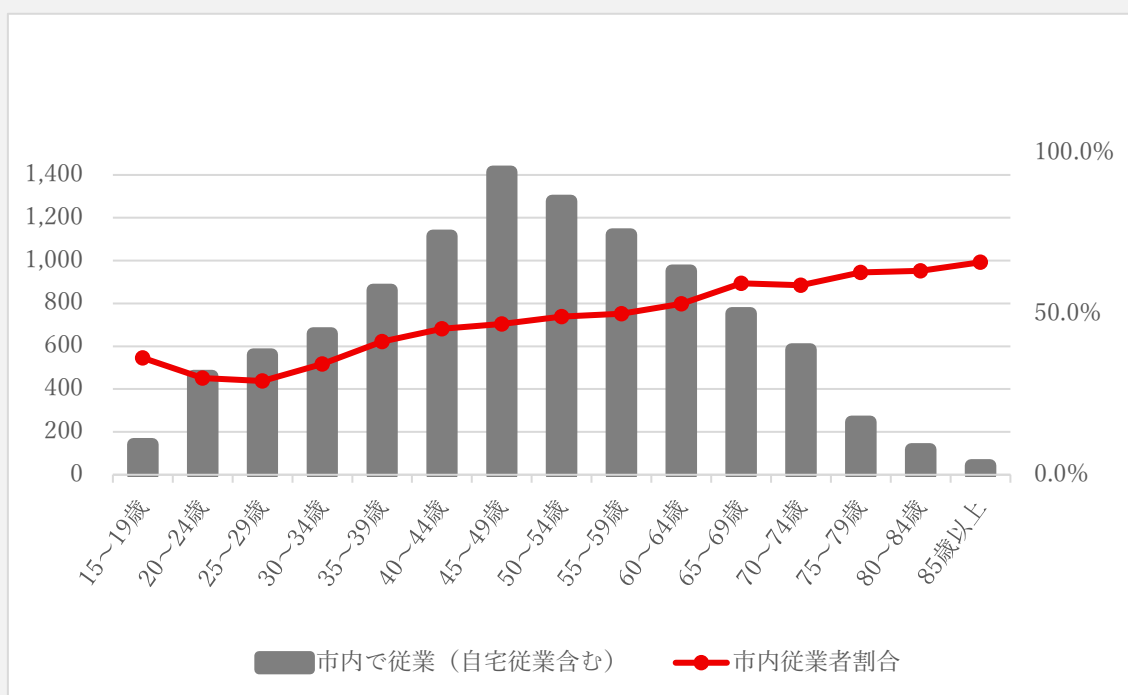
(単位：%)
出典：国勢調査（総務省統計局）

② 年齢階級別市内従業者数

“女性は年齢階級があがるほど市内で従業する人の割合が高くなります”

本市に居住する就業者（51,700 人）のうち、37.2%（19,245 人）が市内で従業しています。女性就業者（22,828 人）の市内従業率は、45.2%（10,313 人）となっており、年齢階級が上がるほど市内従業率が高くなっています。

■ 年齢階級別市内従業者数（女性／令和2（2020）年）



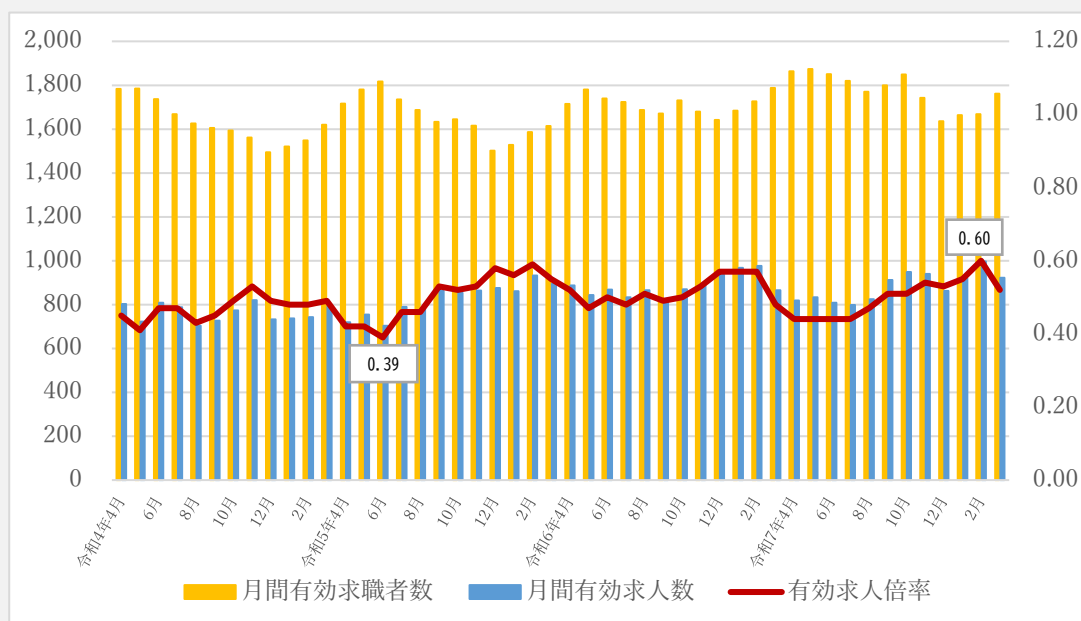
（単位：人、%）
出典：国勢調査（総務省統計局）

③ 有効求人倍率

“市内の有効求人倍率は0.5倍前後で推移しています”

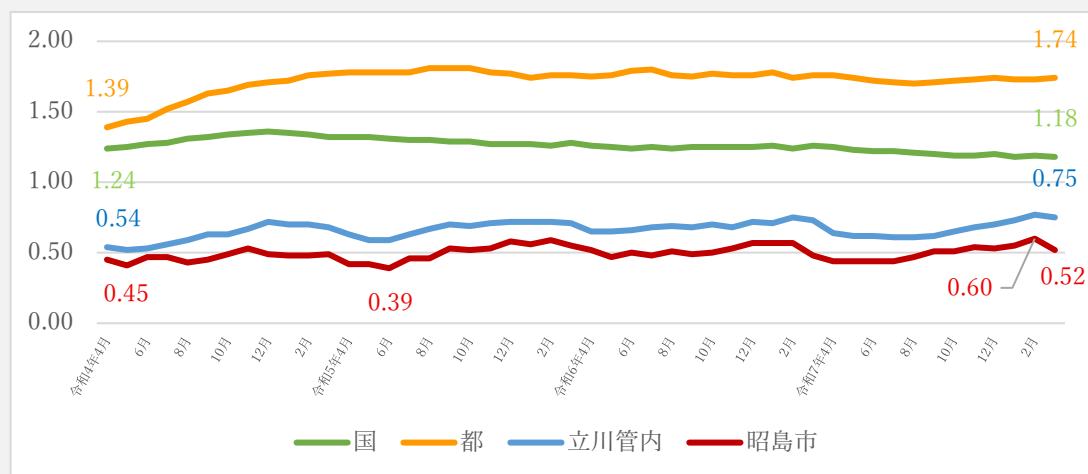
月間の有効求人倍率は、令和5（2023）年6月の0.39倍を最低値として、令和4（2022）年4月から令和8（2026）年3月まで、0.5倍前後で推移しています。

■ 昭島市における有効求職者数、有効求人数、有効求人倍率 （令和4（2022）年～令和7（2025）年）



（単位：人、倍）

（参考）国・都・立川管内・昭島市における有効求人倍率の推移



（単位：倍）

※新規学卒者を除き、パートを含む。

※国・都の数値は季節調整値、立川管内・昭島市は原数値。

出典：職業安定業務統計（厚生労働省及び東京労働局）

昭島市における一般職業紹介状況の推移（立川公共職業安定所）

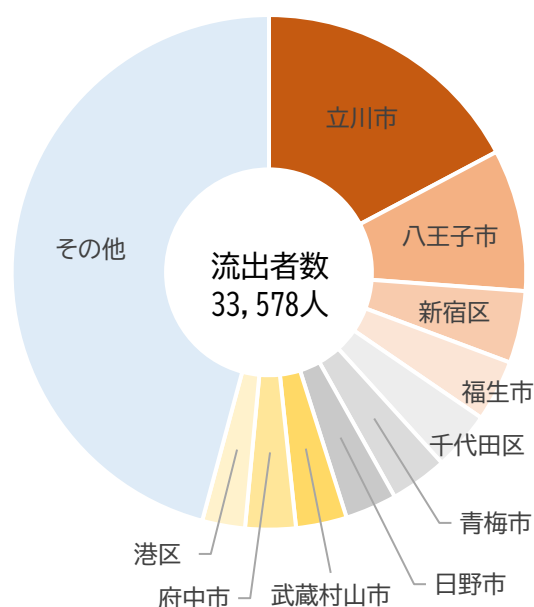
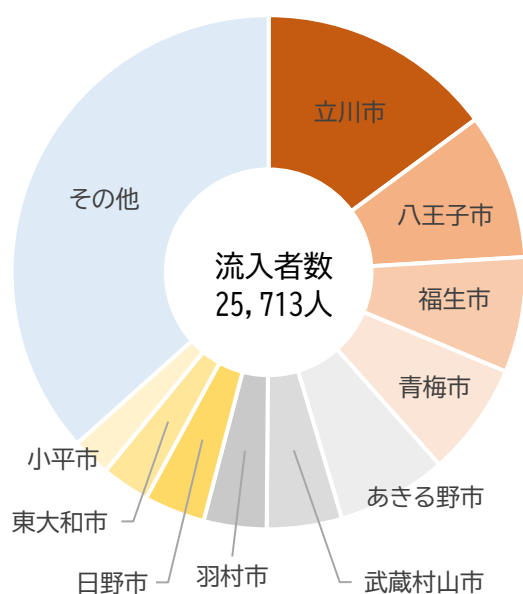
（３）通勤者・通学者で見る流入者数・流出者数の動向

令和２（２０２０）年国勢調査における、１５歳以上の通勤者及び通学者の本市への流入は、立川市が最も多く、近隣自治体からの流入が大部分を占めています。

都外からは、相模原市、所沢市、川崎市からの流入が多くなっています。

流出についても、立川市をはじめ、近隣自治体へ多くの市民が流出していますが、新宿区、千代田区、港区など２３区内への流出も多くなっています。

都外へは、川崎市、横浜市、相模原市への流出が多くなっています。



1位	立川市	3,823人	14.9%
2位	八王子市	2,361人	9.2%
3位	福生市	1,867人	7.3%
4位	青梅市	1,835人	7.1%
5位	あきる野市	1,787人	6.9%
6位	武蔵村山市	1,215人	4.7%
7位	羽村市	1,017人	4.0%
8位	日野市	987人	3.8%
9位	東大和市	779人	3.0%
10位	小平市	630人	2.5%
その他	その他	9,412人	36.6%

1位	立川市	5,792人	17.2%
2位	八王子市	2,994人	8.9%
3位	新宿区	1,523人	4.5%
4位	福生市	1,296人	3.9%
5位	千代田区	1,247人	3.7%
6位	青梅市	1,208人	3.6%
7位	日野市	1,091人	3.2%
8位	武蔵村山市	1,073人	3.2%
9位	府中市	1,066人	3.2%
10位	港区	903人	2.7%
その他	その他	15,385人	45.8%

出典：国勢調査（総務省統計局）

※地域経済分析システム（RESAS）データより昭島市作成

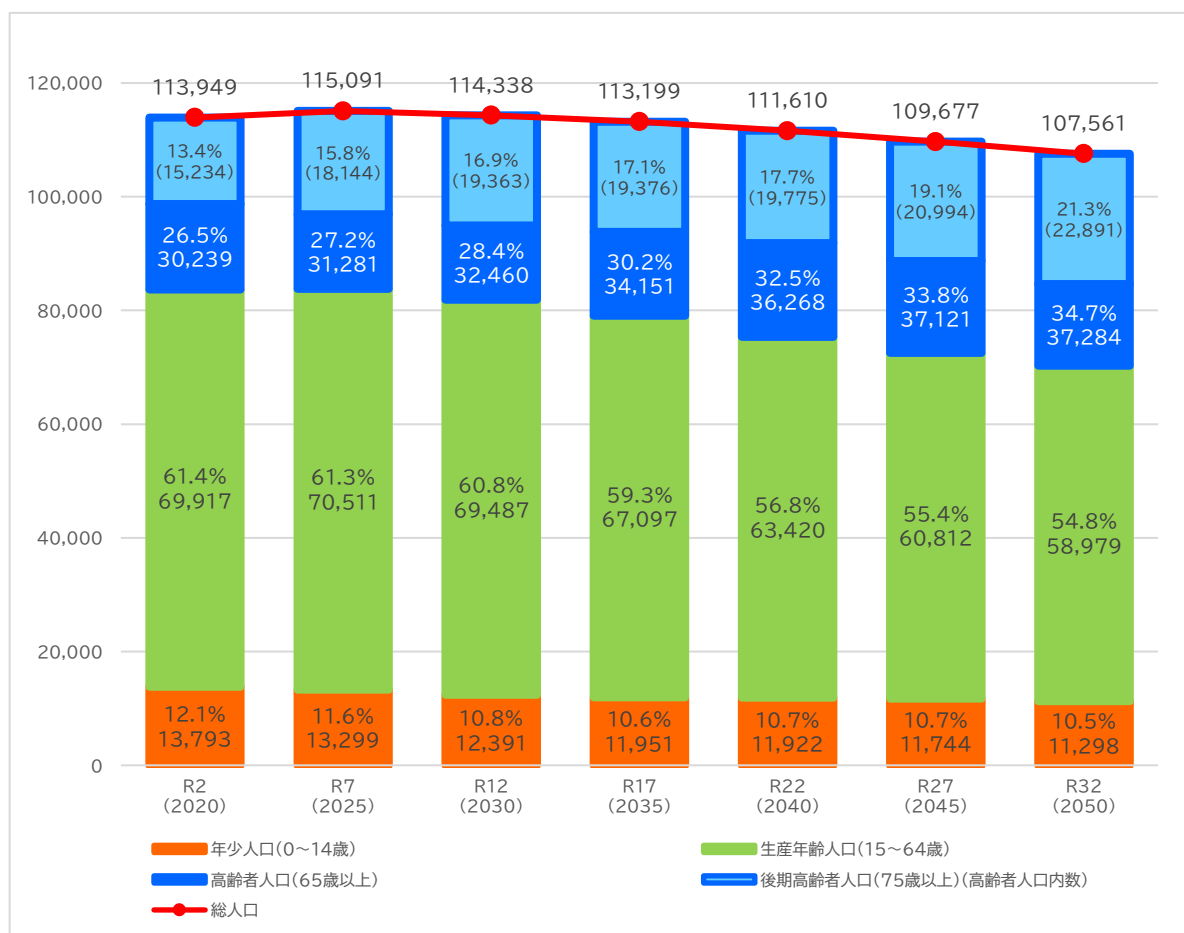
(4) 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析

国が提供する人口推計（国立社会保障・人口問題研究所推計）の結果によると、本市の人口は令和7（2025）年をピークに減少していくことが試算されています。年少人口、生産年齢人口は減少傾向で推移する一方で、高齢者人口は令和32（2050）年までは増加を続けることが見込まれています。

■ 国の提供する人口推計（年齢3区分別人口）

	国勢調査より		国の推計値				
	R2年 (2020)	R7年 (2025)	R12年 (2030)	R17年 (2035)	R22年 (2040)	R27年 (2045)	R32年 (2050)
総人口	113,949	115,091	114,338	113,199	111,610	109,677	107,561
0～14歳	13,793	13,299	12,391	11,951	11,922	11,744	11,298
15～64歳	69,917	70,511	69,487	67,097	63,420	60,812	58,979
65歳以上	30,239	31,281	32,460	34,151	36,268	37,121	37,284
(再掲:75歳以上)	(15,234)	(18,144)	(19,363)	(19,376)	(19,775)	(20,994)	(22,891)

※国勢調査における総人口には年齢不詳人口を含み、各年齢階級の人口には年齢不詳人口を案分補正した人口を含む



(単位：人)

① 財政運営への影響

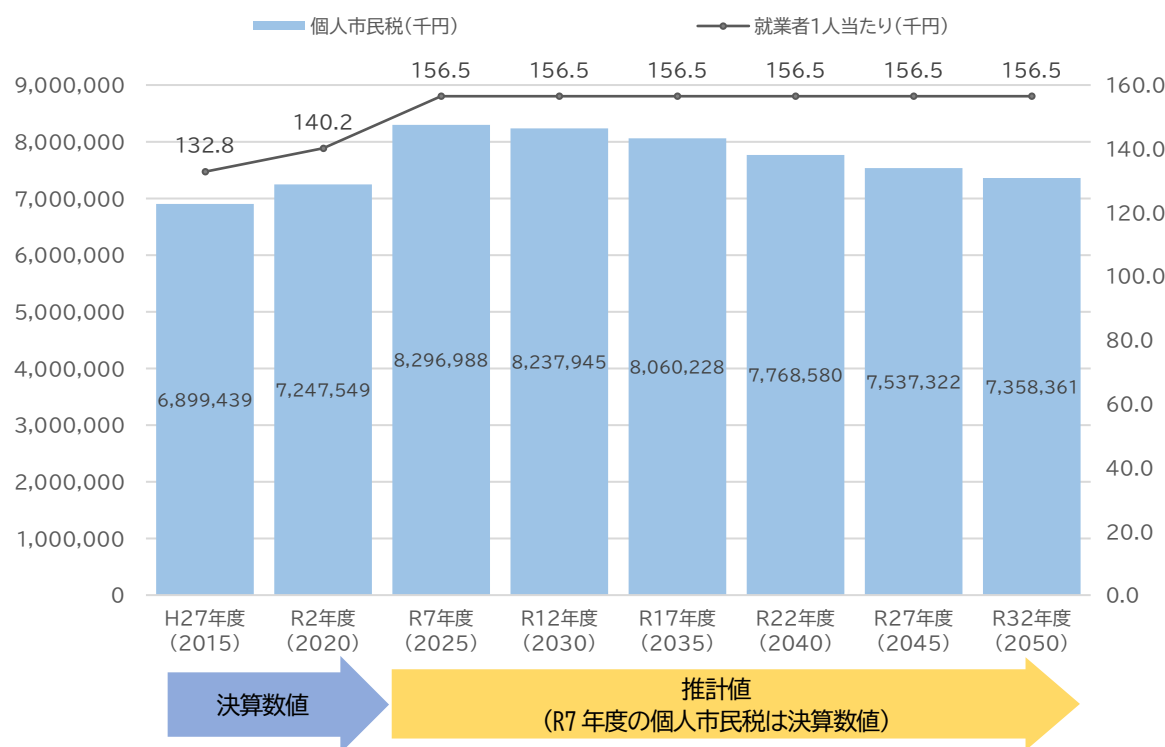
国が提供する人口推計（国立社会保障・人口問題研究所推計）のとおりに、令和7（2025）年をピークに人口が減少、将来の就業率が令和2年国勢調査の数値と変更がないと仮定した場合、就業者数は主に生産年齢人口の減少に伴う減少が見込まれます。国の推計値を基にした推計値によると、令和7（2025）年の53,016人と比較して、令和32（2050）年には5,997人減となる見通しとなっています。

また、就業者一人当たりの個人市民税収入が令和7年度の数値と変わらないと仮定した場合、令和7（2025）年度の約83億円に対し、令和32（2050）年度には約74億円（11%減）が見込まれ、今後、市税収入の根幹を成す個人市民税収入の縮小が懸念されます。

■ 個人市民税収入の見込み

（就業者総数：人 個人市民税・就業者一人当たり：千円）

	国勢調査・ 決算カードより		国の推計値を基にした推計値より (R7年度の個人市民税は決算カードより)					
	H27年度 (2015)	R2年度 (2020)	R7年度 (2025)	R12年度 (2030)	R17年度 (2035)	R22年度 (2040)	R27年度 (2045)	R32年度 (2050)
就業者総数	51,949	51,700	53,016	52,639	51,504	49,640	48,162	47,018
個人市民税	6,899,439	7,247,549	8,296,988	8,237,945	8,060,228	7,768,580	7,537,322	7,358,361
就業者一人当たり	132.8	140.2	156.5	156.5	156.5	156.5	156.5	156.5



このため、生産年齢人口の減少が見込まれる中であっても、就業者数の維持及び就業者一人当たりの個人市民税の増加が必要となってきます。

a. 就業者数の維持

就業率が一定のまま推移すると仮定した場合、高齢者人口の増により、65 歳以上の就業者数の増加が見込まれるものの、それを上回る生産年齢人口の減少により、就業者数全体では減少が見込まれています。

就業者数を維持するには、女性や高齢者を含む全体的な就業率上昇が挙げられ、子育て世代が仕事を辞めることなく、働きながら子育てしやすい環境、また、女性と高齢者が働きやすい環境づくりを進める必要があります。

■ 就業者数の見通し

		R 7 (2025)	R 12 (2030)	R 22 (2040)	R 32 (2050)
就業者数（R 7との差）	15～64 歳	45,496	44,835 (▲661)	40,921 (▲4,575)	38,055 (▲7,441)
	65 歳以上	7,520	7,804 (284)	8,719 (1,199)	8,963 (1,443)
	計	53,016	52,639 (▲377)	49,640 (▲3,376)	47,018 (▲5,998)

※国が提供する人口推計（国立社会保障・人口問題研究所推計）より作成

b. 雇用環境の改善

就業者数全体で減少が見込まれる中、これまでどおりの行政サービスを提供していくためには、就業者一人当たりの個人市民税収入の増加を目指す必要があります。

そのためには、雇用環境を整えたうえで、正規雇用を希望する人の正規雇用率向上をはじめ、多様な人々の多様な働き方への希望をかなえる取組が必要です。なお、本市の正規雇用・非正規雇用労働者の状況として、男性の就業者に占める非正規雇用労働者の割合は多摩 26 市中 10 番目の 16.8%、女性の就業者に占める非正規雇用労働者の割合も多摩 26 市中 10 番目の 49.6%となっており、多摩 26 市の中では平均的な順位となっています。

■ 正規雇用・非正規雇用の状況

● 男性就業者の状況

男性就業者 28,872 人（全体の 55.8%）		
正規雇用労働者 18,681 人 (64.7%)	非正規雇用労働者 4,850 人 (16.8%)	その他 5,341 人 (18.5%)

● 女性就業者の状況

女性就業者 22,828 人（全体の 44.2%）		
正規雇用労働者 9,029 人 (39.6%)	非正規雇用労働者 11,312 人 (49.6%)	その他 2,487 人 (10.9%)

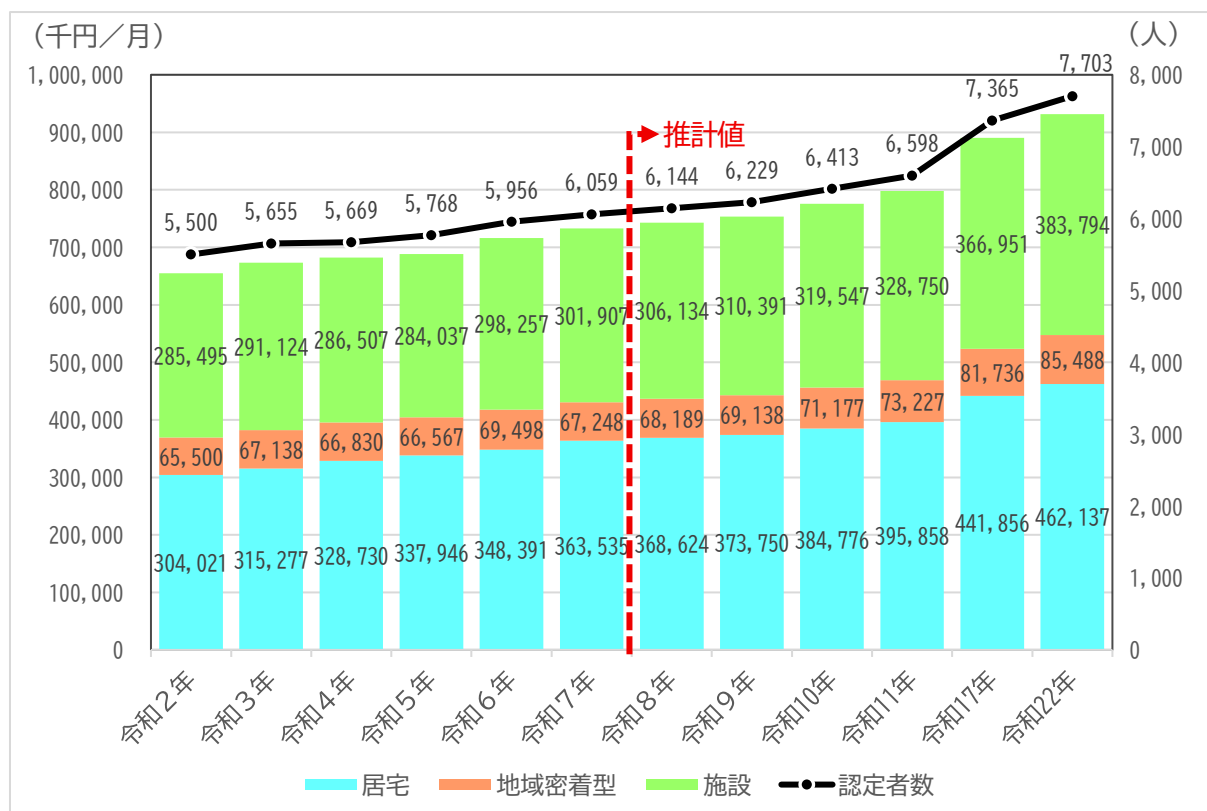
出典：令和 2 年国勢調査（総務省統計局）

※正規雇用労働者＝雇用労働者のうち「正規の職員・従業員」
※非正規雇用労働者＝雇用労働者のうち「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト・その他」の合計
※その他＝「役員」、「雇入のある業主」、「雇入のない業主」、「家族従業者」、「家庭内職者」、「不詳」の合計

② 医療費・介護需要の増大

国の推計によれば、令和12（2030）年には高齢者1人を2.14人、令和22（2040）年には同1.74人、令和32（2050）年には同1.58人で支えなければなりません。高齢化の進行により、家族介護の困難性は増し、医療費や介護需要の増大による社会保障関連に係る費用負担が拡大していくことが想定されます。

■ 介護保険給付費の推移



出典：介護保険事業計画をもとに作成

※認定者：各年度末時点（1号被保険者のみ）

※保険給付費：年報の数値の月平均値

※令和7年度までは実績値、令和8年度以降は推計値

③ 公共施設等の維持管理・更新等への影響

公共施設の更新には、多額の財源を要するなどの課題が山積していることに加え、学校校舎を含む他の施設においても老朽化が進んでおり、これら公共施設の適切な維持・管理、更新、複合化や多機能化は大きな課題となっています。

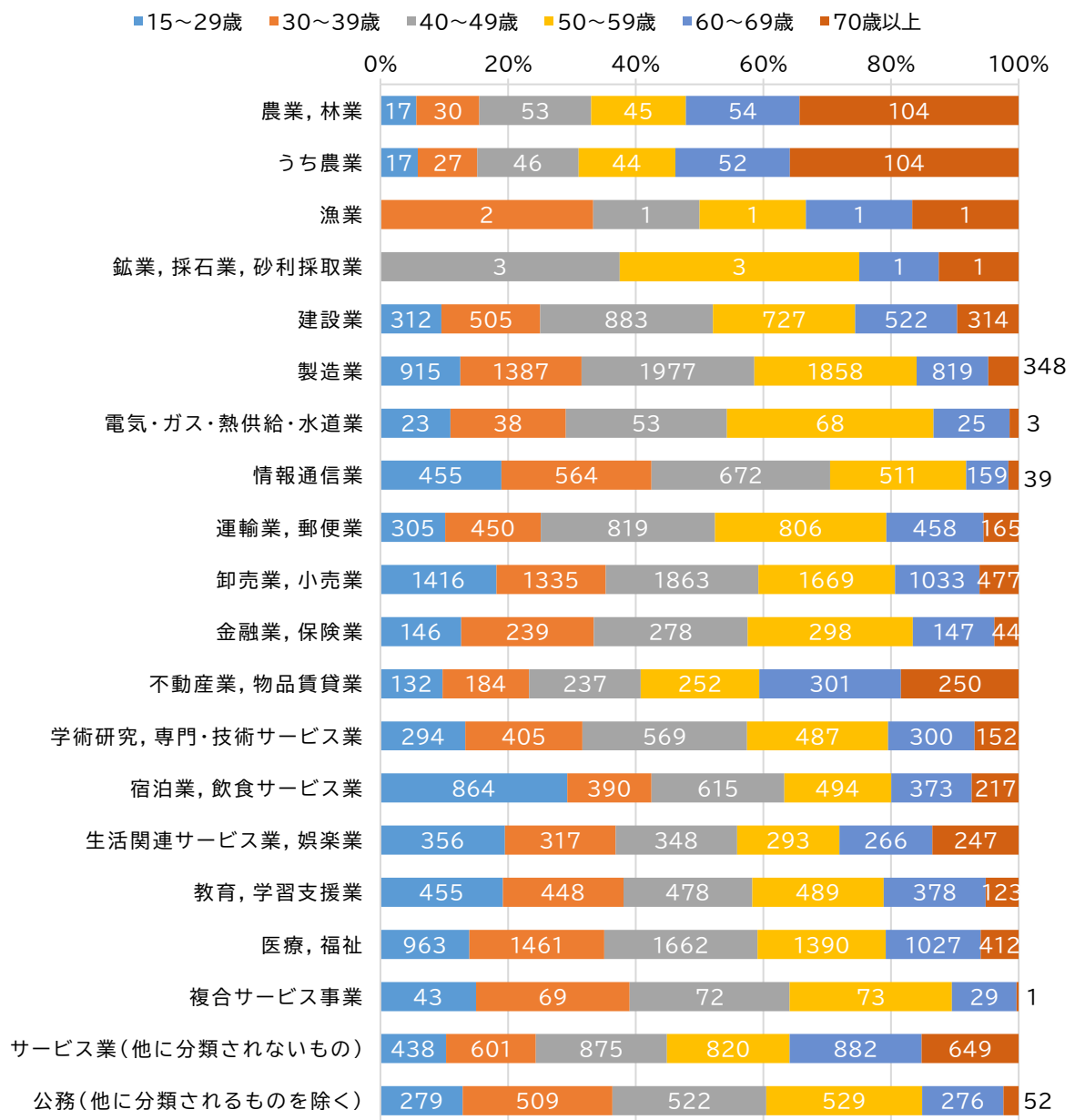
これらの課題への対応と併せ、市内地域ごとの人口動態も踏まえた将来を見据えた公共施設へのニーズに対応していくことが必要となります。

④ 地域産業・経済活動の縮小

生産年齢人口の減少は、地域産業・経済活動の縮小に直結します。

各産業別年齢階級においても全体的に高齢化が進行していますが、農業分野をはじめとした高齢化の著しい産業分野での事業承継、人材の確保が必要となります。

■ 産業別年齢階級



(単位: 人)

出典: 令和2年国勢調査(総務省統計局)

※「分類されない産業」は非表示

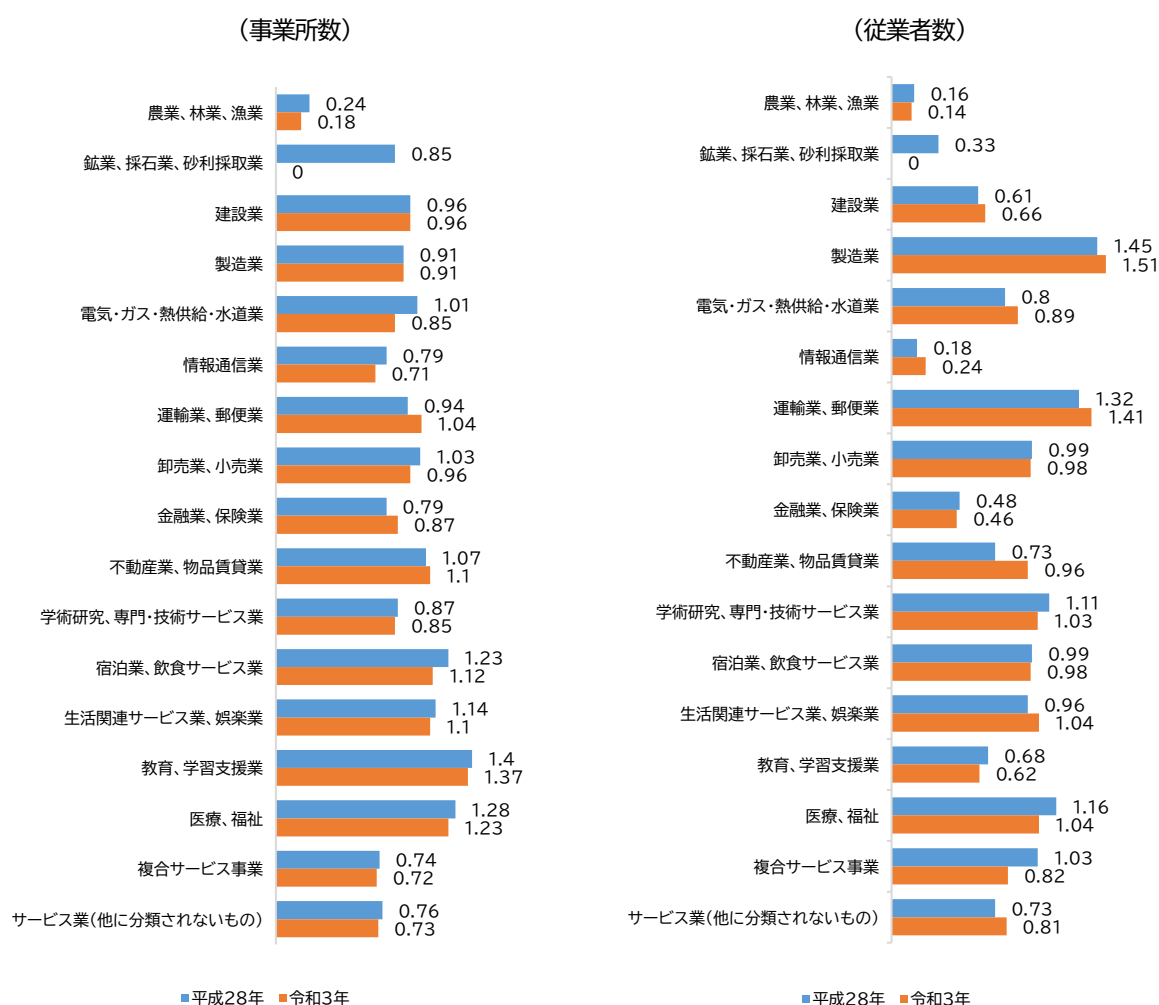
※産業別年齢階級=昭島市を従業地とする就業者によるもの

「特化係数」とは、「市の全産業に占める各産業の割合÷全国全産業に占める各産業の割合」で得られる値を指し、特化係数が1を超えている産業は、全国平均に比べて昭島市において盛んであるといえます。

昭島市の産業構造を特化係数で見ると、事業所数と従業者数がともに1を超えているのは「運輸業・郵便業」、「生活関連サービス業・娯楽業」、「医療・福祉」となっています。

平成28年から令和3年にかけて、事業所数の特化係数が増加した業種は、「運輸業・郵便業」、「金融業・保険業」、「不動産業、物品賃貸業」のみとなっています。

■ 昭島市における産業大分類別の特化係数



出典：昭島市市内産業実態調査報告書
※数値は令和3年経済センサス活動調査より

地域産業・経済活動の縮小に歯止めをかけるには、高齢化の著しい業種での事業承継・人材確保のほか、市内産業に対し、特定の産業がどのくらい盛んであるかを数値化した特化係数に応じた支援をすることが重要な鍵となります。

(5) 将来展望

① 本市の将来人口の長期的な見通し

国の推計と同様にコーホート要因法¹を用い、将来の人口を推計しました。

推計にあたっては、低下傾向が続く合計特殊出生率については令和6（2024）年の1.13を維持、人口移動も大規模な宅地開発を除き現状の水準で推移するものとし、今後見込まれる大規模な宅地開発を一定の推計で加味しました。

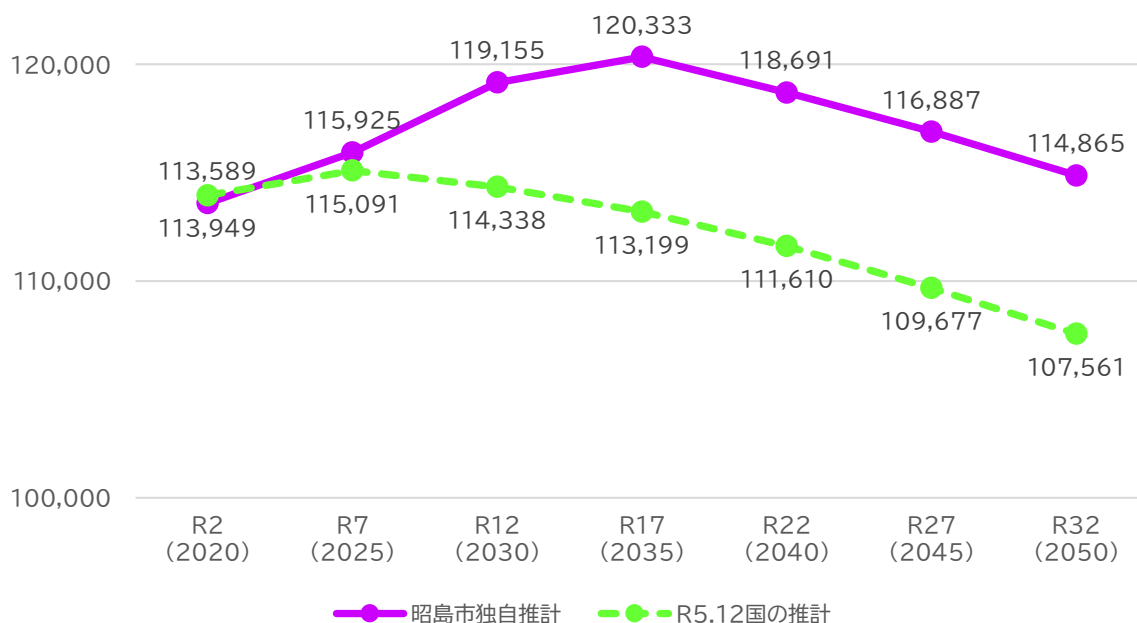
昭島市独自推計：コーホート要因法によるシミュレーション

- ・合計特殊出生率は1.13を維持
- ・人口移動は現状値を維持（大規模な宅地開発を除く）
- ・大規模な宅地開発は一定の推計で別途加味

国の推計：コーホート要因法によるシミュレーション

- ・合計特殊出生率は令和2（2020）年には1.33、令和5（2023）年には1.23まで低下
- 以後上昇に転じる（令和55（2070）年には1.36の見込）

■ 人口推計結果



(単位：人)

1 コーホート要因法

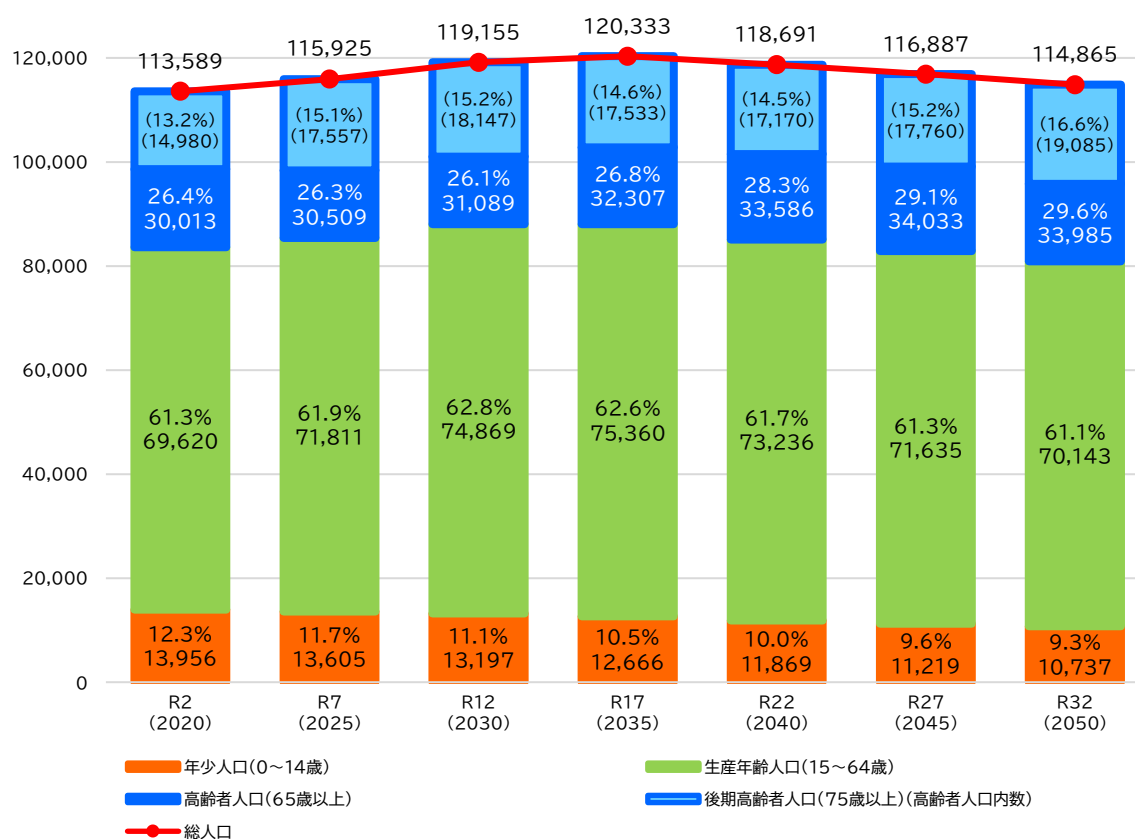
ある基準年次の年齢別男女人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。

② 本市の人口の将来展望

本市の総人口は近年、死亡数が出生数を上回る自然減で推移している一方で、立川基地跡地や昭島駅北側地域を中心とする大規模な宅地開発などによる転入者数増の影響で、増加傾向で推移し、基本構想で示す令和13（2031）年を目標年次とする人口の将来展望112,000人を大きく上回っています。この先の数年間で想定される市域における宅地開発の影響を除けば、国の推計と近い曲線での人口減少が見込まれますが、宅地開発の影響を加味すると、令和17（2035）年頃まで増加傾向が続く推計となります。

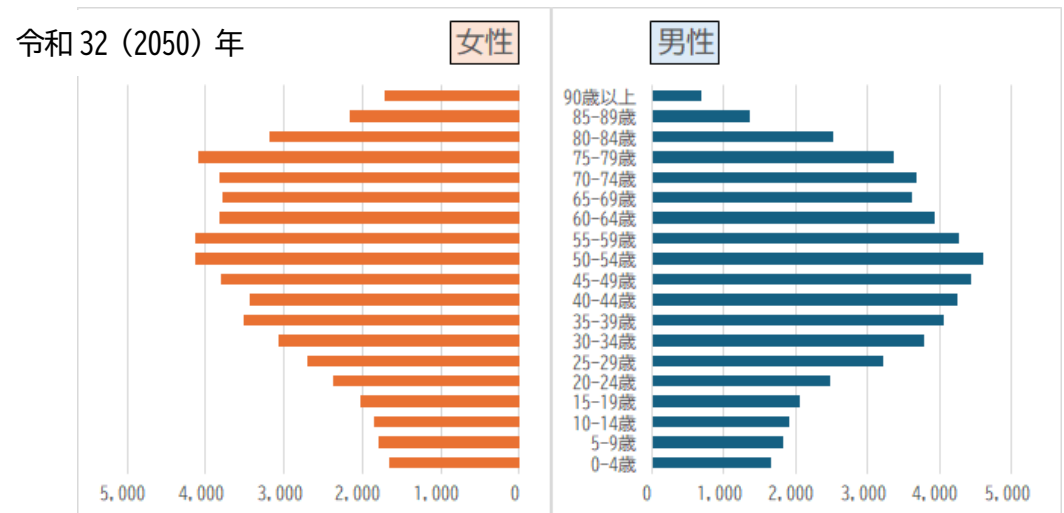
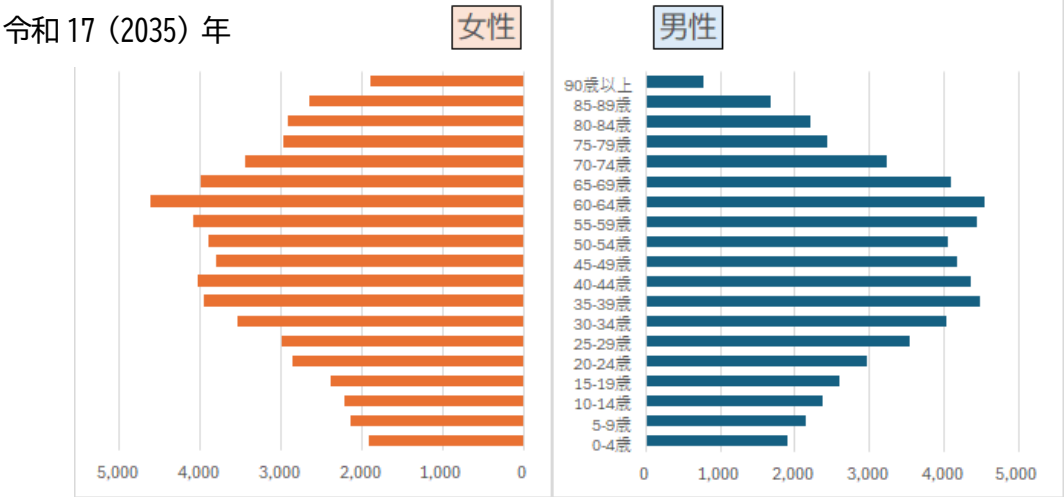
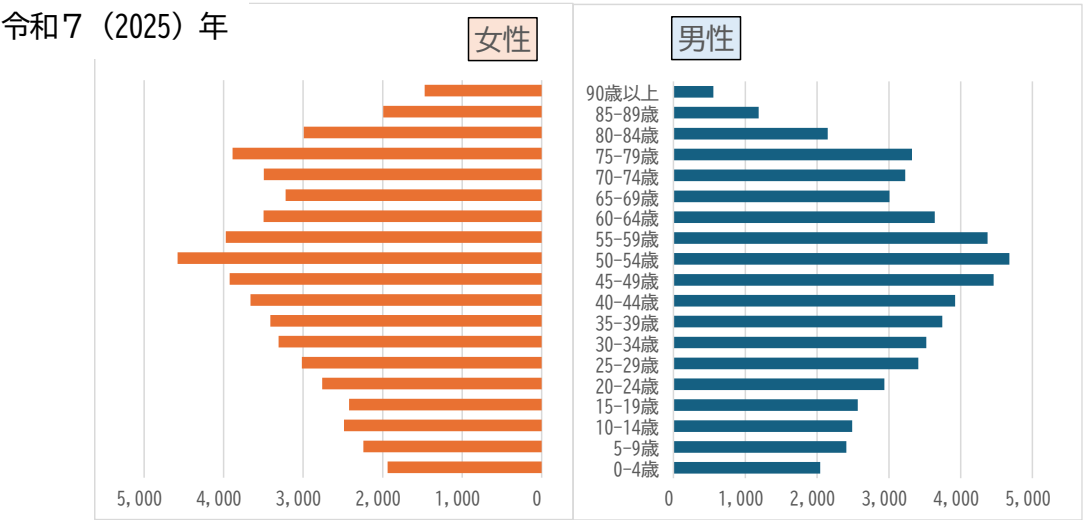
■ 人口の将来展望（年齢3区分別人口）

	市の独自推計						
	R2年 (2020)	R7年 (2025)	R12年 (2030)	R17年 (2035)	R22年 (2040)	R27年 (2045)	R32年 (2050)
総人口	113,589	115,925	119,155	120,333	118,691	116,887	114,865
0～14歳	13,956	13,605	13,197	12,666	11,869	11,219	10,737
15～64歳	69,620	71,811	74,869	75,360	73,236	71,635	70,143
65歳以上	30,013	30,509	31,089	32,307	33,586	34,033	33,985
(再掲:75歳以上)	(14,980)	(17,557)	(18,147)	(17,533)	(17,170)	(17,760)	(19,085)



(単位：人)

将来人口推計における人口ピラミッド



(単位：人)

■ 人口ビジョンにおける人口の将来展望と目指すべき方向性

～ 人口の将来展望 ～

基本構想で掲げる令和 13（2031）年の将来人口展望である 112,000 人を大きく上回る水準で推移

令和 32（2050）年において人口 114,000 人を維持します

～ 目指すべき方向性 ～

【自然減の抑制】

子育てしやすい環境をつくり、出生数の維持を目指します。

【社会増の促進】

ハード・ソフト事業の融合により都市の価値を高めるとともに、昭島の魅力を発信することにより、住んでみたい、住み続けたいまちをつくります。

人口減少社会に入っている中で、本市では昭島駅北側地域を中心とする宅地開発により、当面は人口の増加が続くことが見込まれています。

まちの形が大きく変わっていく過程にあっても、今後の人口動態を見据える中で、住んでみたい、住み続けたいまちとして昭島市が発展していくための諸施策を、戦略的かつ一体的に展開する必要があります。

2 総合戦略の基本目標

総合戦略は、人口減少・超高齢社会の構造的課題を克服するため、国と地方が総力をあげて取り組むための計画です。本市の将来都市像「水と緑が育む ふるさと昭島 ～多様性と意外性のある楽しいまちを目指して～」の実現に向けて、総合基本計画に掲げる施策の中から、人口減少・超高齢社会の構造的課題の克服に資する施策を重点的に展開します。

（１）総合戦略の位置づけ

総合基本計画と、より一体的かつ戦略的に施策を展開するため、基本的な方針等を総合基本計画の中に位置づけます。

なお、各施策の効果を客観的に検証できるよう、基本目標ごとに政策指標を定め、後期基本計画の計画期間と併せ、見直しを行います。

（２）基本的な考え方

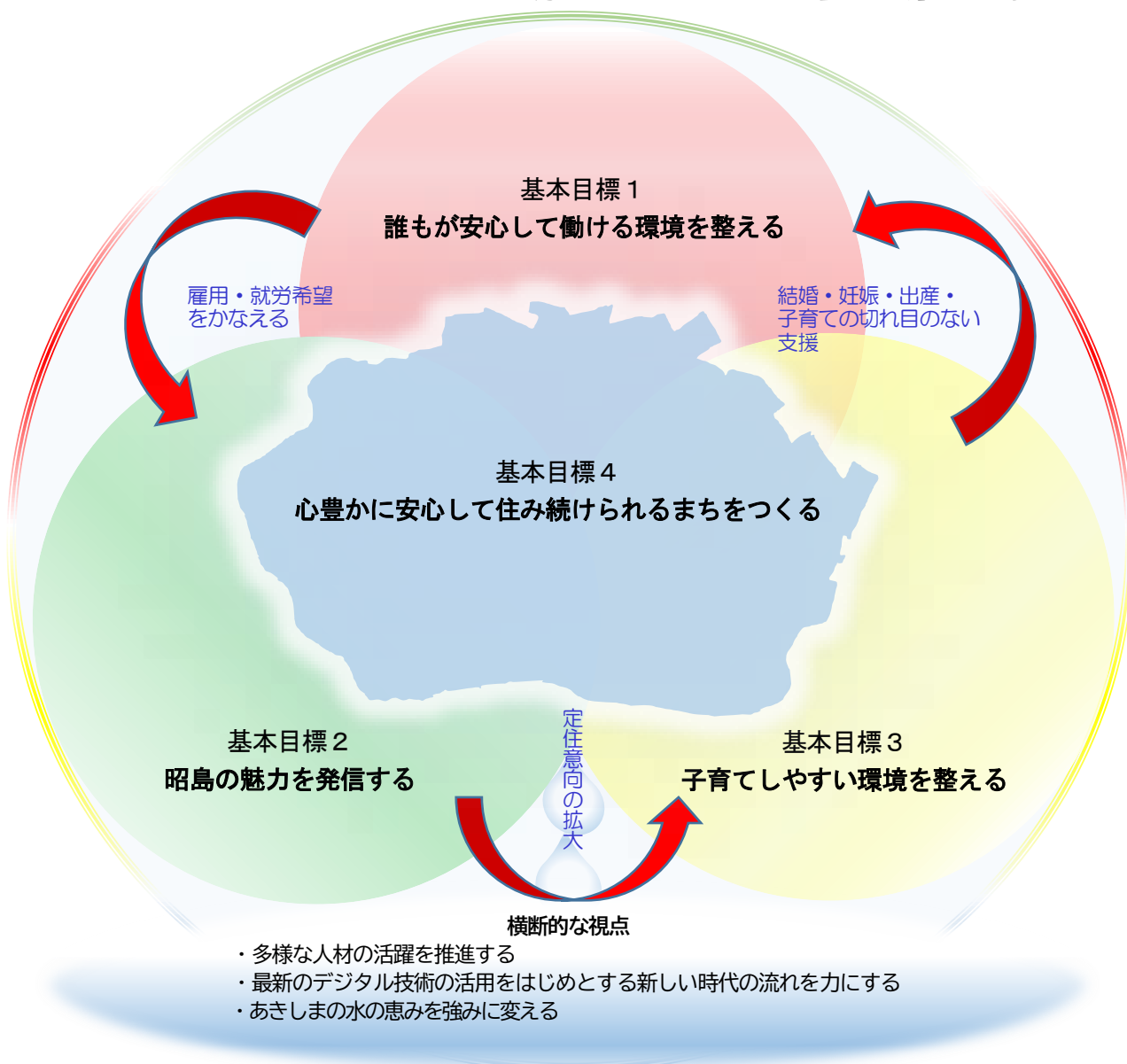
施策の展開にあたっては、将来の人口動向を分析し、地域の課題を整理したうえで将来人口展望を示し、これを踏まえ、課題克服に向けた施策展開を図ります。

総合基本計画に掲げる施策の中でも、人口減少・超高齢社会のもたらす構造的課題の克服に向けた施策を横断的・体系的に整理し、戦略的・一体的に展開することで、活気あるまちの構築を目指します。

（３）基本目標の設定

総合戦略では、人口ビジョンにおける人口の将来展望と目指すべき方向性を踏まえるとともに、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略や東京都の総合戦略も勘案し、4つの基本目標を設定します。また、基本目標の達成のために共通する3つの横断的な視点を設定し、「訪れてみたい 住んでみたい 住み続けたい あきしま」「ここで生業をしたい 生業を続けたい あきしま」の構築を目指します。

「訪れてみたい 住んでみたい 住み続けたい あきしま」
「ここで生業をしたい 生業を続けたい あきしま」の構築を目指す



基本目標 1 施策内容

- (1) 大手・中核企業とのネットワーク構築・強化
- (2) 中小企業・個人事業主の事業継続に係る普及啓発、創業希望者の掘り起こしによる雇用機会の維持
- (3) 就労者や就労を希望する人の支援
- (4) 企業活動の実情に応じたデジタル化への支援

基本目標 2 施策内容

- (1) 郷土伝統文化・郷土芸能・芸術の推進、文化財のデジタルアーカイブ化による後世への文化継承
- (2) 昭島ブランド構築・推進
- (3) 民間企業と連携した魅力づくり
- (4) 年齢層・世代に応じた多様な情報発信

基本目標 3 施策内容

- (1) 妊娠・出産の希望をかなえる支援
- (2) 安心して子育てできる環境づくりと地域ぐるみの支援の充実

基本目標 4 施策内容

基本目標 1～3に掲げる施策展開において基盤となる目標

【基本目標1】誰もが安心して働ける環境を整える

■基本目標

「しごと」と「ひと」の好循環を形成し、地域経済の好循環や地域活性化に資するため、雇用力のある市内企業等との連携による就労環境を確保し、中小企業や個人事業主の事業継続、事業承継の円滑化等を目指します。

また、多様なライフスタイルなどを踏まえ、誰もが希望に沿った就労形態により働くことができる、そして「ここで生業をしたい 生業を続けたい」と思っただけのようなまちづくりを目指します。

■政策指標

- ワーク・ライフ・バランス認定事業者及び認定事業者を目指す事業者を増やします
- 地元雇用の増加を目指します
- 就労状況の改善を図ります

■現状

- ① 雇用力、稼ぐ力ともに高い製造業が基幹産業となっており、地域経済の活性化や流入人口に対し影響力を持っている一方、小規模事業者も多く存在し高い割合となっています。
- ② 中小企業や個人事業主（農業者を含む）で後継者不足、人材不足が深刻化しています。
- ③ 共働き世帯は増加傾向で推移し、専業主婦世帯の2倍程度の数値となっています。
- ④ 女性の雇用に関し、非正規雇用の割合は26市中10番目となっており非正規雇用の割合が高くなっています。
- ⑤ 創業、副業、フリーランスなど働き方の価値観が多様化しています。
- ⑥ 主に生産年齢人口の減少に併せて、今後更なる就業者数の減少が見込まれます。

■課題

- ① 地元企業等の定着に向けた官民連携の取組が必要です。
- ② 地域雇用の促進や職住近接の環境づくりなど、雇用力のある市内企業等との連携が必要です。
- ③ 中小企業や個人事業主の事業継続、事業承継へ支援が必要です。
- ④ 子育て中の共働き世帯が、安心して働ける環境づくりが必要です。
- ⑤ 正規雇用を希望する人の正規雇用率向上をはじめ、多様な人々の多様な働き方への希望をかなえる取組が必要です。
- ⑥ 年齢や性別に捉われることなく、多様な人材を活用した働き手の確保が必要です。
- ⑦ 中小企業等の人材不足解消には、企業活動のデジタル化による業務効率化や情報発信が重要な解決策となります。デジタル化に関する知識・ノウハウ不足への支援をきっかけとして、時代に適した働きやすいデジタル環境の整備と、求職者や取引先に対して企業の魅力・実態を発信する「企業に見える化」への支援が必要です。

■基本的方向性

- ① 雇用力のある市内企業等との連携を深める中で、職住近接を推進するなど、働く希望と雇用の場をつなげることで、地域において安心して働ける就労環境の確保に努めます。
- ② 中小企業や個人事業主の事業継続、事業承継を支援します。
- ③ 性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、すべての人の働く希望と働き方の希望をかなえられる環境の整備に努めます。
- ④ 事業の発展につながる企業活動のデジタル化に向けた社員の意識啓発と専門家による伴走支援を行うことで、労働環境の改善等による従業者及び市民生活の向上に努めます。

施策内容

- ① 大手・中核企業とのネットワーク構築・強化
- ② 中小企業・個人事業主の事業継続に係る普及啓発、創業希望者の掘り起こしによる雇用機会の維持
- ③ 就労者や就労を希望する人の支援
- ④ 企業活動の実情に応じたデジタル化への支援

【基本目標2】昭島の魅力を発信する

■基本目標

安全で利便性に富んだ都市基盤と水と緑の自然環境が調和した、快適で住みやすい住宅都市としての地域特性をはじめとした本市の魅力について、市民、企業、通勤通学者、来訪者など、あらゆる人に感じていただき、「訪れてみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」、そして「ここで生業をしたい 生業を続けたい」と思ってもらえるようなまちづくりを目指します。

■政策指標

- 転入超過の維持を目指します
- 市民意識調査における愛着度の増加を目指します

■現状

- ① 地域に引き継がれてきた伝統文化・行事等は、市外からも多くの方が訪れる魅力を持っています。また、彫刻園やスポーツ施設、企業の技術力を集めた博物館等、市内企業等が保有する貴重な資源も数多く存在します。
- ② 多摩川や玉川上水、清らかな湧水、緑が連なる立川崖線など、水と緑の環境に恵まれています。中でも深層地下水 100%の水道水は貴重な地域資源であり、本市の魅力として市民にも認知されていますが、市外における認知度は高いとはいえません。
- ③ 本市の強みの一つである転入超過に加え、立川基地跡地や昭島駅北側地域を中心とする大規模な宅地開発により、人口は増加傾向が続く見通しですが、令和 17(2035)年以降は国や東京都と同様に人口減少が加速し、令和 32 (2050) 年には 11 万 5 千人を下回る見込みとなっています。
- ④ 宅地開発が進み、子育て世代を含む人口の増加が見込まれます。
- ⑤ 比較的コンパクトな市域内に J R 青梅線・五日市線・八高線、及び西武拝島線の 5 つの駅を有する鉄道網に恵まれています。
- ⑥ 国道 16 号線が市域をまたぎ、中央道や圏央道などの広域道路網へのアクセスにも優れています。
- ⑦ 都心部へも奥多摩の森へも鉄道で 1 時間程度の距離にあり、恵まれた生活環境にある一方、大都会の華やかさや地方都市における観光名所など、知名度を上げるものが希薄となっています。
- ⑧ 多摩地域の中心という恵まれた立地条件により、近隣市町村の魅力的な地域資源を共有できるほか、友好都市である岩手県岩泉町や環境連携を行っている奥多摩町などの近隣市町村以外の地域資源も活用できます。

■課題

- ① 昭島へ新たな人の流れをつくるためにも、昭島の多様な魅力を広く認識してもらうことで、本市の知名度を上げる取組が必要です。

- ② 子育てしやすい魅力的な環境があることを子育て世代の転入予定者にアピールできていません。
- ③ 市民意識調査では、本市の宝である「深層地下水 100%の安全でおいしい水道水」については、本市の魅力として認知されていますが、伝統文化については、認識している人の割合が低い状況にあり、市民に再認識いただく取組が必要です。
- ④ 深層地下水 100%の水道水が貴重な資源であることを次世代に伝え、守っていくことが必要です。
- ⑤ 市内外へ向けて深層地下水のことを含めた本市の魅力を感じていただけるような効果的かつ戦略的な情報発信が必要です。

■基本的方向性

- ① 本市を象徴する施設のアキシマエンスや地域の歴史、郷土芸能を活かした事業や文化芸術などの魅力を有効活用する中で、本市への関心や知名度を高めるための取組や文化財のデジタルアーカイブ化による後世への文化継承を推進します。
- ② 民間企業と連携し、市内企業が保有する資源等も活用する中で、更なる魅力向上への取組を推進します。
- ③ 市内在住者にも本市の魅力を再認識していただき、昭島の「良さ」を実感する中で、シビックプライドが生まれ「住み続けたい」と思ってもらえるとともに、市の魅力を市外へ情報発信していただく取組を推進します。
- ④ 若年層・子育て世代に対しては SNS をはじめとするデジタルツールを活用した情報発信を行うとともに、デジタル環境に不慣れな高齢者層等に対してはデジタルデバインドに配慮しアナログ媒体を活用するなど効果的かつ戦略的なシティプロモーションの視点に立った取組を推進します。
- ⑤ 地域の農産物を、学校給食をはじめ様々な場面で活用し、地産地消の取組を進めるとともに、食文化の普及啓発やPRを推進します。
- ⑥ 子育てしやすい魅力的な環境があることを子育て世代の転入予定者にアピールし、子育て世代に選ばれる昭島市を目指します。
- ⑦ 深層地下水 100%の水道水が貴重な資源であり、本市の魅力であることを市外、市内への転入予定者及び次世代へ継承し、周囲の環境を保全していく必要性を周知します。

施策内容

- ① 郷土伝統文化・郷土芸能・芸術の推進、文化財のデジタルアーカイブ化による後世への文化継承
- ② 昭島ブランド構築・推進
- ③ 民間企業と連携した魅力づくり
- ④ 年齢層・世代に応じた多様な情報発信

【基本目標3】子育てしやすい環境を整える

■基本目標

結婚・妊娠・出産・子育てに対する希望の実現に向け、結婚から子育てまで切れ目のない支援とともに、子育てと仕事の両立支援の取組を推進します。あわせて、長期的な出生率の維持を目指します。

■政策指標

- 出生数の維持を目指します
- 保育所入所待機児童数の解消を目指します

■現状

- ① 本市の合計特殊出生率は、東京都平均よりは高いものの全国平均よりは低い状況にあり、平成30（2018）年にピークを迎えた後はおおむね減少傾向にあります。一方で、多摩地域においては、比較的高い水準で推移しており、令和6年（2024）年は多摩地域内26市中6番目に高い水準となっています。
- ② 子育てや教育にお金がかかるという経済的な理由に加え、晩婚化を背景に年齢や健康上の問題など身体的な理由により、望んだ数の子どもを持ってないケースが全国的にも多くなっています。
- ③ 子育て環境において、「仕事と子育ての両立環境」や「子育ての経済的負担」、「子育て家庭の孤立化等による心理的・肉体的負担」など様々な不安の増大が懸念されています。
- ④ 本市ではこれまで、待機児童対策として保育所等の整備や子ども医療費の無償化など、子育て支援策を強化してきましたが、子育て世代のライフスタイルも変化していることから、より一層、多様なニーズへの対応が求められています。
- ⑤ 宅地開発が進み、子育て世代を含む人口の増加が見込まれます。

■課題

- ① 妊娠・出産の希望をかなえ、出生数を維持することが必要です。
- ② 子育て世代のニーズや課題等を把握し、安心して子どもを生み育てられる環境の整備や子育てに要する経済的負担など様々な不安を軽減するための取組が必要です。
- ③ 子育て世代が、働きながら安心して子育てできる環境の整備を行い、子育て世代の転入者を市内へ呼び込むことが必要です。

■基本的方向

- ① 子どもを生み育てたい人の希望をかなえるため、妊娠・出産・育児における切れ目のない支援とともに地域における子育て支援の充実に努めます。
- ② 子育てしやすい魅力的な環境を整備し、充実させる必要があります。
- ③ 何歳からでも子どもを預けられる環境の整備やデジタル技術を活用した子育て支援の充実・プッシュ型の情報発信、ICT環境整備による学校教育のさらなる充実にも努める中で、安心して子育てできる環境の整備に努めます。

施策内容

- ① 妊娠・出産の希望をかなえる支援
- ② 安心して子育てできる環境づくりと地域ぐるみの支援の充実

【基本目標4】心豊かに安心して住み続けられるまちをつくる

基本目標4は、基本目標1「誰もが安心して働ける環境を整える」、基本目標2「昭島の魅力を発信する」、基本目標3「子育てしやすい環境を整える」に掲げた施策を展開するうえで、基盤となる目標です。

本市は、「人間尊重」「環境との共生」をまちづくりの理念として、安全で利便性に富んだ都市基盤と水と緑の自然環境が調和した、快適で暮らしやすい住宅都市として発展を遂げてきました。引き続き、脅威を増す自然災害や感染症、物価高騰等への対応や多様化するライフスタイル、ポストコロナの価値観の変化への対応を図りつつ、新たな時代に向けて各般にわたる施策を展開し、総じて「訪れてみたい 住んでみたい 住み続けたい あきしま」、そして「ここで生業をしたい 生業を続けたい あきしま」の構築を目指します。

また、A I等のデジタル技術を活用した新たな事業展開を図るため、誰一人取り残さない、人にやさしいまちづくりを目指します。

なお、デジタル技術は、生活を便利にするためのものであり、利用する人が難しさや不安を感じるのは望ましくありません。本市の進めるDXは、人にやさしいデジタル化を目指すものであり、デジタル技術を活用して個々のニーズに応え、誰もがデジタル化のメリットを実感できる取組を推進します。

■政策指標

- 住み続けたいと思う市民の割合の増加を目指します

■基本的方向

- ① 安全で利便性に富んだ都市基盤と水と緑の自然環境の調和を維持し、水と緑に恵まれた自然環境を次世代に引き継ぐまちづくりを推進します。
- ② 脅威を増す台風や自然災害、新たな感染症など、あらゆるリスクを最大限想定する中で、誰もが安全で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。
- ③ 多様化するライフスタイルやポストコロナの価値観の変化にも対応した、心豊かに暮らすことのできるまちづくりを推進します。
- ④ A I等のデジタル技術を活用した新たな事業展開を図るため、昭島市デジタル化推進計画のもと、様々な分野で着実にDXの取組を加速させ、誰一人取り残さない、人にやさしいまちづくりを推進します。SDGsの理念を踏まえ、持続可能な社会の実現や未来技術の活用によるSociety5.0の実現など、新たな時代の流れに柔軟に対応します。
- ⑤ 本市は、都心部へも奥多摩の森へもアクセスしやすい都市環境と、水と緑の自然環境に恵まれています。また、比較的コンパクトな市域の中には、大規模な開発による新たなまちなみの中にも、社寺や文化財なども多く存在し、伝統文化や歴史的行事が脈々と引き継がれています。こうした環境や地域特性を活かしたまちづくりに加え、地域において活動する多様な団体・組織が、共助の考えの下、それぞれの得意分野を生かし、課題解決に向けて柔軟かつ

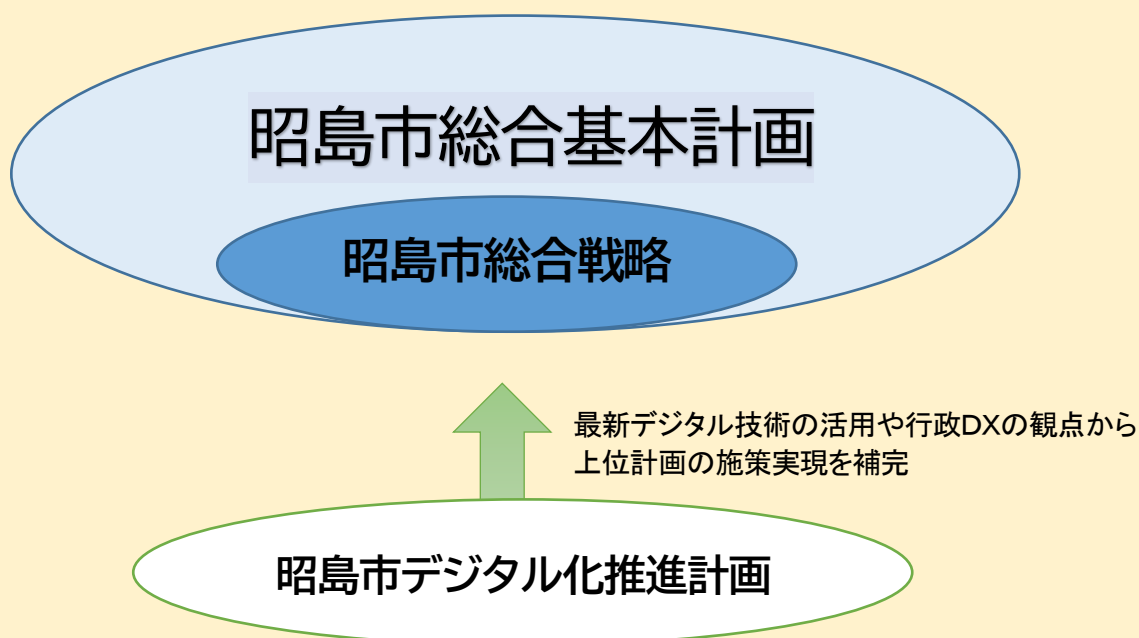
有機的に連携する地域コミュニティの推進を図ります。

デジタル化推進計画

「最新のデジタル技術の活用をはじめとする新しい時代の流れを力にする」

総合戦略における基本目標の実現には、最新のデジタル技術の活用は不可欠です。本市では、「昭島市デジタル化推進計画」を策定し、市民サービスの向上と行政事務の効率化の両立に向け積極的に取り組んでいます。一方、デジタル技術は日進月歩で変化していることから、社会情勢の変化や市民ニーズを的確にとらえたオンラインサービスの提供や、既成概念にとらわれない業務改善・業務改革について、継続的に取り組んでいく必要があります。

■ デジタル化推進計画の位置づけ



本計画の基本理念は、「誰一人取り残さない。すべての市民が「便利になった」と実感できるデジタル化の実現」です。スマートフォンやパソコンを日頃から利用している方に対しては、必要な手続きや情報がすべてオンラインで完結することで「市役所の手続きや情報収集が便利で快適になった」と実感していただける取組を推進します。また、事務処理等において、生成 AI、オープンデータをはじめとするデジタルデータ、各種クラウドサービス等の積極的な利活用により飛躍的な業務の効率化を実現し、そこで生み出された時間を顔の見える市民サービスの充実に振り向けることで、デジタルを活用しない市民にも、結果的に職員を身近に感じていただけるものと考えています。

行政DXを推進することが、単なる事務処理の効率化にとどまることなく、市民の皆様一人ひとりが昭島の未来に夢と希望を持ち続けていただくことの後押しとなるように、引き続き取り組んでいきます。

第4章 計画の策定にあたって

～市政全般に関わる主な分野別計画の方向性～

- 1 国土強靱化に向けた取組（国土強靱化地域計画）の概要
- 2 都市づくりに向けた取組（都市計画マスタープラン）の概要
- 3 公共施設マネジメントに向けた取組（公共施設等総合管理計画）
- 4 財政的な見通し（財政計画）

1 国土強靱化に向けた取組（国土強靱化地域計画）の概要

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として、計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

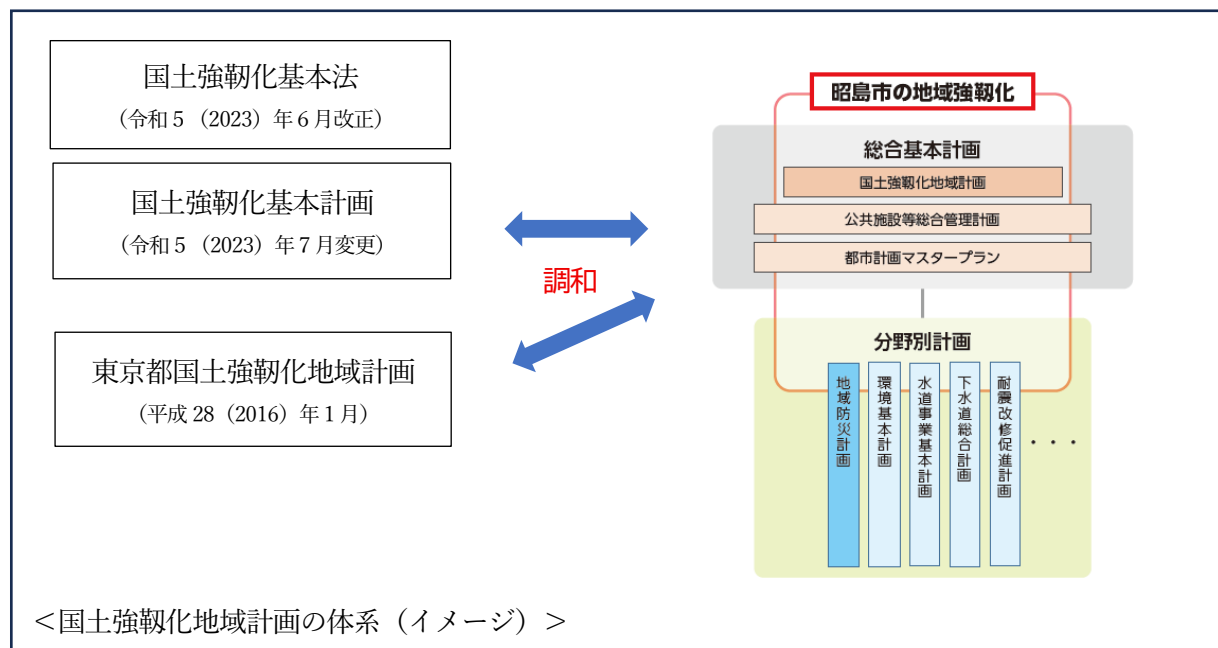
国の国土強靱化基本計画では、東日本大震災の教訓などを踏まえ、国土強靱化の理念として4つの基本目標を設定しています。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

（1）計画の体系

昭島市国土強靱化地域計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）」第13条に基づき策定する地域計画であり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的にするための指針となる計画です。

国の国土強靱化基本計画及び東京都国土強靱化地域計画と調和をとり、適時適切に見直しを図るものとします。



(2) 強靱化における推進目標

強靱化を進めるため、国の国土強靱化基本計画及び東京都国土強靱化地域計画と調和を保ちつつ、本市の地域特性を考慮し、事前に備えるべき8つの推進目標を設定しました。

目標 1	人命の保護が最大限図られる
目標 2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
目標 3	必要不可欠な行政機能を確保する
目標 4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
目標 5	経済活動を機能不全に陥らせない
目標 6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
目標 7	制御不能な二次災害を発生させない
目標 8	地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する

(3) 想定されるリスク

本市における起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定するにあたり、「昭島市地域防災計画」における被害想定を踏まえた自然災害を想定します。

〔地 震〕「立川断層帯地震」を本市の想定地震とします。

〔風水害〕「想定しうる最大規模の降雨」による被害を本市の想定風水害とします。



※イラスト引用 内閣官房HP 学習教材「防災まちづくり・くにつくり」より

(4) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

想定した自然災害を踏まえて、「事前に備えるべき 8 つの推進目標」に対して、36 項目の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を本市の特性を踏まえたものとして設定します。

備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
目標1 人命の保護が最大限 図られる	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による市街地等の広域な浸水
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期停止
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
目標3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
目標5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5	金融サービス等の機能停止による商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6	食料等の安定供給の停滞

目標6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
目標7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
目標8 地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	文化財の崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（5）脆弱性の評価と計画の推進

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を総合基本計画の基本施策ごとに体系化し、その関連性について整理します。そのうえで、最悪の事態を回避するために脆弱性評価を行い、防災・減災対策を取りまとめ、強靱化を推進します。

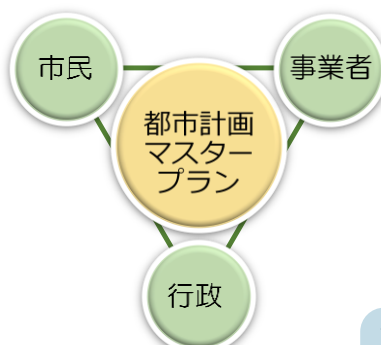
2 都市づくりに向けた取組（都市計画マスタープラン）の概要

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、中・長期的な視点に立って、目指す都市の姿を具体的に分かりやすく示した市の都市計画の基本方針です。

本市は安全かつ利便性に富んだ都市基盤と水や緑の自然環境とが調和した住宅都市として発展をしてきました。今後もより効果的にまちづくりを進めていくために、別計画であった「都市計画マスタープラン」の基本方針を総合基本計画に明確に定め、将来都市像の実現に努めていきます。

都市づくりの基本方針とする

計画的なまちづくりに関する行政内部の行動指針であるとともに、市民、事業者の行動指針でもあり、市民・事業者・行政が共有するまちづくりの基本方針とします。



目指す都市の姿を示す

社会経済状況や時代の潮流を踏まえるとともに、多様化する市民のニーズを反映し、誰にでも分かりやすく、目指す都市の姿を示します。

個別の都市づくり計画の相互調整を図る

目指す都市の姿に基づき、土地利用、都市施設、市街地開発、都市環境などの個別の都市づくり計画について、相互の整合性を図ります。

個別の都市計画の決定・変更の指針となる

都市計画マスタープランに示す目指す都市の姿は、個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す指針となります。

全体構想と地域別構想を示す

市全体の将来構想として、まちづくりの目標を定め、これを実現するための方針を示します。また、市を5つの地域に区分したうえで、地域別構想として、地域の特性に合わせたまちづくりの方針や施設整備の方向性を示します。

(1) 将来都市構造

将来都市構造とは、目指す都市の姿を実現するにあたって、都市の特性や骨格を明確にし、まちづくりの方向性を分かりやすく示すものです。

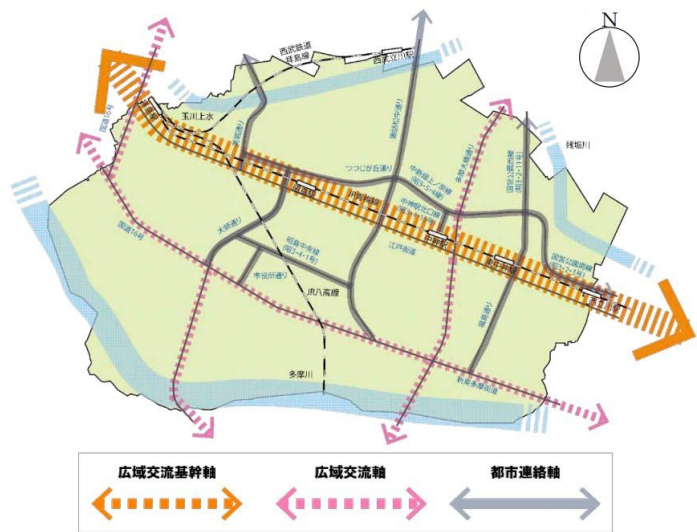
■都市拠点

都市拠点とは、商業・業務、医療・福祉、教育・文化、コミュニティ・交流、行政サービスなどの多様な機能が集積したエリアで、拠点の特性に応じた都市機能の集約を進め、更なる拠点性の向上を図っていきます。



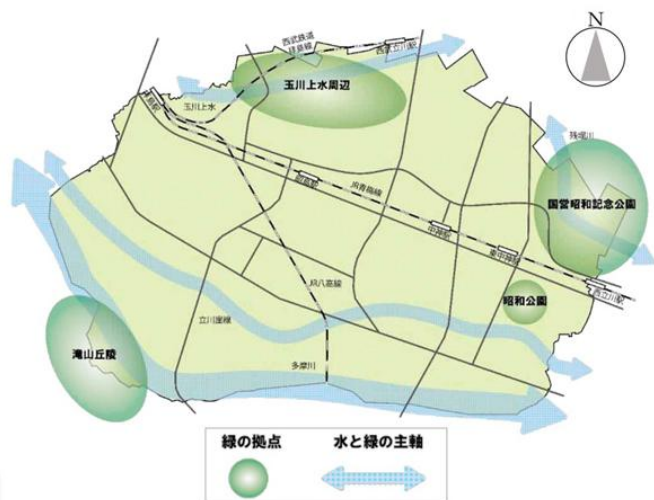
■都市軸

都市軸とは、鉄道や幹線道路など都市を構成する主軸のことで、次の3つの軸の役割に応じた整備・充実を図っていきます。また、幹線道路は大規模災害時の延焼遮断帯や緊急輸送道路としての機能も有しており、防災・減災の視点からも整備を進めていきます。



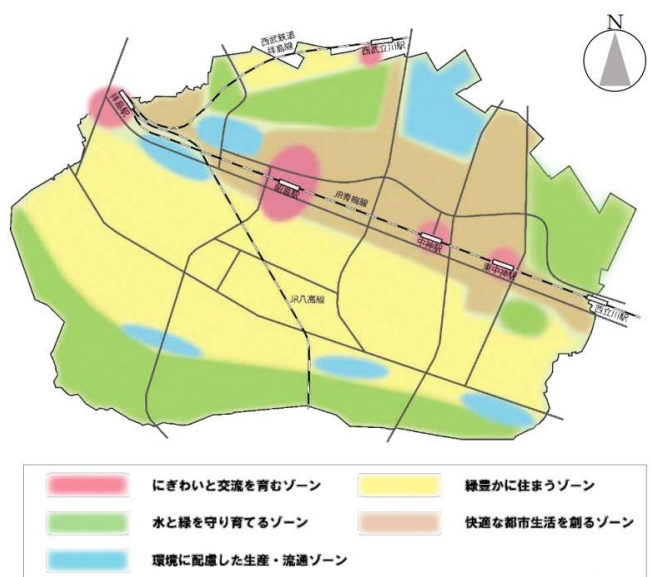
■水と緑の骨格

水と緑の骨格とは、本市の優れた自然環境を象徴するもので、環境保全や景観の形成とともに、防災等の観点からも今後のまちづくりにおいて重要であり、緑の拠点と水と緑の主軸から構成し、一体的な整備や保全を図っていきます。



■ゾーン

ゾーンとは、都市拠点と都市軸を骨格とし、本市の土地利用の基本的方向性を示すもので、5つのゾーンを位置づけ、それぞれの特性に応じたまちづくりを進めていきます。



(2) 都市づくりの基本方針

都市拠点とは、商業・業務、医療・福祉、教育・文化、コミュニティ・交流、行政サービスなどの多様な機能が集積したエリアで、拠点の特性に応じた都市機能の集約を進め、更なる拠点性の向上を図っていきます。

方針 1 土地利用の方針

①まとまりと調和のある市街地づくり

都市拠点における地域特性を活かした集約的な市街地づくりを進めるとともに、住まいと産業の調和や景観に配慮した市街地づくりなどにより、市民生活をさらに豊かにし、産業や交流の活性化が図られるよう、秩序ある土地利用を推進します。

方針 2 都市基盤整備の方針

① 快適で利便性の高い交通環境の形成

機能に応じた道路整備と鉄道やバスなどの公共交通網の充実を図り、拠点間のネットワークと利便性の高い交通環境を形成するとともに、人や自転車にとって安全で快適な移動空間の確保に努め、さらに電気自動車やシェアサイクルなど、新たな移動スタイルの検討を進めます。

② 駅周辺及び沿道の環境整備

駅周辺においては、人々の交流・憩いの空間としての魅力や回遊性・利便性の向上を図り、また、沿道空間においては、緑化等による景観形成を推進するとともに、歩きたくなるまちづくりを進めます。

③ 市民生活を支える施設の整備

上下水道施設の長期間の安定稼働を図るとともに、気候変動に対応し、局地的な集中豪雨や台風への対策として雨水幹線等の整備促進による浸水対策を進めるほか、社会情勢の変化に対応し、公共施設等の在り方について検討します。

方針 3 安全・安心な都市づくりの方針

① 防災・減災・防犯対策の推進

避難所やオープンスペース等の施設の整備・確保及び気候変動に適応したまちづくりを図るとともに、街路灯や防犯カメラの設置等により、安全・安心なまちづくりを推進します。

② だれもがともに暮らせる都市づくり

公共・公益施設のユニバーサルデザインの促進や、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）等に基づいた建築物の整備の誘導などとともに、案内情報の多言語化やまちなかの休憩スポットの整備など、だれもが暮らしやすい多様性に対応した都市づくりを推進します。

方針4 水と緑の都市づくりの方針**① 自然にやさしい環境共生の仕組みづくり**

温室効果ガスの排出抑制とともに、ごみの3R（Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル））の取組や省エネルギーの取組、再生可能エネルギーの導入等を推進し、環境共生の仕組みづくりを図ります。

② 水を大切に作る都市づくり

生物多様性に配慮した水辺空間の保全や、水に触れ楽しむ環境学習やレクリエーションの場づくりを市民とともに推進し、透水性舗装や雨水浸透施設等の設置推進による水の循環を促進します。

③ やすらぎと潤いのある緑豊かな環境づくり

多摩川・玉川上水沿いや、崖線の緑地など、まとまりのある緑地空間の保全に努めるとともに、大規模公園や市民生活に身近な公園の整備・維持管理、さらには農地の適切な保全等、市内全域にわたる水と緑のネットワークの形成を図ります。

方針5 住宅・住環境整備の方針**① 居住ニーズに応じた住まいの確保**

高齢者や障害者世帯向けの住宅の確保やバリアフリー化を図るとともに、子育て世帯向けの居住支援や子育てしやすい住環境を創出するため、既存住宅や空き家の利活用も含めた中古住宅の流通促進について検討し、居住ニーズに応じた住まいの確保に努めます。

② 安全で環境に配慮した住まいづくり

住宅の耐震化など、安全な住まいの整備・促進及び良好な住環境の確保を図るとともに、環境に配慮した住まいの普及を促進します。

③ 快適な生活環境の形成

市民生活に身近な公園の整備や公的施設を活用した市民の交流の場づくりを進めるとともに、航空機騒音や交通騒音への対策などにより、快適な生活環境の確保に努めます。

3 公共施設マネジメントに向けた取組（公共施設等総合管理計画）

本市では、高度経済成長期の急激な人口増加に伴い建設された公共施設が多く存在しており、昭和 30 年代から道路や上・下水道などの社会インフラの整備に取り組むと共に、昭和 40 年代から 50 年代にかけて小・中学校、市民会館・公民館、図書館、地域会館などの公共施設を整備し、多くの市民に利用されています。

しかしながら、これらの施設等はすでに整備後 40 年以上を経過したものが多く、今後一斉に更新時期を迎えることとなります。

こうした状況の中、国は平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、地方公共団体においても「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成 26 年 4 月）」により国の動きと歩調を合わせ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請してきました。

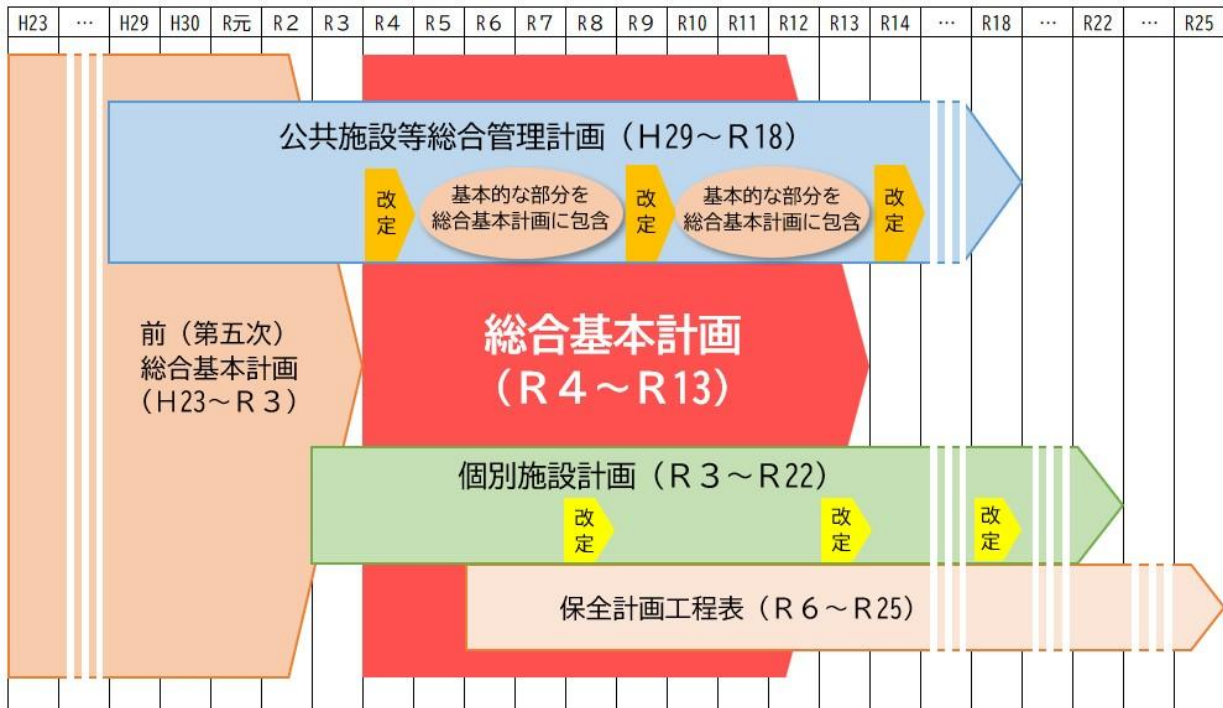
このことを受け、本市においても平成 29（2017）年 3 月に「昭島市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定し、令和 3（2021）年 3 月には各施設の劣化状況等を踏まえ、具体的な対策内容や実施時期、対策費用等を示した施設類型ごとの実行計画となる「昭島市公共施設等総合管理計画における個別施設計画」（以下「個別施設計画」という。）を策定しました。

令和 4（2022）年 3 月には、本計画の改定にあたり、個別施設計画の内容を反映させるとともに、公共施設に関連する将来的な財政負担の軽減と平準化を図り、また、市の最上位計画である「昭島市総合基本計画」に基本的な考え方を包含しました。

今回の改定にあたっては、本計画の策定から 10 年を経過することや、これまでの取組内容をはじめ、最新の個別施設計画の内容や財政推計及び人口推計等を踏まえ、近年の社会経済状況等を踏まえた中・長期的な視点のもと、本計画を改定し、持続可能な行政サービスの実現に向け、公共施設マネジメント推進に取り組んでいきます。

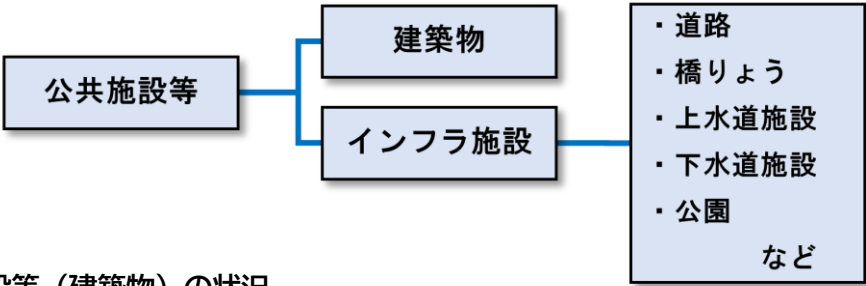
各計画の計画期間

本計画の計画期間は、平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間としていますが、計画より 15 年となる令和 13（2031）年度の改定時に、計画期間を昭島市総合基本計画に合わせ見直しを行います。



(1) 公共施設等の保有状況について

市では、公共施設等のほか、道路、橋りょう、上・下水道施設等のインフラも保有しています。
本計画における対象は、本市が保有するすべての建築物及びインフラ施設となっています。



① 公共施設等（建築物）の状況

大分類	中分類	平成 27 (2015) 年 3 月 31 日現在		令和 8 (2026) 年 3 月 31 日現在		延床面積 比較増減 (㎡)
		施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)	
市民文化系施設	集会施設	2	2, 135. 48	2	2, 548. 32	412. 84
	文化施設	1	7, 835. 81	1	7, 835. 81	0. 00
学校教育系施設	学校	21	128, 753. 50	21	130, 289. 49	1, 535. 99
	その他教育施設	1	1, 846. 00	1	2, 675. 97	829. 97
行政系施設	庁舎等	2	18, 802. 41	4	19, 302. 43	500. 02
	消防施設	4	346. 30	4	346. 30	0. 00
	その他行政施設	9	1, 235. 63	11	1, 408. 75	173. 12
社会教育系施設	市立会館	9	5, 797. 36	9	5, 797. 36	0. 00
	図書館	4	1, 775. 64	5	5, 703. 05	3, 927. 41
産業系施設	産業系施設	1	2, 243. 33	1	2, 243. 33	0. 00
子育て支援施設	幼保・こども園	4	1, 389. 21	3	1, 027. 76	-361. 45
	幼児・児童施設	20	4, 087. 48	19	4, 690. 23	602. 75
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1	70. 93	1	70. 93	0. 00
	障害福祉施設	1	493. 26	0	0. 00	-493. 26
	保健施設	1	6, 106. 83	1	6, 106. 83	0. 00
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	5	10, 367. 12	3	9, 243. 54	-1, 123. 58
	レクリエーション施設	1	140. 28	1	140. 28	0. 00
供給処理施設	供給処理施設	5	13, 691. 73	5	13, 672. 51	-19. 22
公営住宅	公営住宅	1	1, 310. 07	1	1, 310. 07	0. 00
公園内施設	公園内施設	56	1, 318. 78	59	1, 366. 80	48. 02
その他	その他	18	9, 871. 80	20	9, 955. 48	83. 68
合計		167	219, 618. 95	172	225, 735. 24	6, 116. 29

※ 複合施設（複数の施設や機能が集まっている施設）は、それぞれの分類ごとに施設数を計上しています。
※ 上・下水道施設は、インフラとして分類するため、上記から除いています。

本市が保有する公共施設等（上・下水道施設を除く。）は平成 27（2015）年 3 月 31 日現在で 167 施設、総延床面積は 219,618.95 ㎡となっていました。令和 8（2026）年 3 月 31 日現在で 172 施設、総延床面積は 225,735.24 ㎡となっています。これは、東中神駅自由通路やアキシマエシスなどの大規模施設を整備したこと、市民交流センターを解体しイーストテラスを新設したことによるものです。

なお、これらの施設については、維持管理や運営状況等の現状を分析するため、一般財団法人地域総合整備財団¹の旧更新費用試算ソフトに準拠した分類（大分類・中分類）を参考に、本市の公共施設等の実情に即した区分（小分類）により分類しています。

② インフラの状況

ア 上水道施設（配水場）

施設名	延床面積（㎡）		
	平成 27(2015)年 3 月 31 日現在	令和 7 (2025)年 3 月 31 日現在	比較増減
西部配水場	775.69	775.69	0.00
中央配水場	1,188.42	1,188.42	0.00
東部配水場	1,930.69	1,930.69	0.00
北部配水場	—	778.92	778.92
合計	3,894.80	4,673.72	778.92

イ 上水道（管路）

種 別	延 長（m）		
	平成 27(2015)年 3 月 31 日現在	令和 7 (2025)年 3 月 31 日現在	比較増減
導水管	9,875.0	10,177.8	302.8
送水管	2,291.6	2,807.7	516.1
配水管	256,014.4	266,493.4	10,479.0
合計	268,181.0	279,478.9	11,297.9

ウ 下水道施設（ポンプ場）

施設名	延床面積（㎡）		
	平成 27(2015)年 3 月 31 日現在	令和 7 (2025)年 3 月 31 日現在	比較増減
郷地ポンプ場	445.62	392.43	-53.19
合計	445.62	392.43	-53.19

1 一般財団法人地域総合整備財団

別名ふるさと財団。地域における民間能力の活用や民間部門を支援するため昭和 63 年に発足した財団法人。

エ 下水道（管路）

種 別	延 長（m）		
	平成 27(2015)年 3 月 31 日現在	令和 7 (2025)年 3 月 31 日現在	比較増減
コンクリート管	248,572.3	249,339.3	767.0
塩ビ管	43,676.3	54,079.5	10,403.2
その他	1,552.3	7,929.9	6,377.6
合計	293,800.9	311,348.7	17,547.8

オ 道路

種 別	平成 27(2015)年 3 月 31 日現在		令和 7 (2025)年 3 月 31 日現在		比較増減	
	総延長(km)	面積(km ²)	総延長(km)	面積(km ²)	総延長(km)	面積(km ²)
一般道路	225.8	1.30	230.2	1.38	4.4	0.08
自転車歩行者道	3.0	0.02	3.1	0.02	0.1	0.00
合計	228.8	1.32	233.3	1.40	4.5	0.08

カ 歩道橋

種 別	箇所数（箇所）		
	平成 27(2015)年 3 月 31 日現在	令和 7 (2025)年 3 月 31 日現在	比較増減
歩道橋	5	5	0
合計	5	5	0

キ 橋りょう

種 別	平成 27(2015)年 3 月 31 日現在			令和 7 (2025)年 3 月 31 日現在			比較増減		
	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (km ²)	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (km ²)	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (km ²)
RC 橋	41	193.5	1,254.10	40	167.6	1,146.21	-1	-25.9	-107.89
鋼橋	1	42.1	244.18	3	101.2	699.18	2	59.1	455.00
合計	42	235.6	1,498.28	43	268.8	1,845.39	1	33.2	347.11

橋りょう 長さ	平成 27(2015)年 3 月 31 日現在			令和 7 (2025)年 3 月 31 日現在			比較増減		
	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (km ²)	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (km ²)	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (km ²)
15m未満	39	163.5	1,036.60	41	180.6	1,110.46	2	17.1	73.86
15m以上	3	72.1	461.68	2	88.2	734.93	-1	16.1	273.25
合計	42	235.6	1,498.28	43	268.8	1,845.39	1	33.2	347.11

ク 公園

種 別	平成 27(2015)年 3 月 31 日現在		令和 7 (2025)年 3 月 31 日現在		比較増減	
	箇所数 (箇所)	敷地面積 (㎡)	箇所数 (箇所)	敷地面積 (㎡)	箇所数 (箇所)	敷地面積 (㎡)
都市公園	37	455,090.93	45	488,846.64	8	33,755.71
児童遊園	49	32,758.34	49	32,758.34	0	0
その他の公園(広場)	2	14,014.51	2	24,747.04	0	10,732.53
合計	88	501,863.78	96	546,352.02	8	44,488.24

※ 都市公園の土地所有者の内訳（令和 7（2025）年 3 月 31 日現在）は、国が 319,596.99 ㎡、都が 16,111.66 ㎡、市が 144,428.99 ㎡及び民間が 8,709.00 ㎡です。

※ 児童遊園の土地所有者の内訳（令和 7（2025）年 3 月 31 日現在）は、国が 2,327.59 ㎡、都が 1,515.20 ㎡、市が 16,250.51 ㎡及び民間が 12,665.04 ㎡です。

※ その他の公園（広場）の土地所有者の内訳（令和 7（2025）年 3 月 31 日現在）は、都が 23,369.04 ㎡及び民間が 1,378.00 ㎡です。

③ 有形固定資産減価償却率

年度	減価償却累計額 (百万円)	有形固定資産 (償却資産) 額 (百万円)	有形固定資産 減価償却率 (%)
令和 2（2020）年度	58,209	97,171	59.9%
令和 3（2021）年度	59,715	97,565	61.2%
令和 4（2022）年度	61,675	99,348	62.1%
令和 5（2023）年度	63,426	102,548	61.9%
令和 6（2024）年度	65,500	104,097	62.9%

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産¹のうち、建物などの償却資産²の取得価格に対する減価償却累計額³の割合を表したもので、耐用年数に対して、資産取得時からどの程度経過しているのかを把握することができ、数値が高いほど資産の老朽化が進行していることとなります。

令和 5（2023）年度は学校給食共同調理場の整備や本庁舎の外壁改修工事などにより、有形固定資産減価償却率は 61.9%となり、対前年度比 0.2 ポイント減少しました。

1 有形固定資産

固定資産のうち、庁舎や学校、公民館など市が事業を行うための事業用資産と、道路や公園など市民の社会生活の基盤となるインフラ資産などを指す。

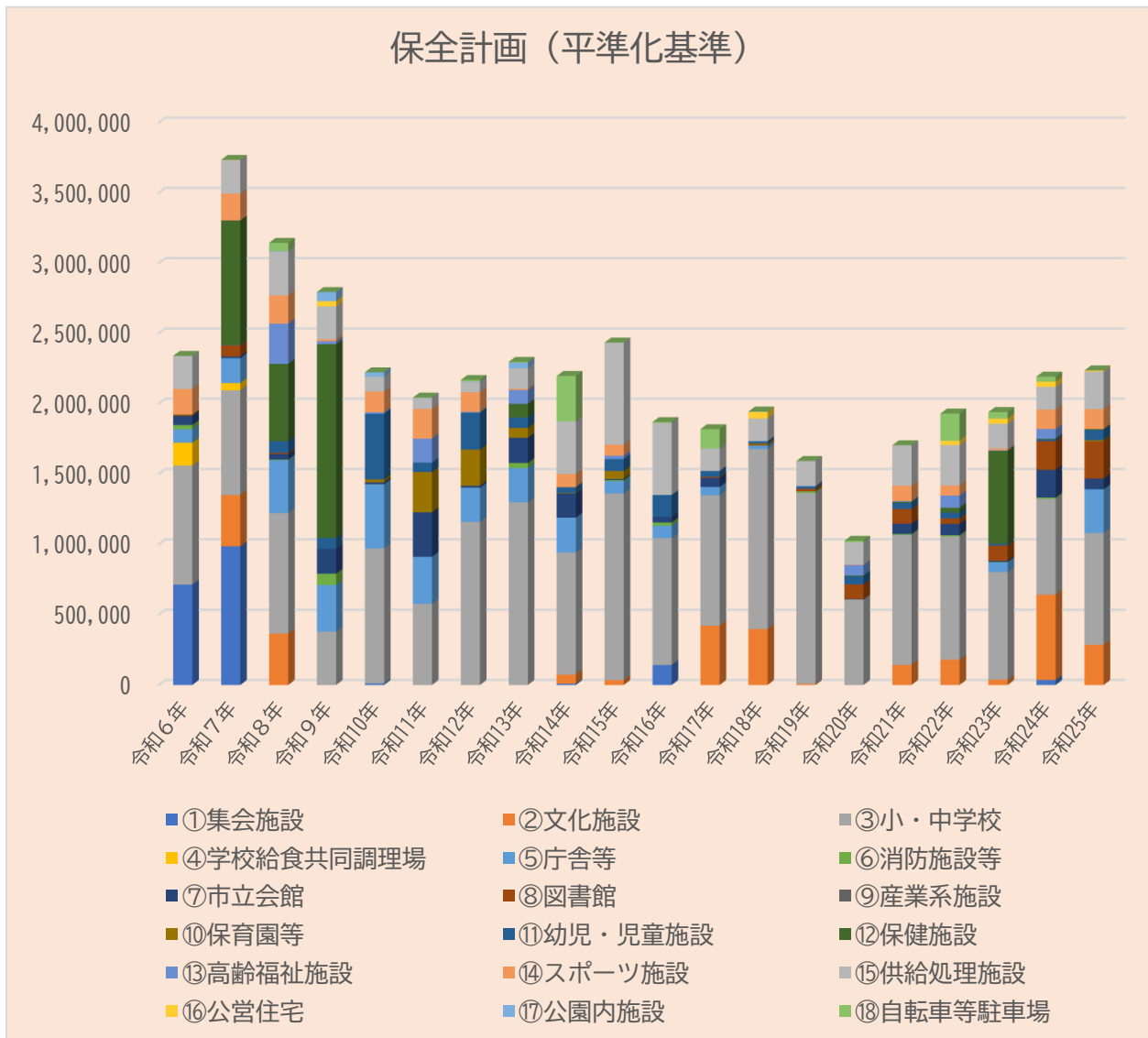
2 償却資産

土地などを除く、固定資産税の課税対象となる事業用資産の一つ。

3 減価償却累計額

固定資産の購入費用を使用可能期間にわたり、分割して費用計上する会計処理を減価償却と言い、これまでに発生した減価償却費をすべて足し合わせた額。

④ 施設類型別更新費用



令和 8（2026）年 4 月に改定を行った個別施設計画において、長寿命化による保全費用の再計算並びに保全実施時期の平準化に基づき、年度別の更新費用を算出したところ上図のようになります。

本市の公共施設等は、特定の時期に集中して建設されています。昭和の時代では小・中学校が大半を占めており、昭和 55（1980）年前後には旧つつじが丘南小学校、旧つつじが丘北小学校、福島中学校、瑞雲中学校等の小・中学校がまとまった時期に建設されています。

建設から少なくとも 40 年を超えている小・中学校については、多額の金額となるために、更新に際しては計画的な更新時期を決めていかなければなりません。

(2) 公共施設等総合管理計画策定からこれまでに実施した対策

本計画の策定時に定めた「令和 18（2036）年度までに 25,000 ㎡を縮減」の縮減目標の達成に向け、これまでに実施した施設の面積縮減や、それに伴い削減された管理運営費及び更新等費用について算出しました。

① 面積の縮減

平成 27（2015）年 3 月時点での保有施設を対象とし、公共施設等の適切な維持管理と公共施設サービスの向上を前提に、持続可能な財政運営が可能となる施設保有量とし、公共施設等の維持管理に係る財源不足を解消するため、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間で取り組んだ内容は以下のとおりです。

施設類型（大分類）	施設名称	縮減できた面積（㎡）	備考
市民文化系施設	市民交流センター	1,544.68	建替えによる解体
学校教育系施設	学校給食共同調理場	1,846.00	建替えによる解体
社会教育系施設	旧市民図書館	1,520.38	移転・解体
子育て支援施設	旧つつじが丘南学童クラブ	161.47	解体
保健・福祉施設	あきしま福祉作業所	493.26	譲渡
スポーツ・レクリエーション系施設	旧格技武道場	831.00	解体
	旧拝島公園プール	292.58	解体
供給処理施設	クリーンセンター	19.22	管理棟建替え等に伴う面積減
公園内施設	東町北部児童遊園運動用具入	18.37	解体
	拝島天神社児童遊園内便所 東ノ岡児童遊園内便所 拝島公園内便所など 5 施設	32.49	公園内便所建替えによる解体
その他	東中神駅前公衆便所	18.85	解体
	旧中神分室	529.97	解体
	東中神駅南側自転車等駐車場管理小屋	7.86	解体
延床面積合計		7,316.13	

上記のうち、機能移転や建替えを前提とした解体をした施設については、面積縮減の対象とはなっていません。また、機能移転や建替え以外で計画策定時点に未整備だった施設の面積が 1,668.12 ㎡増のため、実際に縮減できた延床面積は 174.49 ㎡となります。

縮減した面積 A （㎡）	面積縮減の対象外施設 B （㎡）	B 以外の施設の面積増 C （㎡）	実際の縮減面積 A－B－C （㎡）
7,316.13	5,473.52	1,668.12	174.49

② 削減された対策費用

①による面積縮減等により、施設の更新等や管理運営にかかる費用が削減されました。

面積縮減等を行った以下の主な施設について、削減された費用を試算したところ、**令和 18(2036)年度までの間で、合計 16.9 億円の効果額**となりました。

施設名称	削減された更新等費用	削減された管理運営費	効果額	備考
あきしま福祉作業所	2.8 億円	-	2.8 億円	譲渡による縮減
旧格技武道場	4.3 億円	0.9 億円	5.2 億円	解体による縮減
旧拝島公園プール	0.9 億円	1.8 億円	2.7 億円	解体による縮減
旧市民図書館	9.3 億円	-6.6 億円	2.7 億円	解体及びアキシマエンスへの指定管理者制度導入
学校給食共同調理場	5.4 億円	-0.1 億円	5.3 億円	解体及び建替
市民交流センター	5.9 億円	-8.9 億円	-3.0 億円	解体及びイーストテラスへの指定管理者制度導入
旧中神分室	1.2 億円	-	1.2 億円	解体による縮減
効果額合計			16.9 億円	

- ※ 削減された更新等費用には、施設を維持した場合にかかる更新費用などが含まれます。また、保全計画工程表を作成した施設については、保全計画工程表をもとに算出しています。
- ※ 削減された管理運営費等には、施設を維持した場合にかかる管理運営費用が含まれます。なお、旧市民図書館については、削減された管理運営費等が 37.9 億円でしたが、アキシマエンスにおいては、指定管理者制度導入後の管理運営費等が 44.5 億円となったため、マイナス表記（＝増額）としています。旧市民交流センターについては、削減された管理運営費等が 0.9 億円でしたが、イーストテラスにおいては、指定管理者制度導入後の管理運営費等が 9.8 億円となったため、マイナス表記（＝増額）としています。

(3) 公共施設等の維持管理・更新等に係る今後の見込

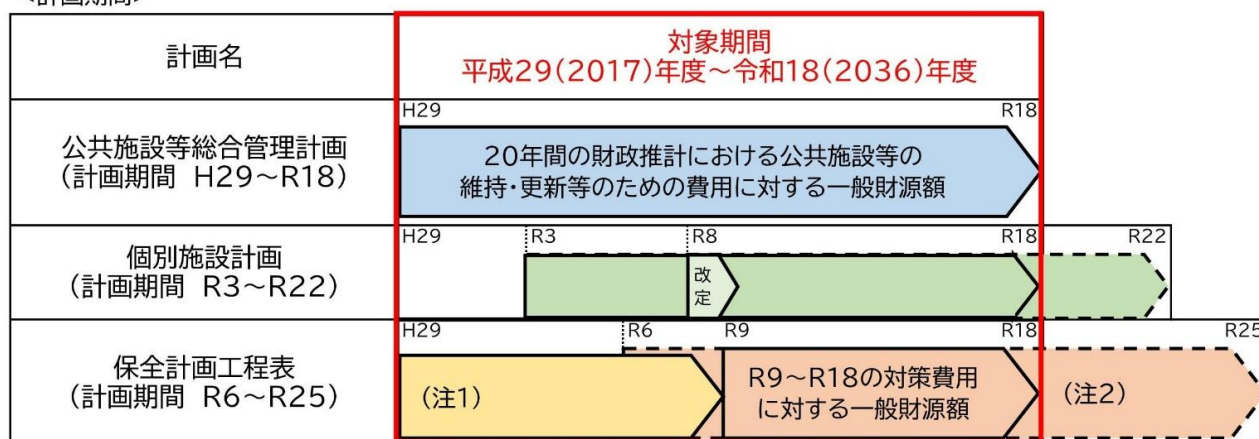
本計画の策定時では、平成 29 (2017) 年度から令和 18 (2036) 年度までの 20 年間における財政推計により、約 190 億円の財源不足額が発生すると試算し、その解消を図るための縮減目標として「令和 18 (2036) 年度までに 25,000 ㎡を縮減」と定めました。

また、令和 3 (2021) 年 3 月に策定した個別施設計画では、本計画に定めたこの縮減目標の達成に向け、各施設において可能なものは長寿命化を図るとともに、実施時期が集中することのないよう事業費を平準化するなど、計画期間内の対策費用の圧縮に努めました。また、令和 8 (2026) 年 4 月の個別施設計画の改定にあたり、保全計画工程表の期間を、将来的な対策費用の把握とともに、開始年度を改定年度に可能な限り近づけるため、令和 6 (2024) 年度から令和 25 (2043) までの 20 年間にスライドし、平準化を図っています。

ここでは、本計画策定時の財政推計と改定した個別施設計画の対策費用を比較することで、どのくらい費用を圧縮することができたかを試算し、本計画の改定にあたっての課題を整理していきます。

なお、比較にあたっては、事業費から国庫支出金や都道府県支出金¹などの特定財源を差し引いた一般財源²を対象とし、年度については、平成 29 (2017) 年度から令和 18 (2036) 年度までの 20 年間としました。

<計画期間>



(注1) 平成29(2017)年度～令和6(2024)年度については決算額、令和7(2025)年度については決算見込み額、令和8(2026)年度については当初予算額における維持補修費及び投資的経費に対する一般財源額

(注2) 公共施設等総合管理計画における計画期間(平成29(2017)年度～令和18(2036)年度)での比較とすることから、保全計画工程表における令和19(2037)年度から令和25(2043)年度は比較対象外としています。

1 国庫支出金／都道府県支出金

特定の事業を行うために国や都道府県から市町村へ交付される支出金。

2 一般財源

地方税など、用途が特定されず、どのような経費にも充当することができる財源。

① 公共施設等総合管理計画における 20 年間の財政推計

平成 29（2017）年 3 月に策定した本計画では、平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間ににおける財政推計を試算した結果、市が保有するすべての公共施設等を維持していくためには、190 億円の財源不足を見込んでおりました。また、そのうち、維持補修費や投資的経費など、公共施設等の維持・更新等のための収支のみに限定した一般財源額を試算すると、以下のとおり 396 億円でした。

公共施設等総合管理計画における 20年間の財政推計(抜粋)		公共施設の 維持・更新等のための収支
	国庫支出金、都道府県支出金、その他	631億円
	追加で発生が見込まれる財源	210億円
	歳入(地方税を除く) 計	841億円
	維持補修費、投資的経費	834億円
	その他(人件費、扶助費など)	—
	追加で発生が見込まれる更新費用	403億円
	歳出 計	1,237億円
一般財源額(歳出計－歳入計) 計		396億円

② 個別施設計画における今後の見込額

令和 3（2021）年 3 月に策定した個別施設計画では、公共施設等にかかる対策費用の平準化や長寿命化等により、令和 22（2040）年度までの計画期間内における費用の圧縮を図り、財源不足の解消に努めました。

令和 8（2026）年 4 月に改定した個別施設計画における保全計画工程表をもとに算出した公共施設等における施設類型別の対策費用及び見込まれる特定財源を差し引いた一般財源額は次のページの表のとおりとなります。

施設類型 (中分類)	対象施設	対策費用 (千円)	左のうち 一般財源額 (千円)
集会施設	松原町コミュニティセンター等	1,962,000	1,855,000
文化施設	市民会館・公民館	2,908,000	2,251,000
学校	小・中学校等	18,073,000	12,918,000
その他教育施設	学校給食共同調理場	215,000	160,000
庁舎等	本庁舎等	3,143,000	3,143,000
消防施設等	消防団詰所、備蓄倉庫等	222,000	222,000
市立会館	市立会館	1,539,000	666,000
図書館	図書館本館・分館・分室	953,000	953,000
幼保・こども園	保育園等	712,000	565,000
幼児・児童施設	児童センター、学童クラブ	1,623,000	655,000
保健施設	保健福祉センター	3,637,000	2,846,000
高齢福祉施設	高齢者福祉センター等	582,000	582,000
スポーツ施設	総合スポーツセンター等	1,522,000	1,522,000
供給処理施設	清掃センター等	4,873,000	4,873,000
公園内施設	公園便所等	143,000	143,000
その他	自転車等駐車場	1,054,000	1,006,000
合計 令和 6 (2024) ～令和 25 (2043) 年度までの額		43,161,000	34,360,000
うち、令和 9 (2027) ～令和 18 (2036) 年度までの額		21,708,000	16,499,000

※ 保全計画工程表は毎年見直しをしており、この表の対策費用は令和 7 年度に作成した工程表をもとに算出しているため、個別施設計画に記載の金額とは異なる場合があります。

個別施設計画における公共施設等の令和 9 (2027) 年度から令和 18 (2036) 年度までの対策費用は約 217 億円、一般財源額は約 165 億円と見込まれています。

また、これらに含まれていない市営住宅や道路・橋りょうなどのインフラ整備に伴う対策費用等を加えた金額は以下のとおりとなります。

	歳出額	一般財源額
個別施設計画における公共施設等	217.1 億円	165.0 億円
市営住宅、道路、橋りょう	80.1 億円	41.0 億円
計	297.2 億円	206.0 億円

さらに、平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度における維持補修費及び投資的経費を加えた上で、20 年間の財政推計を試算すると以下のとおりとなり、**一般財源額は 292.0 億円**となります。

	歳出額	一般財源額
平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度 ※	443.0 億円	86.0 億円
令和 9（2027）年度～令和 18（2036）年度	297.2 億円	206.0 億円
計	740.2 億円	292.0 億円

※ 平成 29（2017）年度～令和 6（2024）年度は決算、令和 7（2025）年度は決算見込み、令和 8（2026）年度は当初予算における維持補修費及び投資的経費の額

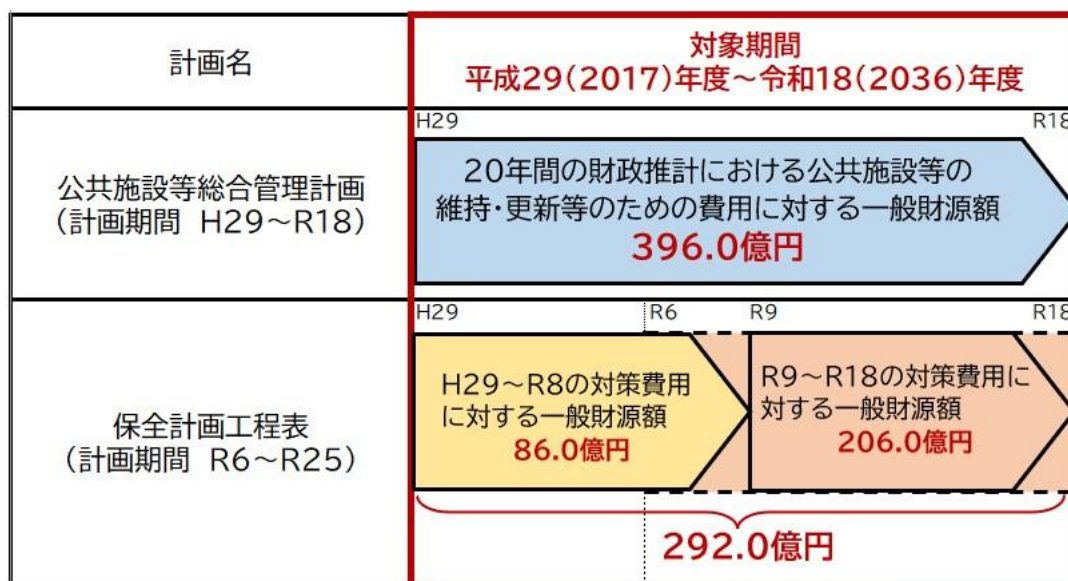
③ 一般財源額の比較による圧縮額の算出

①の本計画における財政推計より算出した公共施設等の維持・更新等のための費用に対する一般財源額と②の個別施設計画における対策費用等に対する一般財源額とを比較すると、

$$396.0 \text{ 億円} - 292.0 \text{ 億円} = 104.0 \text{ 億円} \text{ となります。}$$



圧縮された一般財源額



④ 一般財源額の圧縮要因と今後の課題について

個別施設計画において、公共施設等にかかる対策費用の平準化や長寿命化を図ることとしたが、これらの施設等については、**更新時期を計画期間外である令和 19（2037）年度以降に実施することとしたため、一時的に一般財源額が圧縮できたに過ぎません。**

将来の公共施設等の更新等にかかる需要に対応していくため、引き続き面積縮減及び財源確保に向けた取組を進めていく必要があります。

(4) 現状や課題に関する基本認識**① 人口減少や施設ニーズの変化**

本市の将来展望による人口推計では、現在の令和 7 (2025) 年の 115,925 人より令和 17 (2035) 年の 120,333 人をピークに一時的に増加するものの、25 年後の令和 32 (2050) 年には 114,865 人と減少を見込んでいます (33 ページ参照)。これと同時に、少子高齢化の進行も見込んでおり、高齢者人口 (65 歳以上) の増加と生産年齢人口 (15~64 歳) の減少に伴う世代構成の変化により、公共施設等へのニーズが変化することが予想されます。

また、開発計画がある地域では大幅な人口増加が見込まれるなど、地区によって人口の増減や年齢構成等の推移も異なることが見込まれます。このような様々な施設ニーズの変化に対し、既存施設の活用や整備を通じ、適切に対応していく必要があります。

② 公共施設等の老朽化への懸念

本市の公共施設等の整備状況を建築年度別に総延床面積でみると、旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 55 (1980) 年度以前に集中し、約 59% に上ります。建設後に耐震補強工事を行い、耐震性能の改善はされているものの、建築から年月を経ている施設は老朽化等の安全・安心の観点から課題について、必要性の精査も行ったうえで、今後の在り方を検討していく必要があります。

③ 面積縮減に向けた取組の推進

本計画における公共施設等の適正な保有量を確保するための縮減目標「令和 18 (2036) 年度までに 25,000 ㎡縮減」に対し、平成 28 (2016) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 10 年間で縮減できた延床面積は 174.49 ㎡となっており、面積縮減が進んでいない状況です (63 ページ参照)。

これは、校舎棟の増築等により面積が増となった施設があることや、新型コロナウイルス感染症の影響等により、縮減に向け検討を進めていた施設を取り巻く環境が大幅に変化したことなどが挙げられます。とりわけ、避難所となる施設については、昭島市洪水・土砂災害ハザードマップに基づく浸水想定区域や感染症対策を踏まえた見直しを図っていく必要があるとともに、面積縮減に向け民間活力を活用した運営も含めて検討していかなければなりません。

また、イーストテラスの開館に伴い、一部機能の集約化が行われた勤労商工市民センターや周辺市立会館などの施設の在り方や、西部地域総合施設をはじめとした新規施設の建設や既存施設の建替えにあたっては「複合化」「多機能化」等による施設の在り方などを検討していく必要があります。

④ 公共施設等の更新需要への対応

平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間における公共施設等の維持・更新等のための費用は、個別施設計画の対策費用を反映させると 740.1 億円、一般財源額で 292.0 億円となり、本計画策定時における試算より約 104.0 億円の一般財源額の圧縮が図られました（68 ページ参照）。

しかしながら、個別施設計画の対策費用は、施設の耐用年数を延ばす長寿命化や費用の平準化を図ったことによるものであり、耐用年数の到来とともに多額の更新費用がかかってくることは変わりありません。特に、建築物の延床面積の半分以上を占める学校については、本計画の計画期間である令和 18（2036）年度までに建設から 60 年を経過する施設が多く、これらの長寿命化を図ったことにより、計画期間内の更新費用は圧縮できたものの、令和 19（2037）年度以降にその更新費用を負担しなければなりません。また、学校以外の公共施設等についても、同様に長寿命化を図ったものが多くあり、これらの更新需要への対応が課題となっています。

⑤ 公共施設等にかけられる財源の限界

「（3）公共施設等の維持管理・更新等に係る今後の見込」において、平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間における公共施設等の維持・更新等のための費用は、推計で 740.1 億円、一般財源額で 292.0 億円となることを示しましたが、この一般財源額の大部分は市税収入です（68 ページ参照）。

生産年齢人口は令和 17（2035）年をピークに減少していく見込みであり、今後市税収入の根幹を成す個人市民税収入の縮小が懸念されます。そのような中、社会保障関連事業費の増加に加え、西部地域総合施設の建設や、総合スポーツセンターの老朽化への対応、新たな可燃ごみ処理施設の在り方の検討等を予定している本市にとっては、これまでと同様の行財政運営では、対応が非常に困難な状況です。

公共施設等の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、引き続き公共施設等の総量縮減、縮小及び適正な再配置や長寿命化等による財政負担の平準化に努めていかなければなりません。

(5) 課題を踏まえた公共施設の保有量（縮減目標）について

① 財政推計 ¹

計画策定から 10 年経過していることと社会経済情勢の変化等を踏まえ、令和 6（2024）年度から令和 25（2043）年度までの 20 年間における歳入・歳出予算ベースでの財政推計を再試算しました。

歳出のうち維持補修費と投資的経費が公共施設の維持・更新等のための支出（以下「公共施設の更新等費用」という。）になりますが、保全計画に基づき、施設の長寿命化にかかる大規模改修や設備改修等を実施した場合は、20 年間の合計で約 772 億円となります。現在保有している公共施設等をすべて維持していくための財源不足額は、令和 6（2024）年度から令和 25（2043）年度までの 20 年間で約 178 億円となり、1 年当たりに換算すると約 8.9 億円となります。

なお、これは、現在保有している公共施設等の維持にかかる費用であり、今後建替えを必要としている学校教育系施設やスポーツ施設整備構想に基づいた西部地域総合施設建設事業や昭和公園整備事業などの大規模建設事業は見込んでいません。

② 今後予定される大規模建設事業

事業名
西部地域総合施設建設事業
学校施設整備事業
昭和公園整備事業
立川基地跡地残堀川調節池運動施設整備事業
その他（新たな可燃ごみ処理手法への対応など）

昨今の資材コストや労務単価の上昇を背景とした建設費高騰の社会状況に鑑みれば、これらの大規模建設事業の実施には、数百億円規模の事業費が見込まれます。事業実施にあたっては時期が集中することがないよう事業費を平準化するとともに、財源の見通しを踏まえ、計画的に進めていかなければなりません。今後も公共施設整備等資金積立基金をはじめとした基金と市債のバランスに配意し、持続可能な財政運営に努め、中・長期的な視点に立った公共施設マネジメントを推進していきます。

1 財政推計の取扱について

財政計画は、昭島市総合基本計画（後期計画）の基本施策を踏まえ策定するため、財政推計の数値は現時点での試算となります。財政計画の策定後に、20 年間の財政推計の結果の表を掲載します。それを踏まえ、金額等の修正をする可能性があります。

③ 公共施設の適正な保有量の検討

現在保有している公共施設等をすべて維持していくためには、令和 6（2024）年度から令和 25（2043）年度までの 20 年間で約 178 億円の財源不足が発生することが分かりました。大規模建設事業の追加の支出額を追加すると、さらなる多額の財源が必要となり、持続可能な安定した行財政運営を行い、あわせて、市が保有しているすべての公共施設におけるサービスの維持向上と安全性を確保するには、限界があります。

仮に維持のための財源不足額約 178 億円を公共施設の更新等費用と施設の管理運営にかかる費用のみで解消とした場合に、どれほど縮減する必要があるかを試算しました。

<縮減面積の算出方法>

令和 8（2026）年 3 月 31 日現在の公共施設等保有量①	約 225,735 m ²
公共施設の更新等費用（20 年間） ②	約 772 億円
更新等費用 1 m ² 当たり単価③＝②÷①	約 342 億円
管理運営費等費用 1 m ² 当たり単価（1 年当たり）	約 15 千円

1 m²当たりの更新等費用単価及び管理運営費等単価から算出される面積縮減で削減される効果額は以下の表のとおりとなります。仮に、市が保有する公共施設の面積を、15,000 m²から 35,000 m²まで、5,000 m²単位の区分で縮減した場合、区分ごとに削減される費用を示したものです。

財源不足額の約 178 億円の最も近くなるのは、縮減面積 25,000 m²で、約 162 億円の効果額となります。

縮減面積	更新等費用		管理運営費		削減される費用の合計	
	年間	20年間累計	年間	20年間累計	年間	20年間累計
35,000	約6.0億円	約120億円	約5.3億円	約106億円	約11.3億円	約226億円
30,000	約5.2億円	約103億円	約4.5億円	約90億円	約9.7億円	約193億円
25,000	約4.3億円	約86億円	約3.8億円	約76億円	約8.1億円	約162億円
20,000	約3.5億円	約69億円	約3.0億円	約60億円	約6.5億円	約129億円
15,000	約2.6億円	約52億円	約2.3億円	約46億円	約4.9億円	約98億円

一方で、本市の人口推計では令和 17（2035）年までは、人口は増加すると見込んでおり、その後は減少に転じるものの、令和 27（2045）年においても現在の人口より多くなることを見込んでいます。本計画の令和 4（2022）年 3 月改定時は令和 3（2021）年をピークに人口減少に転じることを見込んでいましたが、新たに推計した人口推計では、令和 17（2035）年をピークに人口減少に転じることを見込んでおり、ピークが 14 年後にスライドし、その推計人口は 6 千人程度増加することが見込まれています。本市の現状を踏まえると、特に学校教育施設や子育て支援施設などを単純に削減するわけにはいかず、一定規模の公共施設を維持していかなければなら

ないことも想定されます。そのため、令和 18(2036)年度までとしていた目標年度を 14 年後にスライドします。

よって、今後各施設における市民サービスの維持向上と安全性の確保を前提として、公共施設の縮減面積を最小限に抑えた目標値を次のとおり改めます。

■ 公共施設等におけるサービスの維持向上と安全性を確保するための縮減目標

令和 32（2050）年度までに 25,000 m²縮減

上記縮減目標を公共施設等の適正な保有量を確保するための最終目標と位置づけ、令和 18（2036）年度までの現計画期間中は、**基本方針に基づく面積縮減に向けた取組及びさらなる更新等費用の圧縮に努めていくこととします。**

なお、計画より 15 年となる令和 13（2031）年度の改定時には、縮減面積や更新等費用を検証し、その結果を踏まえた縮減目標の設定について改めて検討するとともに、計画期間についても昭島市総合基本計画に合わせ見直しを行います。

(6) 公共施設等の管理に関する基本方針

基本方針は、平成 29 (2017) 年 3 月に策定した本計画の 10 の基本方針を踏襲し、適切な公共施設等の管理に取り組みます。

- ① 公共施設等については、令和 8 (2026) 年 3 月時点での保有施設を対象とし、今後 20 年間の財政推計の結果を踏まえ、持続可能な財政運営が可能となる施設保有量とするため、令和 32 (2050) 年までに 25,000 m²の縮減を目標とします。なお、道路・橋りょう・上下水道管といったインフラについては、産業や生活の基盤として整備され、市民生活の根幹をなすものであることから、縮減目標は設定しませんが、管理に関する基本方針を踏まえ、適切な管理を実施します。
- ② 人口規模や財政状況を踏まえて、公共施設等の改修・建替えにかかる経費と提供するサービス水準のバランスを取りながら、施設の建替え・維持補修を進めていきます。
- ③ 公共施設等の建替えを実施する際には、「複合化」や「多機能化」といった手法により、施設を再編していきます。
- ④ 地域ごとに必要となる集会施設等については、地域間での不均衡が生じないよう適切な再配置、再編に努めるとともに、基幹的な公共施設等については、その利用目的に応じて利便性の良い中核的な地域に集約していくことを検討します。
- ⑤ 既存施設の建替えにあたっては行政サービスの必要水準（質）及び総量に着目し、建替え後の面積は、建替え前の面積を上回らないよう努めます。また、既存施設を活用した複合施設を検討した上で、施設面積の総量縮減に努めます。
- ⑥ 新たな行政需要が生まれた場合であっても、既存施設の有効活用を図ることとし、「複合化」、「多機能化」といった手法で施設を再編していくことを前提に、既存施設の更新等を優先的にを行い、新規施設の建設は最小限にとどめます。新規施設の建設を実施する場合においても行政需要とコストバランスに配慮し、後の世代に負担を先送りすることがないよう特定財源の確保を図ります。

- ⑦ 今後も引き続き使用していくことが見込まれる施設は「長寿命化」を図るとともに、改修にあたっては、バリアフリー¹やユニバーサルデザイン²の推進、省エネルギー性能の向上、環境に配慮した取組等、時代の変化に応じた施設機能の向上を図っていきます。
- ⑧ 市が保有する財産のうち遊休地については、今後の施設の再編を配慮する中で、積極的な売却に努め、市が有償使用している国有地等については、将来負担を軽減するため買入れの検討を進めます。
- ⑨ PPP³／PFI⁴等、民間活力を活かした行政サービスの展開、包括施設管理の導入や収入増に向けた様々な取組を続けるなど、地域経営を意識した施設運営を図ります。
- ⑩ 公共施設マネジメントを実施するにあたっては、公共施設等を管理する課の職員で構成する庁内連携体制を組織し、公共施設計画検討委員会での検討を踏まえ、全庁的な観点から合理的な意思決定を行います。

1 バリアフリー

障害のある方や高齢者が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備する考え方。

2 ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ、都市や生活環境をデザインする考え方。

3 PPP

Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

4 PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。

(7) 公共施設等の管理に関する具体的な実施方針

昭島市の公共施設等に関する“10”の基本方針を着実に推進し、公共施設等の適切な維持・管理を図るため、以下の9項目の具体的な実施方針に基づき、公共施設等の管理等に取り組んでいきます。

① 点検・診断等の実施方針

- ・定期点検を引き続き適切に行っていきます。
- ・法律等により義務付けられている法定点検を実施することはもとより、法定点検以外の部分においても、日常的な点検や定期的な簡易劣化診断を自主的に行います。
- ・点検・診断の結果については、データベース化等を図り、今後の施設長寿命化に向けた維持管理、修繕、更新等の際の基礎データとして活用します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・今後も維持していく公共施設等については、個別施設計画に基づき、不具合が生じてから対応していた事後保全から、定期的な点検を実施し、施設の状態を把握することで劣化の状態を予測し、適切な時期に適切な措置を行う予防保全へと転換し、計画的に管理していきます。
- ・維持管理や修繕に関する情報を蓄積し、建物の状態を正確に把握し、各種点検、診断等の結果や施設の重要度も踏まえて中・長期的な視点で優先度をつけて、計画的に修繕・更新等を実施します。
- ・施設規模が大きく更新等に多額の費用を要する場合は、優先度に応じて計画を見直し、事業の前倒しや先送りを行い財政負担の軽減や平準化を図ります。
- ・同種の施設が多数存在する施設の更新等に際しては、利用者の利便性等を踏まえ、更新等の時期が集中しないように配慮し、計画的に実施します。
- ・社会情勢等を勘案し、時代のニーズに合わせた施設の機能転換や複合化等により、魅力のある施設へと再構築し、効率的・効果的で持続可能な行政サービスの提供を図ります。
- ・建物の建替えや管理運営にあたっては、PPP/PFIの積極的な活用を推進します。
- ・公共施設を適切かつ効率的に一元管理することで、品質管理の向上やコストの最適化など計画的な予防保全を行い、施設の安全・安心を担保して施設の長寿命化につなげていくために、包括施設管理の導入を目指します。
- ・市民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能とするため、用途変更しやすい簡素な施設設計を行うなどの工夫をしていきます。
- ・新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理、修繕、更新等を合理的に進めます。
- ・施設の更新等の際には、利用状況を見極め、同等の施設規模にこだわらずに面積縮減を図ります。

③ 安全確保の実施方針

- ・既に短期での建替えが想定されている施設については、新施設の供用開始までの間の安全確保に十分な措置を講じます。
- ・点検・診断等により著しい危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。
- ・長寿命化の際に構造体の健全性を確保するため、大規模改修時には詳細な健全度診断を実施し、コンクリートの強度及び中性化の進行等を確認していくとともに、健全度が万全でないと判断された場合には計画的な補強や建替え等の検討を実施します。
- ・今後維持していくことが難しい施設については、市民の安全確保の観点から、早期での供用廃止といった措置をとります。
- ・施設の用途、利用状況等を踏まえ、必要性や優先度を判断し、安全確保対策を実施します。
- ・施設の建替えや統廃合を検討する際には、災害時の避難場所の確保という点を考慮して検討を進めます。

④ 耐震化の実施方針

- ・本市の公共施設等については「昭島市耐震改修促進計画」に沿って、法定基準内の耐震化は平成27(2015)年度までにおおむね終了しており、引き続き非構造部材¹等の耐震化に努めます。
- ・非構造部材の耐震化を進めるにあたっては、災害拠点かどうか、多数の市民の利用がある施設かどうかなどの視点から、耐震化の優先順位を決定します。
- ・道路、橋りょう、上・下水道をはじめとするインフラについても、引き続き、計画的に耐震化を進めていきます。

⑤ 長寿命化の実施方針

- ・既に短期間での建替えが予定されている施設については、新施設の供用開始までの間、施設の安全対策に努め、修繕等については必要最低限にとどめます。建替えが予定されていない施設については、長寿命化を図ります。
- ・個別施設計画のほか、個別施設ごとの長寿命化計画が策定されている施設については計画に沿った着実な施策実施を行います。
- ・長寿命化計画を未策定の施設のうち、計画策定の必要のある施設については、早急に計画を策定し、長寿命化に着手します。

1 非構造部材

建築物を構成する部材のうち、外壁材、天井材、間仕切り、窓ガラス、照明器具、空調設備など、建物のデザインや居住性の向上などを目的に取り付けられる部材。柱や梁、床などの構造体と区分される。

- ・市民とともに、大切に公共施設等を取り扱っていくことで、少しでも長く施設を利活用できるよう進めていきます。
- ・インフラについてはライフサイクルコストの最小化を意識して、必要な長寿命化を行っていきます。

⑥ バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・施設の改修や更新等を行う際には、段差解消、手すりや誰でもトイレの設置、移動円滑化経路の整備などのバリアフリー化を進めます。また、障害の有無や年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが安心して快適に利用しやすいようユニバーサルデザインへの対応に努めます。

⑦ 環境への配慮や時代のニーズに対応した更新等の推進方針

- ・施設の改修や更新等を行う際には、LED 照明や省エネ型高効率機器の採用など、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入、普及に努めます。また、デジタル化に対応した設備の高機能化や、避難所機能を有する施設への機械換気等による感染症対策など、時代のニーズに対応した施設となるよう検討を進めます。

⑧ 統合や廃止の推進方針

- ・施設の建替えが行われる際は機能の集約化を図るなど建物の総量縮減の可能性を検討します。
- ・今後利用者の減少が想定される施設は、利用者の動向を踏まえて統廃合等を検討します。
- ・今後利用者の増加が想定される施設は、短期的な需要ではなく中・長期的な需要を踏まえた施設の配置や、民間との役割分担等を踏まえた検討を行います。
- ・人口減少が急激に進む地域については、今後どのような地域コミュニティとしていくのかということも合わせて議論し、公共施設等の見直しの検討を進めていきます。
- ・公共施設等の類型ごとに必要な総量を見直し、機能の重複を解消していきます。
- ・公共施設等の複合化・多機能化の取組を進めていきます。
- ・単独行政で運用するより広域行政で運用する方が効果的な施設や、広域利用が可能な施設については、近隣市との広域連携に向けた検討に努めます。
- ・公共施設等を整備する場合には、過度な装飾・装備等を行わず、機能とライフサイクルコストの最小化を意識した設計としていきます。
- ・インフラについても、必要性を十分に精査し、維持管理経費の縮減を進めます。
- ・施設廃止後の跡地利用等については、遊休地化させず有効に活用できるよう検討し、現在保有している遊休地等についても有効活用を図るとともに、民間への売却、定期借地等を検討し、財源確保に努めます。
- ・今後の高齢化率の上昇を踏まえ、施設への移動手段確保の視点を持ち検討していきます。

⑨ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・本計画の進捗管理を適切に行い、公共施設等の維持管理に着実に取り組んでいきます。
- ・公共施設マネジメントシステムの運用を開始し、公共施設等に関する情報の一元化を推進していきます。あわせて、公共施設マネジメントシステムは、固定資産台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めていきます。
- ・情報管理や情報共有の対象は、庁内の各課だけでなく指定管理者等の公共施設運営に係る関係者とします。
- ・職員一人ひとりが、経営的感覚を持って、全体の最適化を意識した公共施設マネジメントの視点を持つため、研修会等を実施していきます。
- ・市と市民、NPO 法人、企業等、様々な主体が連携して、公共施設等を含めた地域の資源を最大限活用しながら、地域の持続的な発展を目指します。

(8) フォローアップの実施方針

本計画で掲げる目標を達成するために、下記のとおり全庁的な推進体制で計画の基本方針を踏まえた取組を進めます。

① 公共施設等の情報管理

公共施設等の情報管理は、公共施設マネジメントを所管する企画部行政経営担当を基軸とし、各施設担当課との情報連携の強化を図ります。さらに、本計画推進のための総括部門としても位置づけ、課題や情報を集約するとともに、計画の進捗状況等を一元的に管理し、目標達成に努めます。

② 庁内連携検討組織の活用

部門横断的な取組により課題解決を図るため、庁内連携検討組織を活用し、全庁的な取組体制を構築します。

③ PDCAマネジメント・サイクルの取組

本計画に基づく維持管理や更新、長寿命化、統廃合などの具体的な取組を進めていくために、PDCA マネジメント・サイクルに取り組み、適切な進捗管理を行い、効果の検証、改善策の検討など継続的に計画の評価を行いながら、必要に応じて目標や方針の見直しを行います。

4 財政的な見通し（財政計画）

財政的な見通し（財政計画）については、
基本計画（後期計画）の基本施策を踏まえて策定します。

今回のパブリックコメントの対象とはいたしません。

第5章 施策の体系

1 安全で安心して住み続けられるまち

第5章の実施計画については、
基本計画（後期計画）の基本施策を踏まえて策定します。

今回のパブリックコメントの対象とはいたしません。

基本施策①:防災・危機管理体制の構築

主な取組

- a. 防災・減災体制の充実
- b. 防災意識の醸成
- c. 避難所運営の質の向上や避難者情報の共有化
- d. 災害に強い都市基盤の整備
- e. 医療・救護体制、避難支援体制の強化
- f. 総合的な危機管理体制の構築
- g. 新型インフルエンザ等の感染症に対する対応

基本施策②:交通安全の推進

主な取組

- a. 交通安全意識の醸成
- b. 交通安全環境の確保
- c. 交通事故対応の支援

基本施策③:防犯対策の充実

主な取組

- a. 地域の防犯体制の充実
- b. 防犯対策の周知・啓発
- c. 犯罪被害者支援と再犯抑止

基本施策 1-① 防災・危機管理体制の構築



■基本施策の目指す姿

- 「災害から自らのまちは自らが守る」という理念の下、「自助・共助・公助」の考えが浸透し、耐震、耐火、浸水対策が進められることで、災害に強い安全で安心なまちが形成されています。
- 発災時の医療・救護体制が強化されるとともに、感染症や気象災害等、多様化する新たな脅威などあらゆる危機に対応できる危機管理体制が構築されています。

■政策指標

市民の防災意識を高めるとともに、防災訓練への参加者を増やします
 自主防災組織への加入世帯を増やします
 消防団員の定数を確保し、体制を整えます

■現状と課題

近年は、記録的な猛暑や豪雨、台風や大規模地震など自然災害により、毎年全国各地で甚大な被害が発生しています。また、南海トラフ地震や首都直下地震の発生の切迫性が高まっているほか、富士山噴火に伴う火山灰による被害も懸念されています。

災害による被害を最小限に抑えるためには、減災、防災意識の向上はもとより、災害時はもちろん災害が起こる前から消防団や防災関係機関等と連携し、効果的な体制を整備し的確な措置を講じておかなければなりません。

共助の中核をなす自主防災組織は、自治会やマンションの管理組合など自発的な地域の組織であり、令和 7（2025）年度末では 96 団体となっています。市域全体を網羅する一定の組織化は図られているものの、団体数は減少傾向にあることから、引き続き活動内容や災害時における共助の重要性などの周知を図り、加入促進に努める必要があります。また、自主防災組織だけでなく、地域で活動する多様な主体がそれぞれの得意分野を活かし、柔軟かつ有機的に連携し、防災・減災にも対応できる地域コミュニティの推進が求められています。

地震対策では、小・中学校をはじめとする市有建築物の耐震改修は、すべての施設において完了しており、引き続き一般住宅等の耐震化促進に向け、耐震化に関するセミナーや相談体制の充実を図るとともに、木造住宅耐震化補助制度の更なる周知・啓発が必要です。

浸水対策は、事業規模が大きく効率的な対策を講じる必要があるため、雨水管理総合計画に基づいた計画的な実施が必要です。

救助・救急体制については、関係機関等と協定を締結するとともに、様々な機会を捉え実践的な訓練を実施しています。医療資機材の確保・更新や連絡協議会等連携体制の強化が必要です。

避難者支援策では、避難所となる小・中学校体育館の空調設備、多目的トイレやマンホールトイレの整備を行うとともに、避難所用パーテーションなどの資機材の備蓄などにも取り組んできました。引き続き避難者が、安全で安心に避難生活を送ることができる避難所施設の運営の質の向上や生活支援を行う体制の充実を図ることが必要です。

また、女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所の設営及び運営体制の構築・強化が求められており、避難所等運営マニュアルの見直しを踏まえた災害対策用備蓄品の充実とともに、地域住民等を含めた避難所の設営及び運営訓練の実施が必要です。また、避難行動要支援者避難支援プランに基づく避難支援体制の更なる取組を図るなど、災害時に自ら避難することが困難となる要配慮者の方々を地域で助け合う防災体制づくりを更に進める必要があります。

令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症により、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされました。この未曾有の感染症危機において、市としても国や東京都、近隣市町村等と連携し、専門家の知見も取り入れながら対策を講ずるとともに、市民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきました。新型コロナウイルス感染症への対応で積み重ねた経験を踏まえ、いつ発生するとも知れない新たな感染症による危機に対応できる体制を整備しなければなりません。

安全で安心なまちづくりを推進するため、総合的・横断的な対応を図る必要性から市民、地域、関係機関、他自治体等との一層の連携が必要です。また、今後起こりうる災害を想定し、平時からあらゆる災害や危機に備えるとともに、被害の低減を図り、起きてはならない最悪の事態を回避する災害に強いまちづくりのため、国土強靱化地域計画を推進することが求められています。

■主な取組**a. 防災・減災体制の充実**

地震や風水害、富士山の噴火による降灰などの、あらゆる災害時の応急対応を的確かつ迅速に行うため、あらかじめ自主防災組織、事業者、消防団、消防署、防災関係機関及び医療機関との連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めます。

地域においては、共助の中核となる自主防災組織への加入促進、防災士資格を有する地域防災リーダーの育成など、多様な団体・組織による有機的な連携を促進し、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり、そして防災・減災に視点を置き、地域で支え合い、尊重し合う地域コミュニティづくりの支援に努めます。

消防団員の確保や装備を充実させることで、安全で確実な消防活動が実施される体制を構築します。応急・復旧対策としては、災害応援協定締結の促進などにより、災害時に必要な対応力の向上を図ります。

b. 防災意識の醸成

災害等による被害を最小限に食い止めるため、自助、共助の役割の重要性について啓発を図るとともに、災害時に安全かつ適切な対応が図られるよう、あらゆる機会を捉え防災意識の向上に努めます。また、防災訓練や避難所運営訓練など、市民や関係機関等と連携し、実効性のある訓練を実施します。

c. 避難所運営の質の向上や避難者情報の共有化

大規模災害時における避難所の運営にあたっては、避難者のプライバシーを確保し、ストレスが軽減され安心できる居住空間を提供するため、避難所運営の質の向上に努めるとともに、引き続き避難所施設的环境改善や必要となる避難所用資機材の備蓄を図ります。

また、令和 6（2024）年 1 月の能登半島地震などでの教訓を踏まえ、避難者情報管理の課題解決を図るため、東京都多摩地域の自治体が連携し、避難者名簿の統一化、避難者情報のデジタル化や関係機関との情報共有の在り方などに関する検討を進めます。

d. 災害に強い都市基盤の整備

耐震改修促進計画に基づき、建築物における耐震性のより一層の向上を図ります。上水道・下水道施設の計画的な耐震化を進めるとともに、道路については、幹線道路となる都市計画道路 3・4・1 号の整備などにより、無電柱化の推進や、都市計画道路を骨格とした防災性の高い広域的な道路網の確立を目指します。浸水対策としては、雨水管の整備や雨水浸透施設の設置を進めることで、段階的な浸水区域の解消を図るほか、治水対策の観点からも用水路の適切な管理に努めます。

e. 医療・救護体制、避難支援体制の強化

平時からの医療・防災関係機関などとの密接な連携により、発災直後や感染症拡大時の医薬品、医療資機材及び医療救護体制の確保に努めることで、救助・救急体制の強化を図ります。

また、災害時に要配慮者等への支援を図るため、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成を進めます。作成した個別避難計画をもとに、要配慮者等に対する災害発生時の支援体制の構築を推進し、避難行動の実効性を高めます。

f. 総合的な危機管理¹体制の構築

危機管理担当を基軸に全庁的な連携のもと、総合的な取組を強化します。また、危機発生時に迅速かつ的確な応急対策を実施することができるよう、平時から市民や地域、関係機関等との連携・協働を強化することで、機能的な体制や関係の構築を図ります。

g. 新型インフルエンザ等の感染症に対する対応

新型インフルエンザ等、社会的影響が大きい感染症発生時の危機管理対応の規範となる、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、平時には、感染症危機に対する備えに万全を期します。有事には、保健所や医療機関等、関係機関と連携を図り、感染症の特徴や科学的知見を踏まえた必要な対策を迅速かつ着実に実施し、市民の生命と生活を守ります。

1 危機管理

危機から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安全・安心及び行政に対する信頼を確保することを目的として、危機の発生を予測・予知し、その危機の未然防止、回避又は被害の軽減を図ることにより、危機を収拾し、同様の危機の再発防止に取り組むこと。

基本施策 1-② 交通安全の推進



■基本施策の目指す姿

- 子どもから大人まで、すべての人に交通安全に対する意識が醸成され、地域に応じた交通安全施設整備の推進により、安心して快適に通行できる交通環境が確保されています。
- 多様な交通安全に関する取組の実施により、住民の交通事故に対する不安が軽減されています。
- 高齢者が交通事故の被害者にも加害者にもならず、安心して過ごしています。

■政策指標

交通人身事故発生件数を減らします

■現状と課題

近年、交通事故は減少傾向にありますが、自転車が関与する事故や高齢者ドライバーによる事故が大きな社会問題となっています。

市内の交通事故件数は、令和 5（2023）年中は 474 件、令和 6（2024）年中は 351 件、令和 7（2025）年中は 302 件で、減少傾向にあります。また、死亡事故件数は、令和 3 年（2021）年が 1 件、令和 4（2022）年は 3 件、令和 5 年（2023）年は 0 件でしたが、令和 6（2024）年から 2 年連続で 1 件ずつ発生しています。

自転車に関与した交通事故は、令和 5（2023）年中が 205 件、令和 6（2024）年中が 171 件、令和 7（2025）年中が 146 件で減少傾向にあるものの、全体の事故件数の半数近くを占めています。電子機器等を操作しながら、傘をさしながらといった「ながら運転」など、交通ルール違反が問題となる中、令和 8（2026）年 4 月から自転車にも「交通反則通告制度」いわゆる「青切符制度」が導入されました。自転車の交通ルールの更なる周知など、交通安全対策を推進する必要があります。さらに、自転車利用者の増加に伴い、一部の駅周辺では自転車等が放置されていることが課題となっています。

高齢者ドライバーによる交通事故は、加齢による身体機能や認知機能の低下が要因の一つであるため、運転免許証の自主返納制度について、引き続き周知、啓発を図る必要があります。

交通安全を取り巻く社会環境は急速に変化をしています。宅地開発や土地利用の変化などにより、本市の交通事情も変化をしていきます。市内の交通事故がすべて市民に関係するというわけではありませんが、地域の安全のため、市民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通事故の防止を図る必要があります。

■主な取組

a. 交通安全意識の醸成

昭島警察署や交通安全協会をはじめとする関係機関と連携のもと、保育所、幼稚園、小学校、中学校、自治会、事業所や老人クラブ連合会等において、適宜自転車交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図ります。また、交通安全については幼少期からの意識付けが肝要であることから、交通安全ぬりえや反射材、ランドセルカバーの配布など、啓発活動を実施します。

運転に自信がないなどの理由から運転免許が不要となった高齢者に対して、交通事故を未然に防止する観点なども踏まえ、運転免許証の自主返納を促します。

b. 交通安全環境の確保

交通事故が多発する箇所や危険性の高い箇所など、更に交通安全対策が必要と認められる箇所について、防護柵や道路照明の整備を進めるとともに、道路標識などの設置を行い、安全対策を図ります。また、通学路における児童の安全確保を図るため、昭島警察署や学校、PTAと市が合同で通学路の安全点検を実施し、看板設置による注意喚起や交通安全施設の整備などにより、危険箇所の交通安全対策を講じます。

道路における交通事故等の危険防止や道路交通環境を確保するために必要となる交通規制や信号機の増設等については、所管する昭島警察署への要請などにより交通危険箇所の改善を図ります。

また、歩行者等の安全な通行を確保するため、適切に自転車等駐車を管理することなどにより、通行の妨げとなる放置自転車の減少を図ります。

c. 交通事故対応の支援

交通事故に関する様々な相談に的確に対応するため、弁護士による交通事故相談などの市民無料相談を引き続き実施するほか、東京都交通事故相談所などの専門の相談機関の周知にも努め、交通事故等被害者への対応を図ります。

基本施策 1-③ 防犯対策の充実



■基本施策の目指す姿

- 地域に根付いた防犯体制が整うとともに、住民の防犯に対する意識が高まり、より安心して暮らせるまちになっています。
- 犯罪の負の連鎖を断ち切り、犯罪のない社会の実現に向けた取組が進められています。

■政策指標

刑法犯認知件数を減らします

居住地域が安全で安心して暮らせる場所だと感じる割合を維持します

■現状と課題

多様化する犯罪を未然に防止し、明るい地域社会を築くため、防犯協会や自治会、昭島警察署など関係機関と連携し、地域ぐるみの防犯体制の充実と、これまで以上に市民の防犯意識の向上が必要です。

令和 7（2025）年度、令和 8（2026）年度に実施した家庭用防犯機器購入費補助事業は、家庭における防犯意識の高揚や地域の安全性を高める効果があったものと認識していますが、引き続き地域全体の安全性を高め犯罪を未然に防ぐ取組が必要になります。

インターネット、特に SNS に起因して組織化、巧妙化する詐欺被害、更には強盗等の凶悪な事件の発生は後を絶ちません。地域や関係機関等と連携し、特殊詐欺被害防止等キャンペーンの推進などそれぞれの地域に根ざした取組を進めていますが、今後も市民の防犯意識の向上や地域の防犯力向上のために継続した取組が求められています。

安全・安心なまちづくりのため、犯罪抑止効果の高い街路灯や街頭防犯カメラの整備を進めていますが、今後は経年劣化への対応など適切な維持管理が必要となります。

犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るためには、社会全体で支える支援が必要となります。また、被害者支援に加え、罪を犯した人等が罪を償い社会の一員として再出発できるように、関係機関との連携を推進する必要もあります。

引き続き、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会の構築が求められています。

■主な取組

a. 地域の防犯体制の充実

多様化・複雑化する犯罪に対して地域での防犯体制の強化が求められています。安全・安心まちづくり防犯推進計画に基づき、地域や関係機関との連携のもと、青色防犯パトロールカーによる見守りや地域安全の集いなど、市民参画による防犯活動を推進し、地域に根付いた防犯体制の充実を図ります。

また、街頭防犯カメラについて、市内駅前や通学路への設置に加えて、公園などの公共施設等への設置などを進めることで、地域における犯罪等の抑止力を強化します。

b. 防犯対策の周知・啓発

深刻化する特殊詐欺被害を未然に防ぐため、地域や関係機関等と連携し、市民の防犯意識の普及啓発を図るとともに、警視庁の防犯アプリ（デジポリス）とも連携し、公式ホームページやメール配信サービスなどを活用した詐欺情報の発信などにより、被害防止に努めます。また、小・中学校では、児童・生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためのセーフティ教室を開催するなど、子どもたちの危険対応能力の育成を図り、関係機関と連携したまちぐるみでの防犯意識の普及、向上に努めます。

c. 犯罪被害者支援と再犯抑止

犯罪被害に遭われた方には、警察や裁判所での手続から、経済的、精神的なものまで様々な支援が必要となります。関係機関や民間団体と連携し、相談窓口の紹介や各種手続の支援などに努めます。

また、犯罪や非行を起こさせない地域社会の構築に向け意識醸成に取り組むとともに、罪を犯した人等が地域社会で孤立することなく、円滑に地域社会の一員として復帰できるよう、再犯防止推進計画に基づき、関係機関と連携を図りながら再犯防止施策の取組を推進します。

第5章 施策の体系

2 互いに支え合い、尊重し合うまち

- 基本施策①: コミュニティ活動の推進
 - 主な取組
 - a. 地域活動の推進と担い手の育成
 - b. 地域活動の有機的な連携の促進
 - c. 地域活動の環境整備
- 基本施策②: 健康支援・医療体制の充実
 - 主な取組
 - a. 健康づくりの推進
 - b. 様々な予防対策
 - c. こころの健康支援
 - d. 医療等関係機関との連携強化
 - e. 感染症のまん延防止等への対策
- 基本施策③: 高齢者・障害者福祉の充実
 - 主な取組
 - a. 在宅サービスの充実
 - b. 家族介護者への支援
 - c. 地域における支援体制の確立
 - d. 障害理解の促進と権利擁護の推進
 - e. バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- 基本施策④: 社会保険制度の充実
 - 主な取組
 - a. 公平・公正で安定的な国民健康保険の運営
 - b. 安心できる後期高齢者医療環境の維持・向上
 - c. 持続可能な介護保険制度の運営
 - d. 年金制度の周知啓発
- 基本施策⑤: 地域福祉・セーフティネットによる生活環境の整備
 - 主な取組
 - a. 地域福祉の推進
 - b. セーフティネットによる生活支援
 - c. 多様化・複雑化、複合化する課題への対応
- 基本施策⑥: 多様性を認め合える地域の醸成
 - 主な取組
 - a. 人権を尊重する地域社会の形成
 - b. 男女共同参画の推進
 - c. 多文化共生の推進

基本施策 2-① コミュニティ活動の推進



■基本施策の目指す姿

- 地域で暮らし、活動する様々な人や団体等が、主体的に活動し、地域が活性化しています。
- 地域で活動する団体等が有機的に連携し、共助の考えのもと災害等における支え合いをはじめ、地域課題を解決しています。
- 新たな担い手が育ち、また、新たなコミュニティが誕生しています。
- 地域活動の拠点となる場が整備され、地域活動や交流がさかんに行われています。

■政策指標

地域で活動している市民の割合を増やします

ボランティア活動の登録団体数を増やします

地域活動の拠点となる場を整備します

■現状と課題

まちづくりにおいて、これまで自治会を中心とした「人と人」、「人と地域」のつながりを基盤とする地域コミュニティの力が大きな役割を果たしてきました。その一方で、ライフスタイル（生活様式）や価値観の多様化に伴い、地域への関わり方も様変わりし、住民のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足の加速化が懸念されています。

一方で、近年頻発している大きな自然災害では、日頃からの顔が見える関係が人命や生活を支える重要な力となった事例が多く見られ、災害などの有事に備えるために、地域コミュニティが果たす役割の重要性と活性化の必要性は、従来にも増して高まっています。こうした中、地域には、自主防災組織、子ども食堂、サロン活動など、従来自治会が担ってきた役割の一部に特化して活動する団体も生まれています。また、共通の目的を持ち、自主的に連携しながら活動している多様な市民団体と併せて、商店会、民間団体、事業者・企業など様々な団体・組織もあります。

互いに支え合い、尊重し合う地域コミュニティ活動の更なる推進には、令和7（2025）年3月に策定した地域コミュニティ活動連携推進計画に基づき、地域で活動する多様な団体・組織の活動の継続や活性化を引き続き支援するとともに、一人ひとりが安心して暮らせる地域、そして防災・減災にも視点を置き、複数の主体がそれぞれの得意分野を活かし、必要に応じて共に考え柔軟かつ有機的に連携することが必要です。地域コミュニティ同士の活動・連携や地域をつなぐコーディネート役が求められています。

また、持続可能な地域コミュニティの形成に向けて、年齢や暮らし方にかかわらず参加

しやすい活動支援や、参画する機会の創出などを通じて、将来、地域コミュニティの中心を担うことができる、若年層をはじめとする人材の発掘・育成を支援することが必要です。

さらに、地域活動を下支えする体制や、活動の活性化・連携促進を図るため、活動拠点となる施設の在り方の検討や、地域をつなぐ交流の場づくりが求められています。

■主な取組

a. 地域活動の推進と担い手の育成

市民活動を行うための助成や講座の開催などにより、自主的かつ継続して活動できる団体を支援します。

多様な世代の参加を促進するため、個々の状況に応じたきっかけづくりとともに、誰もが参加しやすい取組などを支援します。また、多様な世代の交流の場であるサロン活動を支援します。

若者が地域に関心を持ち、地域の一員として成長できる機会を創出し、子ども・若者も抵抗感なく地域に積極的に参加できるよう機運を高めていきます。

自治会連合会と協働して自治会への加入を促進するとともに、自治会活動の活性化と活動しやすい環境づくりを推進します。

高齢者の活動の場の充実を図るため、老人クラブの活動を支援します。

防災や減災活動など地域の防災力を高める防災士の資格の取得を奨励し、地域コミュニティを防災・減災でつなぐリーダーの育成を推進します。

b. 地域活動の有機的な連携の促進

地域活動の情報を収集するとともに、SNSなどの多様な手法を使って発信するなど、地域の多様な主体が相互の活動を把握でき、連携が促進されるような体制の構築に努めます。

地域活動団体それぞれの得意分野を活かしつつ、団体同士を結び付けるコーディネートを推進するとともに、団体活動の中で直面する課題に対して相談・サポート機能の充実を図ります。

災害に備え、日頃から様々な主体の顔が見える関係を構築するため、地域の様々な主体が出会い、つながる機会となるよう、地域特性を捉えた防災訓練の在り方を検討します。

c. 地域活動の環境整備

西部地域に賑わいを創出する総合施設の整備を進め、令和7（2025）年に開設したイーストテラスと併せ、地域活動拠点の充実を図ります。さらに、高齢者や子どもをはじめ誰でも気軽に利用できる居場所や、交流の広がりにつながる地域コミュニティの拠点として、「歩いて行ける範囲」にある公共施設（市立会館や学校施設など）の在り方を検討します。

イーストテラスでは、交流の機会と場を創出する事業を継続して実施するとともに、防災拠点機能を有する特性を活かし、防災をテーマに連携の機会の創出に努めます。

基本施策 2-② 健康支援・医療体制の充実



■基本施策の目指す姿

- 市民一人ひとりが自ら意識し、健康づくりに取り組んでいます。
- 疾病や感染症の正しい知識を身に着け、予防対策に努めています。
- こころの健康について相談できる環境が整っています。
- 必要な時に必要な医療が受けられる体制が整っています。
- 地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制が整っています。

■政策指標

かかりつけ医がいる市民（20歳以上）の割合を増やします

地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、適切な支援が行える体制を構築します

■現状と課題

人生100年時代を迎えた現代にあって、誰もが健康で自分らしい暮らしが続けられるよう「健康寿命の延伸・健康格差¹の縮小」を実現することが求められています。

生涯健康であり続けるためには、若いうちからの生活習慣病予防の理解や対策が必要です。本市における主要死因は、最も多いがんの次に心疾患、脳血管疾患と生活習慣病が続いています。

健康診断の受診状況については全体で7割以上となっている中、20代以下は6割以下と平均を下回っています。生涯を通じて健康でいるためにも、ライフコース²を通じた保健事業が重要です。保健事業について若い世代を含め、市民へ積極的に周知啓発を行うなど身近に受診や指導、相談を受けることができる環境が整っている必要性があります。

現代の社会・経済状況にあっては、将来に対する不安を抱える者も多く、こころの健康に対する支援も求められています。

今後求められている保健医療対策の重点項目として、健康診査や各種健診が挙げられており、続いて救急医療が続いています。かかりつけ医制度の普及と定着は、緊急時の医療体制の確立の上からも重要です。

1 健康格差

地域や社会経済状況の違いによる、集団における健康状態の差。

2 ライフコース

胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯。

また、人類の新たな脅威となった新型コロナウイルス感染症も、令和5（2023）年5月に5類感染症に移行されましたが、新種株による感染も確認されています。新型コロナウイルス感染症への対応を教訓として、新たな感染症も含め、感染症のまん延防止等に努める必要があります。

■主な取組

a. 健康づくりの推進

母子保健事業では健康診査や相談支援、栄養教育など、また成人保健事業では生活習慣病の発症と重症化を予防し、市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るため、健康教育、健康相談、健康づくりなどを推進します。

b. 様々な予防対策

生活習慣病への対策や疾病の早期発見のため、健康診査や特定健診又は歯科健診の充実を図り、望ましい生活習慣の実践を支援します。また、感染症について正確な情報を発信し、医療機関や関係機関とも連携を図りながら感染拡大防止に努めます。

c. こころの健康支援

自殺対策計画に基づき、悩みを抱えた方やその家族らの相談窓口の設置や関係機関とのネットワークの強化を図ります。また、自殺対策を支えるゲートキーパーを養成するなど人材育成を図るとともに、その活動や市民の意識向上の促進に向け、リーフレット等による啓発活動を実施します。

d. 医療等関係機関との連携強化

患者の生活背景を把握し、適切な診療等を受けることができるようにするため、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことを推進するとともに、緊急時における地域医療と救急医療の体制整備を図ります。

また、高齢者については、在宅医療と介護の連携体制の構築を図ります。

e. 感染症のまん延防止等への対策

新型コロナウイルス感染症での経験を踏まえ、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、有事に速やかに効果的な対策が実施できるよう、平時から感染症まん延防止等の対策を検討し準備します。

基本施策 2-③ 高齢者・障害者福祉の充実



■基本施策の目指す姿

- すべての人が住み慣れた地域で、安心して健康的に自立した生活を送っています。
- 支援の必要な人が、いつでも適切に支援を受けることができます。

■政策指標

高齢者が尊厳を持てる地域共生社会の実現に向け、様々な主体が連携できる体制を構築します
障害のある方の自己決定が尊重され、安心して暮らすことができるよう、相談支援体制の充実や地域生活支援体制を整備します

■現状と課題

人口減少・超高齢社会の到来、核家族化の進展などにより、高齢者の単身世帯や老老世帯が増加しており、高齢者への支援だけではなく、高齢者を支える家族や地域への更なる支援が求められています。

令和7（2025）年版高齢社会白書によると高齢化率は29.3%で、更に高齢社会が進展する令和22（2040）年には、30%を超えるものと推計されています。自立した日常生活が続けられるようにするためには、地域支援事業や介護予防、介護状態等の重度化防止の取組が必要です。また、介護等を要する状態となっても、尊厳を保ち、自らの意思で日常生活を送るためには、その方に合った適切な支援と高齢者に優しい地域づくりが必要です。

障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、差別の解消に向けた取組や意識の醸成が図られています。社会全体で障害のある方への理解を更に深め、差別解消に向けて取り組むことが必要です。

障害のある方の高齢化や重度化を見据え、一層の福祉サービスの充実を図るとともに、親亡き後も地域で安心して暮らし続けられるための支援体制の確保が求められています。さらに、医療の必要な障害のある方に対しての支援体制の構築も課題となっています。

誰もが安全・安心に暮らしていくために、建築物、また情報や心などのバリアフリー化の推進と、すべての人にやさしいユニバーサル社会の構築が求められています。

■主な取組

a. 在宅サービスの充実

誰もが住み慣れた地域で尊厳を持ち、いきいきとした毎日を送ることができるよう、地域生活

の課題を解決するための支援に努めます。虐待防止や高齢者の認知症施策への取組を強化します。

高齢者の住まいの安定的な確保に努め、地域の特性に合った在宅生活を支えるサービスを提供し、高齢者の生活機能の維持・向上、健康の増進を図ります。障害のある方が自立した在宅生活を送ることができるよう、ニーズに応じた多様なサービスの充実を図ります。

b. 家族介護者への支援

在宅で介護を行う家族の負担を軽減するため、支援や情報提供などに努めます。

また、介護のため家族が離職せざるを得ない状況を防ぐとともに、介護や医療が必要になっても自分らしい生活に向けあらかじめ準備を進めるために、介護サービス等に関する地域情報の収集と分かりやすい発信に努め、意識の醸成を図ります。

c. 地域における支援体制の確立

地域と協働して、健康づくりや社会参加などの場の提供、また生活支援等を一体的に進め、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合いができる仕組みづくりに努めます。

地域での生活に必要なサービスを選択し、適切に受けることができるよう相談支援体制やサービスの提供体制の充実を図ります。

地域への生活支援コーディネーター配置などを通じ、高齢者の地域の課題解決に主要な役割を果たす地域包括ケアシステムの深化を図ります。また、障害のある方の高齢化や重度化などを見据えて、地域全体で支えるサービス体制（地域生活支援拠点）の整備について取り組むほか、複雑化・多様化する相談への対応を図るため基幹相談支援センター機能を構築し、地域における相談支援体制の充実を図ります。

ボランティアや関係団体と連携し、高齢者世帯見守りネットワークや災害発生時の安否確認体制の充実を図ります。

d. 障害理解の促進と権利擁護の推進

障害のある方も社会の一員として自分らしく暮らすことができるよう「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、差別や偏見の解消を進めます。また、地域の関係機関や支援者と連携し、障害のある方への虐待防止の啓発に努めるとともに、成年後見制度の周知や制度利用を促進します。

e. バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

障害の有無にかかわらず、すべての人が安全・安心・快適に自立した生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図り福祉のまちづくりを推進します。

また、公共施設や建築物等のハード面でのバリアフリーの推進を図るとともに、ソフト面における情報や心のバリアフリーの推進を図ります。

基本施策 2-④ 社会保険制度の充実



■ 基本施策の目指す姿

- 国民健康保険制度、介護保険制度、後期高齢者医療制度及び国民年金制度が適正に安定して運営されています。
- 市民が健やかに安心して暮らしています。

■ 政策指標

被保険者の健康増進や高齢者の介護予防を図り、医療費や保険給付費を抑制します
保険料等の徴収率を高めます

■ 現状と課題

東京都と共同保険者となった国民健康保険制度は、国民皆保険制度の根幹を担っています。被保険者の構成としては、低所得者や高齢者の割合が多くなっています。被保険者数は減少する一方で、高齢化や医療技術の進歩により被保険者 1 人当たりの医療費は増加傾向にあるため、財政運営は大変厳しい状況にあり、一般会計からの財源補填により財政の均衡を保ちながら運営されています。

東京都内の全市区町村で広域運営されている後期高齢者医療制度は、医療費負担の大部分が公費や現役世代からの支援金で賄われています。今後、後期高齢者の増加に伴い、医療費の増加や高齢者の保険料と現役世代の負担の明確化が課題となっています。

介護保険制度は市民生活になくてはならない制度となっていますが、超高齢社会の進展による介護需要の増加に伴い、全国的に保険料は増加の一途をたどっています。今後、介護認定や給付の適正化、介護予防事業の充実など、持続可能な制度運営が求められています。

国民年金は、世代間の支え合いという相互扶助の制度であり、国民生活の安定に大きな役割を果たしていますが、将来にわたり持続可能な制度とするため、社会・経済状況等を踏まえた制度改革が度々行われています。このため、加入者への周知及び理解の促進が必要となっています。

■主な取組**a. 公平・公正で安定的な国民健康保険の運営**

医療保険制度の抜本的改革等、国や東京都に要請し、あわせて適切な広報と周知に努め、被保険者に財政基盤の安定化の理解と協力を求めます。また、生活習慣病等の予防に努めるとともに、後発医薬品使用促進や糖尿病性腎症重症化予防事業を推進し、増加する被保険者1人当たりの医療費の抑制を図ります。

b. 安心できる後期高齢者医療環境の維持・向上

東京都後期高齢者医療広域連合との連携を図る中で、制度の見直し等の動向を注視し、安定的な運営に努めます。また、健康診査事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業などの充実に努め、被保険者の健康維持・増進に取り組むとともに、制度の周知を図ります。

c. 持続可能な介護保険制度の運営

地域包括ケア推進計画に基づき、適切な制度運営に努めます。

また、持続可能な保険制度となるよう、適正な賦課徴収、給付の適正化の推進とサービスの質の向上、要介護認定の適正化等に取り組むとともに、介護人材の確保やDXの推進による業務の効率化に取り組みます。

d. 年金制度の周知啓発

国民年金制度の適切な周知を図り、市民の信頼と理解に努めます。また、日本年金機構との連携により、加入促進や納付の相談に努めます。

基本施策 2-⑤ 地域福祉・セーフティネットによる生活環境の整備



■基本施策の目指す姿

- ソーシャル・インクルージョン¹の考え方が地域に浸透し、誰もが安心して暮らしています。
- 地域住民が主体的に協力し支え合いながら、地域課題の解決に向けて取り組んでいます。
- 市民の誰もが自立して、健康で文化的な生活を送っています。

■政策指標

福祉に関する相談窓口が分からない人の割合を減らします
市の福祉施策に関する認知度を高めます

■現状と課題

社会状況の変化等に伴い、地域における福祉的課題や地域住民の支援ニーズが今後ますます多様化・複雑化・複合化する中、近年では、「8050（はちまる・ごうまる）問題²」、育児と介護の「ダブルケア」、「ヤングケアラー³」、「ひきこもり」や「社会的孤立」などへの対応も課題となっています。

公的な相談支援体制の充実を図るとともに、互いに支え合いながら、地域の課題を地域自らで解決できるまちの実現に向け、社会福祉協議会をはじめ、市民、団体、事業者など多様な主体との連携や協働による福祉活動への参加や活動分野の拡大などを図る必要があります。

また、「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する相談・支援窓口を設置し、個々の状況に応じた支援計画を作成するとともに、ハローワークなどと連携を図りながら、就労支援や住居確保支援などを行っています。

生活保護受給者は、高齢者世帯が半数以上を占めています。一方で、従来の制度の枠組みでは捉えきれない様々な課題を抱えている方が増えています。生活保護制度の適切な運用を図る中で、デジタル技術を活用しつつ、関係機関とも連携し、多様な世代の受給者それぞれ

1 ソーシャル・インクルージョン

社会的弱者を排除せず、全ての人が尊重され、参加できる社会を目指す理念。

2 8050（はちまる・ごうまる）問題

80代の親が50代の子どもを経済的に支えている家庭が抱える問題。

3 ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行なっている子ども。

れに寄り添いながら自立に向けた支援の充実を図る必要があります。

令和5（2023）年度に実施した市民の生活状況に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）では、15～64歳の市内人口の1%、約700人の方が広義のひきこもり群であることが推計されました。ひきこもりに悩む本人やその家族が、早期に相談できる体制の構築とともに、個々の状況に応じた支援が求められています。

■主な取組

a. 地域福祉の推進

市民が互いに支え合い、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、昭島市社会福祉協議会と連携を図る中で、地域でのつながりが生まれる場となるサロン活動を推進します。

判断能力が十分でない高齢者や障害のある方が安心して暮らし続けるために、成年後見制度利用促進に向けた取組や地域福祉権利擁護事業を推進します。

地域の身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、活動しやすい環境づくりに向けた取組を推進します。

社会を明るくする運動の推進や更生保護活動の支援を図るとともに、犯罪をした者も地域社会で孤立することなく、必要な支援が得られる環境づくりを進め、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を推進します。

b. セーフティネットによる生活支援

生活保護に至る前の段階の方などを含む生活困窮者に対して、個別の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援や就労支援などを実施し、多様な世代の自立に向けた支援を推進します。

生活に困った人の最後のセーフティネットである生活保護制度の適正な運用を図るとともに、生活保護受給者の意向や状況に応じた就労支援などの自立に向けた支援に努めます。

社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携を図りながら、地域課題を共有し、ひきこもり状態にある方やその家族が、悩みを抱え込むことなく、様々な相談ができ、必要な支援を受けられるよう努めます。

c. 多様化・複雑化、複合化する課題への対応

高齢、障害、子ども、生活困窮など属性を問わない複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、既存の相談支援機関等と連携し、支援を必要とする方へ適切な支援が行き届くように地域相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援など包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進します。

基本施策 2-⑥ 多様性を認め合える地域の醸成



■基本施策の目指す姿

- 多様性を認め合い、人権が尊重され、すべての人が尊厳を持って暮らすことのできる地域社会となっています
- あらゆる分野において女性が活躍し、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる地域社会となっています
- 多様な生活習慣や文化が触れ合い、豊かで活力のある地域社会が形成されています。

■政策指標

男女の立場や待遇が対等と思う市民の割合を増やします

一人ひとりの尊厳が大切にされるよう、すべての人権侵害をなくします

■現状と課題

地域では様々な背景を持った人が暮らし、社会を形成しています。相互に認め合い、支え合うことは、暮らしやすく、また災害などにも強いまちにしていくための基本といえます。

昨今、女性の社会進出や男女格差の解消に向けた取組は進められているものの、ジェンダー平等の実現にはまだまだ不十分であることから、男女共同参画社会の実現が急務となっています。人口減少・超高齢社会の到来により生産年齢人口が減少する中で、困難を抱える女性への支援を含め、ワーク・ライフ・バランスを図りつつ女性の活躍を推進することは、社会の持続可能性の確保をはじめとする様々な課題の解決にもつながります。また、性の多様性への対応も現代社会の課題となっており、引き続き誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組の一層の推進が必要です。

外国人住民はこの10年以上、増加傾向で推移しており、特に令和4（2022）年度以降は増加率の上昇が顕著となっています。しかし、多くは言葉の壁を越えられないことや、宗教、習慣等の違いに起因するトラブル等への警戒から、地域社会の中に溶け込めず、そのことが住民相互にとって不安感につながっています。

偏見や差別は人権侵害のみならず、地域の断絶を生みます。異なる価値観や多様な属性の人々の人権が尊重され、孤独や孤立から援護する仕組みが求められています。

また、現代社会にあっては、いじめ、暴行、虐待、差別、ハラスメント、SNSでの誹謗中傷など、多くの人権問題が発生しています。誰もが尊厳を持って人間らしく生きていくために、あらゆる暴力、あらゆる人権侵害をなくすことが必要です。

■主な取組**a. 人権を尊重する地域社会の形成**

人種・性別・思考の違いや障害の有無などにかかわらず、地域全体が多様性を尊重し支え合う環境づくりの構築に努めます。また、あらゆる暴力の根絶と被害者支援に努め、各種ハラスメント防止の取組を進めます。

また、性的マイノリティや増加する外国人に対する偏見・差別をはじめとするあらゆる人権問題をなくすため、法務局や人権擁護委員と連携し、様々な啓発活動を実施します。

b. 男女共同参画の推進

男女共同参画プランを推進し、女性の社会参画、特に方針や政策の意思決定への参画の場を確保します。また、男女平等意識の普及啓発に努めるとともに、男女が健康な生活を実現し、ともに活躍できるようワーク・ライフ・バランスを推進します。

c. 多文化共生の推進

デジタル技術の活用を図る中で、情報発信の際、多言語による広報・周知に努めるとともに、円滑な窓口対応ができる体制を整備します。地域で活動する外国語ボランティアの支援、育成を行うなど、外国人住民をはじめ異なる文化や習慣を持つ方々が安心して暮らすための支援体制の構築に取り組みます。

東京都英語村の利用など、小学生・中学生の英語によるコミュニケーション能力の育成に努めるとともに、オリンピック・パラリンピック教育で得た異文化を尊重する精神を活かして、すべての子どもが共に学び、一人ひとりの違いを個性として受け止め、互いに高め合う教育活動を展開します。

第5章 施策の体系

3 未来を担う子どもたちが育つまち

- 基本施策①: 子ども・子育て環境の整備
 - 主な取組
 - a. 子育て家庭への支援
 - b. 子どもの健全育成
 - c. 要支援児童・家庭への支援
- 基本施策②: 幼児教育・保育の充実
 - 主な取組
 - a. 保護者支援の充実
 - b. 幼児教育・保育環境の整備
 - c. 待機児童の解消
 - d. 幼・保・小の連携推進
- 基本施策③: 学校教育の充実
 - 主な取組
 - a. 確かな学力の定着
 - b. 豊かな心の醸成
 - c. 健やかな体の育成
 - d. 輝く未来に向かって
 - e. 個に応じた支援の充実
 - f. 学習環境等の改善
 - g. 学校給食の提供
- 基本施策④: 青少年の健全育成の推進
 - 主な取組
 - a. 連携による健全育成の推進
 - b. 相談体制の充実
 - c. 子どもの居場所づくり
 - d. リーダー育成環境の充実

基本施策 3-① 子ども・子育て環境の整備



■基本施策の目指す姿

- 子どもたちを安心して生み育てられる環境が整っています。
- 児童虐待がなく、すべての子どもに安心して過ごせる家庭環境が整っています。
- すべての子どもが夢や希望を持てる環境が整っています。
- 妊娠・出産・子育て期の各ステージに応じた支援により、地域社会全体で子育てを支える仕組みが整っています。

■政策指標

妊娠から出産、乳幼児期までの健康診査や相談・指導等を推進します
ワーク・ライフ・バランス認定事業者を増やします（再掲）
児童虐待件数を減らします

■現状と課題

安心して子どもを生み育てられるまちづくりには、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実が必要です。また、すべての子どもに対し、子どもの権利条約に示された 4 つの原則（①差別の禁止、②子どもの最善の利益、③生命、生存及び発達に対する権利、④子どもの意見の尊重）を具現化する必要があります。

核家族化、少子化が進む中で、親族や知人などから日々の子育てに関する助言、支援や協力を得ることが困難になっています。また、子ども自身にとっても多様な人とのふれあいの中で人との関わりの基礎を培い、成長していく機会が少なくなっています。このような状況の中、子どもの発達など子育ての悩みを気軽に相談できる場づくりや子どもたちの安全・安心な居場所の確保など、地域社会全体で子育てを支える環境の整備が必要となっています。共働きや長時間労働、多様化する就労環境等により、子どもと向き合う余裕を持てず、育児不安やストレスを抱える子育て家庭も少なくありません。また、複雑化する社会構造の中で、保護者の負担が子どもへ向かい、子どもの心身の健やかな成長を妨げる状況も見受けられます。

家庭環境などによって夢や希望が阻害されることがないように、子どもたちの社会的自立へ向けての支援、ひとり親家庭や生活困窮世帯などへの適切な支援が必要です。

■主な取組

a. 子育て家庭への支援

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実のため、こども家庭センターを拠点に関係機関と連携を図り、各種健康診査や指導、相談事業等を実施します。

こども家庭センターや子育てひろば等により、子育ての悩みを気軽に相談できる環境を整備するとともに、保護者間のネットワークづくりを推進します。

子育てと仕事を両立できるよう、市内事業者等に働きかけ、子育てしやすい職場環境の実現を推進します。

子ども食堂等を実施する民間団体を支援し、地域の方々との交流や子どもや保護者の居場所づくりを推進します。

b. 子どもの健全育成

「子どもの権利」などについての普及・啓発に努め、子どもの意見を様々な場面で聴き、子どもの人格を尊重した取組を推進します。

子どもの様々な不安や悩みを解消するため、気軽に相談できる場や安全・安心な居場所など環境の整備を進めます。

児童虐待の防止と早期発見、早期対応に努め、関係機関と連携して児童虐待防止の取組を推進します。

すべての子どもや若者の健やかな成長を支援するとともに、子育てを社会全体で支える仕組みづくりのため、「こども基本法」に基づくこども計画を策定し、施策を展開します。

c. 要支援児童・家庭への支援

すべての子どもが夢や希望を阻害されることのないよう、子どもや家庭への支援を行います。

ひとり親家庭等の自立に向け、相談体制の充実や手当の支給等による支援を行います。

障害のある児童や特別な配慮が必要な児童の社会的自立に向け、幼稚園・保育所等と小学校との連携を強化します。また、保護者の気づきを促すとともに、早期対応に努め、発達段階や障害の程度に応じた相談支援体制を推進します。

ヤングケアラー¹など、支援を必要とする子どもや子育て家庭を関係機関等との連携を密にする中で早期に発見し、福祉、保健、医療など、家庭の状況に応じた支援に繋がります。

1 ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行なっている子ども。

基本施策 3-② 幼児教育・保育の充実



■基本施策の目指す姿

- 幼児期から児童期までの切れ目のない教育が充実し、未来を担う子どもたちが健やかに育っています。
- 仕事と子育てを両立するため、多様なニーズに応じた保育サービスの充実が図られています。

■政策指標

幼児教育・保育の施設充足率を高めます

保育所入所待機児童の解消を図ります

■現状と課題

「子ども・子育て支援法」の趣旨のとおり、保護者の就労等の状況にかかわらず、すべての子どもに良質な生育環境を保障していく必要があります。また、幼児期は生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であり、すべての子どもに質の高い教育・保育を行うことが求められています。

「小1の壁」と言われている課題について、幼児期から児童期への切れ目のない教育・保育へのニーズが高く、連続性を重視した教育課程への取組の重要性が明らかになっています。

令和3（2021）年から令和7（2025）年における5年間の4月1日現在の保育所入所待機児童数は平均10人となっています。待機児童対策として、令和6（2024）年度より緊急1歳児年度限定保育事業を導入したことにより、令和8（2026）年4月1日現在の保育所入所待機児童数は、2名となっています。

直近の急速な宅地開発による子育て世帯の流入や幼児教育・保育の無償化などによる新たな利用ニーズが見込まれるため、更なる対策が必要となります。

令和13（2031）年度までに保育施設の4割以上が築50年を超えて老朽化するため、計画的な改修・改築の推進が必要となります。

また、長期化する物価高騰から子育て家庭や施設運営を守りながら保育の質を維持することや、人手不足の解消、保育士の事務負担軽減に一体となって取り組むことが求められています。

■主な取組

a. 保護者支援の充実

子どもの健やかな成長を育み、多様なニーズを持つ家庭が安心して子育てを続けられる環境を整えます。

幼稚園において、通常教育時間終了後の園児の預かり保育事業を継続し、保護者の多様な就労形態をサポートします。

保護者の就労状況にかかわらず、一定時間まで継続的に保育園などを利用できる乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施し、すべての子どもに良質な成育環境を提供します。

子どもの健やかな成長を育み、保育施設等に在園する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、保育料や副食費の無償化などの支援を継続します。

b. 幼児教育・保育環境の整備

幼児教育・保育の質の向上と量の拡充を図るため、受け入れ体制の基盤となる施設の改修・改築を行い、子どもたちが安全に過ごせる良好な保育環境を整備します。

保育補助者の雇用促進や保育事務のデジタル化(ＩＣＴ化)への支援などにより現場の負担軽減を図り、保育士等が安心して働ける環境づくりと処遇改善に努めます。

c. 待機児童の解消

保育所の充実のほか、認可外保育施設等への利用負担軽減等の支援を行い、保育所入所待機児童の解消を図ります。

急速な宅地開発に伴う新たな保育需要の動向などを踏まえ、施設の改修や整備後の定員増による受け入れ枠の拡充を進めるとともに、効果的な待機児童対策事業を展開することで、待機児童の解消に努めます。

d. 幼・保・小の連携推進

子どもが良好な生活習慣を身に付け、健全な人格形成ができるよう、就学支援シートやスタートカリキュラムスタートブック、アプローチカリキュラムスタートブックを活用し、幼稚園・保育所等と小学校の連携により切れ目のない支援を行います。

基本施策 3-③ 学校教育の充実



■基本施策の目指す姿

- 自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる「たくましい昭島っ子」が育っています。
- 子どもたちが学んで楽しい、先生が教えて楽しいと実感できる、楽しい学校づくりが進んでいます。

■政策指標

自己肯定感や自己有用感をもち、自ら考え、行動できる子どもを増やします
 学校で学ぶのが「楽しい」と思う子どもを増やします

■現状と課題

子どもは、「未来の昭島市」の担い手であり、「社会の宝」です。子どもたちが調和のとれた大人に育つためには、学校だけでなく、家庭や地域が果たす役割が大きく、それぞれが互いに連携し、すべての子どもが社会全体で大切にされ、支えられて、笑顔で伸び、育つ環境を整えていかなければなりません。

また、予測困難なこれからの時代において、子どもたちには、社会の変化を柔軟に受け止め、生涯にわたって様々なことに粘り強く挑戦し、自ら学び続けていく姿勢が必要です。これまでのロールモデルに頼るのではなく、一人ひとりが、個性や能力を最大限に伸ばし、自らの希望や意思に基づいて、人生を選択できるようにしていく必要があります。教育には、その素地を養うことが求められています。

こうしたことから、国の「第四期教育振興計画」、東京都の「教育ビジョン（第5次）」「教育施策大綱」を踏まえた「教育振興基本計画（令和9（2027）年度～令和13（2031）年度）」に基づき、教育施策を着実に推進していく必要があります。

「誰一人取り残さず、すべての子どもが将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」の実現と、心身ともに健全・健康で、知・徳・体の調和がとれ、ふるさと昭島の自然と文化を愛し、社会に主体的に貢献できる「たくましい昭島っ子」の育成に向け、楽しい学校づくりの重要性が増しています。

■主な取組

a. 確かな学力の定着

子どもたちがこれからの社会を生きるために必要な基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得できるよう、児童・生徒一人ひとりの学習状況に合わせた、個に応じた指導の充実を図ります。一人1台タブレット型端末の更新など、これまで築き上げてきたICT環境を最大限に活用する中で、授業改善を図り、教育の質的向上を目指します。教育DXを更に推進し、児童・生徒の成長段階やそれぞれの個性や能力に合わせ、基礎学力の定着に向けてデジタル教科書等のICT機器を活用した個別最適な学びを推進していきます。

また、思考力・判断力・表現力等を育む教育や、SDGsの理念を踏まえ、地域の課題から地球規模の諸課題にまで幅広く自らの課題として考え、解決する力を育む教育を実現していきます。

b. 豊かな心の醸成

人権教育、道徳教育、体験活動の充実を図ることにより、自分をありのままに受け止め、他者を大切にし、互いを理解、尊重する気持ちを持つことができる子どもたちの育成に努めます。

すべての子どもが安心して登校し、学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策推進基本方針に基づき、学校の内外を問わず、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、アキシマエンスにおける相談支援体制の充実を図ります。

c. 健やかな体の育成

「昭島市版 元気アップガイドブック」「グッドモーニング60分」を活用し、発達段階に応じた健全な体の育成に向け、体育や保健の授業の充実を図ります。あわせて、健康に関する指導の充実を図り、主体的に健康を保持・増進しようとする子どもたちの育成に努めます。

また、家庭や地域と連携、協力して、子どもたちの健康の保持・増進に関する実践力の育成を推進します。

d. 輝く未来に向かって

令和7（2025）年度から市内全公立小・中学校がコミュニティ・スクールに移行したことに伴い、社会に開かれた教育課程により、地域社会とのつながりをより一層深めるとともに、地域学校協働本部を設置し、地域と学校が連携・協働体制を構築する中で、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動を推進します。

また、自己肯定感や自己有用感を高める取組を充実させることで、将来の自分の姿を具体的にイメージできるよう、「昭島市版 スタートカリキュラム スタートブック」や「昭島市版 キャリアアルバム」等を活用した学びを積み重ねていきます。

e. 個に応じた支援の充実

特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの状況に応じ、「就学支援シート」や「学校生活支援シート」等を活用し、切れ目のない支援をつなげていきます。また、教員一人ひとりの特別支援教育の視点を更に向上させるとともに、特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級における指導の充実を図ります。

f. 学習環境等の改善

学習環境等の改善においては、既存校舎等の老朽化対策を講じるとともに、より良い学習環境と安全・安心な学校施設を確保するため、今後の人口推計や耐力度調査等の結果を踏まえ、学校施設の更新を含めた中・長期的な整備計画の策定を進めます。学校プールの在り方については、近年の異常気象による影響等を踏まえて多角的に検討し、民間施設等の活用を推進します。国の G I G A スクール構想第 2 期¹の実現のために、引き続き学校における I C T 機器の整備や情報通信ネットワーク環境の更なる充実を図ります。

また、教員が全力で教育にあたることができるよう、スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐などの配置、スクールロイヤー制度（教育行政に係る法務相談体制）の充実や東京都が主導する共同調達による統合型校務支援システムの導入・次世代校務 D X²環境整備の検討など、教員の働き方改革に引き続き取り組みます。あわせて、子どもたちが学校部活動に限らず、スポーツや文化活動に親しめる機会を継続して確保する中で、教員の負担軽減にもつなげるため、部活動指導員の配置を含む部活動の地域連携・地域展開を推進します。

g. 学校給食の提供

学校給食共同調理場をはじめ、自校給食小学校、親子調理方式に移行した中学校、学校給食共同調理場に設置したアレルギー対応給食専用調理室から全小・中学校への給食提供等、学校給食運営基本計画に基づき、安全かつ安心なおいしい給食を安定的に提供します。また、地場野菜を積極的に活用するなど、各学校や地域と連携した食育の充実に努めます。

令和 6（2024）年度から新たに供用を開始した学校給食調理場では、施設見学をするための通路や食育に係る資料の展示スペースを確保し、児童・生徒だけでなく保護者、市民を対象とした試食会を開くことにより、食育や学校給食への理解を深めます。

1 G I G A スクール構想第 2 期

令和 6（2024）年度から始まった、これまでの一人 1 台タブレット型端末整備の次の段階です。主な内容は、端末の更新と高速化、教職員の業務効率化（校務 D X）、I C T 教育の質向上、そして家庭学習や地域連携の強化です。これにより、端末の利用が進み、より効果的な学習や教育が実現されることが期待されます。

2 次世代校務 D X

クラウド活用を前提に校務・学習系ネットワークを統合し、場所を問わず安全な業務とデータ利活用を実現する新たな校務の在り方です。

基本施策 3-④ 青少年の健全育成の推進



■基本施策の目指す姿

- 心身ともに健康で、他者を思いやる心を持った青少年が、地域社会の一員として成長し、自らの可能性を十分に発揮しています。

■政策指標

不良行為少年の補導数を減らします

学童クラブの待機児童の解消を図ります

■現状と課題

青少年は、家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めたかけがえのない存在です。こうした青少年が健やかに成長し、それぞれの可能性を広げ、それが実現できるように、青少年の意見に耳を傾け、その意見を尊重し、現在の生活と将来の成長の両面を支援していくことが重要です。

青少年を取り巻く環境は、情報化社会の進展、就業構造の急速な変化、価値観の多様化など先行きの見えづらい社会情勢の中、貧困、児童虐待、いじめ、ひきこもり、ヤングケアラー¹などの問題が絡み合うことにより複雑化しています。あわせて、SNSを媒介とした新たな手口による犯罪の増加や、犯罪の凶悪化・低年齢化が社会問題になっており、青少年が被害者となる事件が相次ぐ一方、青少年が加害者となる重大事件も発生しています。

青少年の定義（対象）は広く、各年齢期に応じた特性や個人差に配慮するとともに、ライフステージを通した切れ目のない支援のほか、社会生活に困難を抱える青少年のために、相談体制の充実や地域、関係機関との連携強化が必要となります。

直近の急速な宅地開発による子育て世帯の流入などにより、放課後に子どもたちが安全で安心して生活できる「居場所」へのニーズの高まりが見込まれることから、学童クラブ需要への対策や放課後子ども教室の安定した提供に加え、市内で活発に交流・活動するための新たな居場所づくりが必要となります。また、青少年が主体的に活動する取組・イベント、体験活動の支援を図るなど、地域で活躍できる人材の養成が求められています。

1 ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行なっている子ども。

■主な取組**a. 連携による健全育成の推進**

家庭・学校・地域の連携により、青少年の健全育成に関する情報提供、啓発活動等に努めます。

青少年を取り巻く環境が多様化、複雑化している状況を踏まえ、関係各課や関係機関との連携により青少年の健全育成を推進します。

b. 相談体制の充実

青少年及びその保護者が、必要なときに身近できめ細かな相談を受けられる環境の整備に努めます。

青少年の将来の自立に向けて、生活困窮、非行、コミュニケーションの欠如、ひきこもりなど、個々の状況に応じた支援を行います。

c. 子どもの居場所づくり

学童クラブの充実、放課後子ども教室の推進等、放課後における子どもの居場所を確保し、学びや各種体験の場づくりを支援するとともに、子どもたちが活発に交流・活動できる居場所づくりを推進します。

子ども食堂等を実施する民間団体を支援し、地域の方々との交流や子どもの居場所づくりを推進します。

安心して過ごせる新たな居場所づくりを推進し、若者が心地よく、参加したいと思える活動を支援します。

d. リーダー育成環境の充実

青少年自らが計画し、主体的な判断と協調により実現する体験的な活動を支援します。

青少年が地域に関心を持ち、地域の一員として成長できるよう、青少年リーダー養成講習会や各種体験活動を実施し、小学生から青年期まで段階的に系統立てて地域で活躍できる人材（リーダー）の養成や支援の充実を図ります。

第5章 施策の体系

4 文化芸術、スポーツの振興を図るまち

基本施策①:文化芸術活動の促進

主な取組

- a. 文化芸術活動への支援
- b. 文化芸術に接する機会の充実
- c. 多様な主体と連携した文化芸術活動の促進

基本施策②:文化財の保護・調査・活用

主な取組

- a. 文化財の保護・保存・調査・研究の推進
- b. 文化財の活用と継承の支援

基本施策③:スポーツ・レクリエーションの振興

主な取組

- a. スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進
- b. スポーツ・レクリエーション環境の整備
- c. 人材の育成・地域交流の促進

基本施策④:図書館活動の充実

主な取組

- a. 多様な情報・資料の提供
- b. 図書館の利用促進
- c. 図書館を拠点とした活動の支援
- d. 誰一人取り残さない環境の整備

基本施策⑤:生涯を通じた学習活動の推進

主な取組

- a. 学習機会の提供
- b. 学習活動の支援
- c. 学習成果の活用

基本施策 4-① 文化芸術活動の促進



■基本施策の目指す姿

- あきしまの地域に根ざした市民文化がいきいきと花開き、誰もが文化・芸術を身近で味わい、豊かでうるおいのある暮らしを実感しています。
- 文化・芸術活動を行っている個人や団体が、いきいきと活動しています。
- あきしまの文化・芸術が、多くの人を呼び込む観光資源として成長し、様々な分野の人々が交流しています。

■政策指標

- 市民文化祭の参加者を増やします
- 文化・芸術の鑑賞の機会を増やします
- 文化・芸術の活動をする人を増やします

■現状と課題

市内には、優れた先端技術を有する民間企業が集積する一方で、古くから継承されている魅力的な伝統芸能が存在しています。また、昭島・昭和の森武藤順九彫刻園は世界を舞台に活躍している氏の作品群を、緑の自然に囲まれ鑑賞できる場所となっており、文化芸術の担い手である市民に世界的な芸術作品に触れる機会を提供しています。

これらの特性を活かし、多様な主体との連携を深め、あきしまの文化・芸術を新たな観光資源として位置づけ、より多くの人に訪れてもらう取組が必要です。

文化芸術に係る自主的な活動の支援のため、公共施設などを活動場所として提供し、成果の発表の場として市民文化祭を開催しています。また、イーストテラス3階の回廊壁面に設置されたギャラリーは、作品発表の場としての活用が可能であり、こうした取組を通して、多様な分野の主体の交流と、文化芸術活動の更なる促進につなげていくことが求められています。

今後、文化芸術の振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の分野の施策と有機的・広域的な連携を深める中で、人口減少社会にあっても、文化芸術の継承、発展及び創造に加え、地域経済の活性化につなげていくことが重要です。

■主な取組**a. 文化芸術活動への支援**

文化芸術活動の活動場所を提供するとともに、活動の成果や作品などの発表の機会の拡充に努めます。

市内で活動する芸術家を広く紹介する機会の拡充に努め、芸術活動、創作活動への機運醸成に努めます。

b. 文化芸術に接する機会の充実

市民会館自主文化事業として、音楽、演劇をはじめとする様々な分野における、質の高い芸術・文化事業を実施するなど、子どもから高齢者まで市民の誰もが、著名な芸術作品を身近に鑑賞できる機会の充実に努めます。

学校教育との連携により、子どもたちが文化芸術に接する機会の充実に努めます。また、文化関係団体や美術大学と連携し、多くの市民が鑑賞機会や芸術に触れる機会を拡充します。

c. 多様な主体と連携した文化芸術活動の促進

文化芸術推進基本計画に基づき、文化芸術が薫るまちづくりを推進します。

観光、まちづくり、教育、産業、福祉など幅広い分野との連携を図り、文化芸術の継承、発展及び創造につなげ、更なる文化芸術の振興に努めます。

また、文化芸術の振興を総合的かつ計画的に推進するための組織の整備を検討するとともに、関連分野との連携強化に向けた外部機関等の設置を目指します。

市内の関係団体だけでなく多摩地域の多様な主体とネットワークを構築し、文化・芸術を中心とした地域の活性化に努めます。

基本施策 4-② 文化財の保護・調査・活用



■基本施策の目指す姿

- 地域の暮らしの中で守られ、継承された文化財が、先人の知と技を伝え、個性あふれる地域文化、まちづくりの重要な視点に位置付けられています。

■政策指標

あきしま郷土芸能まつり参加者数を増やします

郷土資料室の見学者を増やします

■現状と課題

平成 30（2018）年に改正された「文化財保護法」では、文化財の滅失や散逸等の防止を緊急の課題とし、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し、地方文化財保護行政の推進力の強化について規定がなされました。

市内には、国指定文化財が 1 件、東京都指定文化財が 10 件、昭島市指定文化財 30 件、国登録有形文化財 1 件があり、その保護・保存に努めています。

令和 2（2020）年 3 月より、郷土資料室をアキシマエンス内に移転・新設し、市の象徴であるアキシマクジラの化石標本の展示のほか、郷土史、地域文化を紹介し、「昭島市の知の拠点」として併設される市民図書館と連携しています。

文化財は、地域の歴史や文化への理解、「ふるさと昭島」づくりにとって重要な資産であるため、次世代に確実に継承していくことが求められています。また、現在の市の様子を後世に伝えることも文化財行政の重要な役割です。

都市化による生活様式の変化や宅地開発などにより、身近な文化遺産の継承を危ぶむ声もあります。これらの文化遺産を後世に伝え、地域文化遺産として活用を図るため、その調査と保護・保存が課題となっています。

■主な取組**a. 文化財の保護・保存・調査・研究の推進**

地域の文化財の調査・研究に努め、関連する文化財の総合的な把握と長期的な視野に立った計画的な保護・保存を図り、活用につなげます。

埋蔵文化財や民具、古文書などの収集を図るとともに、その整理、記録、保存に努めます。また、文化財資料のデジタルアーカイブ化の充実を図ります。

収集、保存した文化財の適切な管理を図るとともに、保存、収蔵スペースの確保に努めます。

b. 文化財の活用と継承の支援

学校教育や社会教育、レクリエーションの場などにおいて、文化財の効果的な活用を図ります。

文化財ボランティアや、多様な媒体を活用し、文化財の案内等周知に努めます。

貴重な文化財の展示や、最新のデジタル技術を駆使した映像コンテンツ、「昭島市デジタルアーカイブズ」の有効活用により、地域の歴史や文化への理解を促進し、次世代へ継承します。

地域で伝承されてきた郷土芸能などの有形無形の文化財については、多くの人が触れることができる機会を充実させ、市内に人を呼び込む観光資源として活用するとともに、次世代への継承の支援を図ります。

基本施策 4-③ スポーツ・レクリエーションの振興



■基本施策の目指す姿

- 市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツやレクリエーションに親しみ、交流を深め、心身ともに健康で明るく豊かな生活を送っています。

■政策指標

週1回以上スポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合を増やします

スポーツ・レクリエーションを通して、高齢者の外出機会を増やし、健康増進を図ります

■現状と課題

スポーツやレクリエーションに親しむことは、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進につながります。生活が便利になり体を動かす機会が減少した現代社会においては、極めて大きな意義があります。特に高齢者においては、外出機会が増えるとともに、仲間づくりなどの一助にもなっています。

多くの市民がスポーツやレクリエーション活動に親しんでいる一方、令和7（2025）年度に実施した市民意識調査では、スポーツやレクリエーションをほとんどしていない市民の割合は34.1%となっています。また、市民がスポーツやレクリエーションをしている頻度は、月1回程度が11.3%、週1回程度が21.7%、毎日が16.2%となっています。

スポーツやレクリエーション活動をしていない市民や、活動機会の少ない市民の誰もが、自らの健康状態や運動能力に応じて、自分に適したスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境の整備が求められています。

スポーツを持続的に行うためには、地域の人々が一緒に楽しく、いつまでもスポーツができる環境を整えていくことが大切であり、地域スポーツを支える人材の育成やスポーツを通じた地域の絆づくりが求められています。

また、地域にゆかりのあるスポーツチームや選手の応援のほか、連携による交流を促進し、地域活性化に資する取組が求められています。

老朽化したスポーツ施設の適切な維持管理のほか、昨今の夏の異常な暑さなどを念頭に置いた、今後の運動施設の在り方の検討が必要です。

■主な取組**a. スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進**

スポーツ・レクリエーション活動の普及に向けて、情報発信や誰もが参加できる機会の拡大に努めます。

市民の自主的な健康づくりを支援し、健康の保持増進、技術・競技力の向上、生活習慣病・介護予防など、市民のライフステージに応じた生涯スポーツを推進します。

スポーツ・レクリエーション活動を推進する団体等への支援に努め、地域や様々な団体相互の交流の促進に努めます。

スポーツ習慣の定着を促進し、トップアスリートを目指す選手の支援、障害者スポーツの普及・啓発に努めます。

b. スポーツ・レクリエーション環境の整備

市民が安全で安心してスポーツ・レクリエーションを楽しむため、運動施設の環境整備・充実とともに、老朽化が進む運動施設について、施設の複合化なども視野に入れた施設整備や再編等の計画的な整備を進めます。

今後も猛暑が続くことが予想されることから、安全で安心して利用できる施設運営を第一に考え、熱中症特別警戒アラートや熱中症警戒アラート等を念頭に置き、気温や天候に影響されない屋内プールや、暑さの和らいだ時間に利用できる夜間照明など、運動施設の環境整備を進めるとともに、屋内外の運動施設の在り方について多角的に検討します。

残堀川調節池の平常時における運動施設利用については、近年の集中豪雨などによる影響を踏まえた上で具現化に向け検討します。

c. 人材の育成・地域交流の促進

地域のスポーツ・レクリエーション活動の振興を支える人材の確保と育成を図るとともに、地域で活動する団体の組織化、ネットワーク化を推進します。

クリタウォーターガッシュ昭島と連携したスポーツの振興、地域活性化に資する取組を推進し、市を挙げて応援できる仕組みづくりに取り組みます。

基本施策 4-④ 図書館活動の充実



■基本施策の目指す姿

- 本と情報を仲立ちとして人が集い、つながり、新たな価値を創造する場となり、親しまれています。

■政策指標

市民一人当たりの図書貸出冊数を増やします

市民図書館の登録者数を増やします

■現状と課題

デジタル化の加速により、インターネットやスマートフォンの普及、情報通信機器の発展が著しい現代にあって、時代に見合った図書館活動が求められています。

一方で、子どもたちの活字離れを防ぎ、読書に親しむ習慣が身に付くよう、子ども読書活動推進計画に基づく取組を推し進めるとともに、保育所・幼稚園・学校との連携強化が求められています。

多様化する図書館ニーズに対応するため、レファレンスサービス¹や図書館の利用に障害のある方への多種多様なサービスの提供など、誰一人取り残さないインクルーシブな取組が求められています。

また、令和7（2025）年度にはイーストテラスの開設にあわせて、施設内に市民図書館東部分館が開館し、市域全体でのサービス提供体制の拡充が図られました。

今後も、時代の変化に対応した貸出・返却方法や電子書籍の充実など、新たなニーズへの対応を含め、図書館機能の一層の充実が期待されています。

1 レファレンスサービス

何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、図書館員が情報あるいは資料を提供する情報サービス。

■主な取組**a. 多様な情報・資料の提供**

仕事や暮らしの課題に市民自らが図書館を使って調べることに取り組めるよう幅広い分野の資料を収集し、蔵書の充実に努めるとともに、自館の資料のみならず、他機関の資料やインターネット等あらゆる情報を活用したレファレンスサービス（資料探しの支援）を強化します。

b. 図書館の利用促進

子どもの読書習慣の定着や、高齢者等の生涯学習活動や余暇活動の充実に役立ててもらえるよう、様々な事業を行い、図書館利用を促します。

学校図書館との連携を密にして、児童・生徒の学びを応援します。

また、イーストテラスに併設された市民図書館東部分館においては、施設のイベントとも連携し、図書館利用を促します。

c. 図書館を拠点とした活動の支援

図書館を拠点としたボランティア活動など市民の自主的な活動を支援します。

地域への関心を高め、地域の良さを知ることを通して愛着を育むことができるよう、地域資料の収集・保存に努めます。

d. 誰一人取り残さない環境の整備

誰にでもやさしい施設・設備の充実に図ります。

録音図書の作成や対面朗読の実施、電子書籍サービスの充実等、多様なニーズに応えられるサービス体制の整備に努めます。

様々な言語に対応できるよう、多言語・多文化資料の充実に努めます。

基本施策 4-⑤ 生涯を通じた学習活動の推進



■基本施策の目指す姿

- 誰もが生涯にわたり自分の意思で自由に学ぶことができる環境が整い、地域のつながりと絆を実感し、豊かな人生を送っています。

■政策指標

アキシマエンス入館者を増やします

生涯学習講座など活動の充実を図り、参加者の学習意欲を広げます

■現状と課題

人生 100 年時代においては、必要な時に必要な学びを通じ成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが求められており、子どもから高齢者まですべての世代の知的欲求は高まり、また、多岐にわたっています。

内閣府が令和 4（2022）年に実施した生涯学習に関する世論調査によると、今後、生涯学習をしてみたいと回答した者の割合は 8 割を超えています。学習したい内容別では、「健康やスポーツに関すること」（39.2%）、「仕事に必要な知識・技能や資格に関すること」（38.9%）、「インターネットの知識・技能に関すること」（35.2%）、「音楽や美術、レクリエーション活動などの趣味に関すること」（30.2%）となっています。

また、「文部科学省におけるデジタル化推進プラン」においては生涯学習、社会教育分野の ICT を活用した取組を推進することが求められており、さらに、第 12 期中央教育審議会生涯学習分科会の議論の整理においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさから、幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング」を目指したリカレント教育（社会人の学び）の推進と、地域コミュニティを支える社会教育人材の養成・活躍が求められています。

生涯学習社会の実現のため、地域社会における多様性を尊重し、生涯にわたり、あらゆる機会に、あらゆる場所で、自由に学び、その成果を適切に活かすことができる環境の整備が必要です。

生涯学習活動の場の確保と機会の提供には、アキシマエンスや市民会館・公民館などの関連施設、関係機関との連携が重要です。

■主な取組

a. 学習機会の提供

対象別・課題別の講座を多様な方法で開催し、生涯にわたる多様な学習機会の提供に努めます。

デジタル技術を活用した学習機会の提供を図るとともに、デジタルデバイド（情報格差）の解消のため、ICTリテラシーを身に付けるための学習機会の充実に努めます。

学びのきっかけづくりとして「あきしま学びガイド」やホームページ・SNSなどを活用し、情報発信に努めます。

多摩地域の大学や企業などの地域の教育資源の積極的な活用を進めます。

市内の歴史・文化財めぐりや参加型イベントなど、観光とコラボレーションした生涯学習の提供を進め、相互の振興を図ります。

b. 学習活動の支援

生涯学習を担う人材の発掘と育成に努めるとともに、生涯学習に関わる個人や団体のネットワーク化を推進します。

「アキシマエンス」を知の拠点として、複合施設の強みを活かし、各施設を有機的につなげるとともに、持続可能な地域社会の構築や多文化共生社会の実現のため、昭島ならではの活動や交流を発信できる学び舎として発展させます。

また、無料公衆無線 LAN によりインターネット接続環境を提供し、デジタル技術を活用した学びを推進するなど、誰もが快適に利用できる施設の維持管理・運営に努めます。

学校も含めた既存の公共施設の多目的な活用を進め、多様な学習活動を支援します。

c. 学習成果の活用

学習の成果や文化活動の発表の場の提供に努め、生涯学習活動への参加のきっかけづくりや、学びの意欲の向上につなげます。

生涯学習の成果を活かし、地域課題の解決に結びつけるなど、地域に還元できる環境の整備を進めます。

第5章 施策の体系

5 環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち

基本施策①: 地球環境の保全

主な取組

- a. 地球温暖化対策の推進
- b. 気候変動適応の推進
- c. プラスチックの持続可能な利用

基本施策②: 水と緑の環境の保全

主な取組

- a. 貴重な緑地の保全・確保
- b. 水辺環境の保全・活用
- c. 多様な生き物との共生
- d. 環境保全活動等の促進

基本施策③: ごみ処理の推進

主な取組

- a. ごみ処理・リサイクル施設の適切な管理と将来構想
- b. 減量化・資源化の促進
- c. 災害時のごみ処理

基本施策 5-① 地球環境の保全



■基本施策の目指す姿

- 脱炭素社会実現に向けて取組が進んでいます。
- 省エネルギーや資源循環の取組が定着しています。
- 再生可能エネルギーの利用が進んでいます。
- 気候変動に伴う気象災害への備えが進んでいます。
- プラスチックの持続可能な利用が進んでいます。

■政策指標

市域の温室効果ガス排出量を減らします

■現状と課題

近年、温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化により、様々な気候変動が引き起こされており、大型台風、集中豪雨、干ばつや熱波など自然災害が激甚化・頻発化しています。夏季には、「災害級」とまで言われる暑さに見舞われ、熱中症による救急搬送者数が急増し、様々な場面において幅広い年齢層で熱中症が発生しています。温室効果ガスの削減は地球規模での喫緊の課題となっていますが、「地球沸騰化」とも称される中、温室効果ガスの排出抑制に取り組んだとしても、今後数十年にわたり温暖化が続き、気候変動の影響が更に深刻化すると考えられています。

また、不適正なプラスチックの処理により、大量のプラスチックが海洋に流出しマイクロプラスチック等による深刻な海洋汚染を引き起こしています。

こうした中、国は、令和 32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けて、令和 12 年（2030 年）までに 46%削減するという目標に加え、新たに令和 17 年（2035 年）までに 60%削減、令和 22 年（2040 年）までに 73%削減するという目標を掲げました。東京都も同様に、令和 12 年（2030 年）までに 50%削減するという目標に加え、新たに令和 17 年（2035 年）までに 60%削減するという目標を掲げています。

本市としては、令和 12（2030）年カーボンハーフ¹の実現に向けて、国や東京都、他の市町村とも連携を図りながら、市域全体で省資源・省エネルギー型のライフスタイルの更

1 カーボンハーフ

カーボンニュートラル（二酸化炭素排出量実質ゼロ）に向けて、温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素（カーボン）の排出量が、基準年度比 50%減となっている状態。

なる普及、再生可能エネルギーの導入強化、資源循環などによる温室効果ガスの排出抑制、今後も変化し続ける社会・経済情勢に伴う新たな環境負荷への適切な対応、また、必要性の低い、使い捨てプラスチックの削減に取り組むとともに、既に起こっている気候変動の影響やこれから起こりうる影響に対し、被害を回避し、軽減する適応策に取り組んでいく必要があります。

■主な取組

a. 地球温暖化対策の推進

行政・市民・事業者とオールあきしまで温室効果ガスの削減に努めます。

省エネルギー機器の利用促進やカーボンニュートラル通信の発行など環境に配慮したライフスタイルの更なる普及啓発に努めます。

公共施設や住宅、事業所などへの省エネルギー・再生可能エネルギーの導入・普及啓発に努めるとともに、友好都市などの森林整備、木材利用に由来するカーボンクレジット¹を紐づけたエネルギー調達の枠組みを検討します。

次世代自動車（ZEV）の庁用車の切替えや市民・事業者に対する普及促進など温室効果ガスを排出しない交通手段の普及に努めます。

b. 気候変動適応の推進

洪水・土砂災害ハザードマップ、内水ハザードマップなどを活用し、市民の避難行動の周知など気象災害への備えの充実・強化に努めます。

熱中症及び感染症に対する公共施設での備えの充実に努めるとともに、気候変動に伴う健康影響への対策の充実・強化に関係機関と連携して取り組みます。

土砂崩れや水害に伴い喪失した生息空間の調査、回復手段等を検討し、防災対策とのバランスを確保しながら生物多様性保全に努めます。

c. プラスチックの持続可能な利用

マイバッグやマイボトルの携帯などあらゆる場面でプラスチックを1つ減らす「プラスチックマイナス1運動」の推進やあきしまのおいしい水を無料で提供する給水スポットの利用促進などにより、不要なプラスチックの削減を図り、持続可能なプラスチック・スマート社会の実現に努めます。

1 カーボンクレジット

温室効果ガス削減効果を買取できる仕組み。

基本施策 5-② 水と緑の環境の保全



■基本施策の目指す姿

- 多摩川や玉川上水、清らかな湧水、緑が連なる立川崖線¹など、水と緑が多様な生き物の共生を育む、豊かな自然環境が引き続き守られています。
- 水・緑とのふれあいを通して、人々の連携・交流が活発に行われています。

■政策指標

市域のみどり率を維持します

エコロジカル・ネットワーク²を保全・創出します

水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合を増やします

■現状と課題

本市は、市域の南側に多摩川、東側に残堀川の2つの河川、北側に玉川上水が流れ、緑が連なる立川崖線からは多くの湧水が流れ出るなど豊かな水と緑が継承され、深層地下水100%の水道水を守り、多様な生物を育み、まちの景観の特徴となる恵まれた自然環境の中にあります。

近年、農地の減少や大規模開発による樹木・樹林の減少などに伴うみどり率の減少、アスファルト舗装の増加などによる雨水の地下浸透量の低下など都市化による影響が見られ、引き続き、本市の貴重な自然環境を未来に継承していくためには、水資源や豊かな緑の保全が重要な課題となっています。

生物多様性を守っていくためには、自然環境の現状把握と生き物に関する正しい知識と理解が必要であり、そのうえで、在来生物保護等に向けた活動が求められています。

1 立川崖線

拝島段丘・青柳段丘と多摩川低地との境に沿って形成され、市域の東西に連なる緑豊かな崖線。

2 エコロジカル・ネットワーク

野生生物が生息する様々な空間が、生物の移動経路でつながる生態系のネットワークのこと。

■主な取組

a. 貴重な緑地の保全・確保

緊急的に実施した危険度判定調査の結果に基づき、危険樹木の伐採や植え替えを実施するなど街路樹や崖線緑地などを適正管理し、安全で快適な利用環境を確保するとともに、その保全を図ります。

誰もが憩える公園緑地の確保に努めます。

宅地開発の際の緑地確保と、地区計画による環境緑地や緑化率の指定等により、市街地におけるみどりの確保を図ります。

公共施設における壁面緑化や敷地内緑化を推進します。

市民の農業に対する理解を促進するなど、多機能空間としての農地の確保を図ります。

b. 水辺環境の保全・活用

国や東京都、流域自治体と連携し、多摩川や玉川上水などの周辺環境の保全を図ります。

用水路を適正管理し、水辺環境の維持・保全を図ります。

湧水箇所における水量・水質検査を継続的に実施し、その保全を図ります。

雨水貯留槽や雨水浸透施設の設置を推進するとともに、公園や緑道等の整備時にグリーンインフラ設備の導入を検討し、水循環の促進を図ります。

c. 多様な生き物との共生

市民や団体、学識経験者などと協力して動植物の生育・生息調査を実施するなど生物の実態把握に努めます。

崖線緑地の適正管理により緑の連続性を確保し、貴重な動植物の生育・生息地の保全を図るとともに、在来生物保全と外来生物防除を推進し、エコロジカル・ネットワーク（生態系ネットワーク）の保全・創出を図ります。

d. 環境保全活動等の促進

市民との協働により、まちなかの花壇の整備や花の植栽などを推進します。

市民や団体と協力し、多摩川や残堀川などの清掃・美化活動を実施します。

基本施策 5-③ ごみ処理の推進



■基本施策の目指す姿

- みんなが 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の意識を高め、ごみの減量化・資源化が一層進んでいます。
- ごみ処理・リサイクル施設が安定稼働し、新たな可燃ごみ処理手法の整備作業が進んでいます。
- 災害時に発生するごみの処理体制が構築されています。

■政策指標

家庭ごみ 1 人 1 日当たりの排出量を減らします

事業系ごみの総排出量を減らします

ごみの総資源化率を高めます

■現状と課題

家庭ごみは、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の啓発に加え、有料化や戸別収集などを実施したことから排出量の減少傾向が続いていましたが、令和 2（2020）年度には、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛などの影響から増加に転じました。令和 3（2021）年度以降は再び減少に転じ、その傾向が続いています。容器包装プラスチック類の削減やマイバッグ・マイボトルの利用などを推進し、3 Rの中でも特にリデュース行動の強化を図り、ごみの排出量削減に努めていくことが必要です。

事業系ごみは、総ごみ量の約 2 割を占めていますが、市域の経済情勢により、総量の増減が発生する状況となっています。紙類や食品関連の生ごみが依然多く含まれていることから、分別やリサイクル、生ごみの水切りや食品ロス削減の徹底が必要です。

将来の可燃ごみ処理手法についての検討を深め、持続可能な適正処理の確保に向けた具体的な処理の方向性を見出し、整備作業を開始する必要があります。

近年、全国各地で自然災害が激甚化・頻発化しています。発災時に発生する災害廃棄物などについて、混乱を最小限に抑え、適正かつ迅速に処理するための実効性のある準備が必要です。

■主な取組

a. ごみ処理・リサイクル施設の適切な管理と将来構想

ごみ処理・リサイクル施設の適切な維持・管理を実施しながら、環境に十分配慮した安定稼働に努めます。特に、清掃センターについては、修繕計画に基づいた保全修繕を着実に実施するとともに、将来の可燃ごみ処理手法について、新可燃ごみ処理施設整備に関する基本構想を策定した後、具体的な整備作業を進めていきます。

b. 減量化・資源化の促進

家庭ごみの減量化を改めて促進するため、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）、特に発生抑制（リデュース）の啓発を強化します。ごみの資源化促進に向けては、分別を徹底するため、資源とごみの分け方・出し方、リサイクル通信などの全戸配布や各種講座、ホームページ等を通じた啓発に努めます。また、資源回収奨励金制度や廃棄物減量等推進員の活用、コンポストや電動式生ごみ処理機の購入補助なども継続し、市民の 3 R への意識の高揚を図ります。

事業系ごみ量削減に向けては、これまで新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻による事業活動への影響等に鑑み、事業系ごみ搬入手数料の改定を見送ってきましたが、令和 6（2024）年度に 1 kg につき 30 円から 35 円へ改定しました。引き続き、更なるごみの減量化及び適正な経費負担に努めます。

国民的な課題となっている食品ロスの削減に向けては、3010（さんまるいちまる）運動¹を継続するとともに、食品ロス削減推進計画に基づき具体的な啓発に努めます。

c. 災害時のごみ処理

令和 5（2023）年度に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、発災時のごみやし尿など大量の災害廃棄物を、既存の廃棄物処理体制を活用して、迅速・安全に処理するため、組織体制、仮置場の設定・運用など、発災後の初動から復旧・復興までの対応事項等を取りまとめ、災害廃棄物処理体制の強化を図ります。また、関係各所との災害関係協定の締結に努めます。

1 3010（さんまるいちまる）運動

会食時に、最初の 30 分と最後の 10 分は料理を楽しみ、食べ残しを減らすことで食品ロスを削減しようとする取組。

第5章 施策の体系

6 快適で利便性に富んだまち

- 基本施策①: 公共交通網の充実
 - 主な取組
 - a. 公共交通の利便性向上
 - b. 公共交通の安全確保
 - c. 超高齢社会に対応した交通手段の確保
- 基本施策②: 道路環境の整備
 - 主な取組
 - a. 計画的な維持管理・整備
 - b. 人にやさしい道路づくり
 - c. 地球環境との調和
- 基本施策③: 深層地下水 100%水道水の供給
 - 主な取組
 - a. 安全な水道
 - b. 災害時にも頼れる水道
 - c. 持続可能な水道
- 基本施策④: 下水道の維持管理
 - 主な取組
 - a. 浸水対策
 - b. 設備の適切な維持管理
 - c. 公営企業会計による安定運用
 - d. 災害対策
- 基本施策⑤: 市街地の整備
 - 主な取組
 - a. 地域の特性に応じた市街地形成
 - b. 自然環境と調和した質の高い景観づくり
 - c. 中神駅北側一帯の都市環境整備
- 基本施策⑥: 快適な公園の確保
 - 主な取組
 - a. 快適な公園の整備
 - b. 施設の適切な維持管理
 - c. 市民協働による美化・清掃
- 基本施策⑦: 住環境の保全
 - 主な取組
 - a. 健康で安全な生活環境の確保
 - b. 良好な住環境の確保
 - c. 空家等対策
 - d. まちなかの美化活動の推進

基本施策 6-① 公共交通網の充実



■ 基本施策の目指す姿

- 公共交通の混雑が緩和され、ユニバーサルデザインの導入などにより、利便性の高い公共交通網が整っています。
- 外出時の交通手段が確保され、誰もが安心して移動しやすいまちになっています。

■ 政策指標

A バス年間乗客数を増やします

自転車等駐車場の利用率を高めます

東京都シルバーパスの保有者数を増やします

■ 現状と課題

A バスの年間乗客数は、ルートの一部延伸などにより、令和 6（2024）年度では年間約 16 万人と、近年増加しています。引き続き、市民ニーズの把握に努め、交通不便地域の解消を図り、自発的に公共交通を利用していくことができるよう利便性の向上に努める必要があります。

鉄道網については、狭い地域の中に 5 つの駅（西立川駅を含む）があり、その中には交通結節点である拝島駅が含まれ、利便性には長けているものの、ホームドア設置など、安全確保を図るうえで解決すべき問題点も残っています。昭島駅については、鉄道利用者の増加を見据えたホームの拡幅等が必要です。

駅自由通路においては、安全かつ快適に利用してもらうため、施設の適切な維持管理が求められています。

また、自転車等駐車場については、鉄道を利用する市民等の利便性の向上を図るため、利用者の動向等を踏まえ、規模や場所を検討し、適切に設置していく必要があります。

■主な取組**a. 公共交通の利便性向上**

公共交通事業者に対し、輸送力の増強など利用者の利便性向上を要請します。

Aバスについては、今後の利用状況の推移や変わりゆく道路環境を分析し、更なる交通不便地域の解消に向けた見直しを検討するほか、キャッシュレス決済の導入など利用者の利便性向上を図ります。

駅前に整備されている自転車等駐車場においては、利用者が不自由なく使用できるよう、適切な維持管理に努めるとともに、利用者の動向や駅周辺の開発の影響等を考慮し、適宜見直し等の検討を行い、適切に設置します。

b. 公共交通の安全確保

公共交通事業者に対し、ホームドア設置やホームの改修など利用者の安全性の確保を要請します。

Aバスを安全・確実に運行するため、老朽化した車両は、適切な時期に更新します。なお、更新にあたっては、環境に配慮した次世代型車両を導入します。

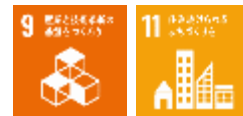
駅自由通路などの施設の適切な維持管理を行い、鉄道利用者等の安全性を確保します。

c. 超高齢社会に対応した交通手段の確保

これまで以上に駅や病院、公共施設への交通アクセスの確保を図るとともに、誰もが安心して移動できるようAバスの充実・拡充を図ります。

高齢者の運転免許証返納後における交通手段の確保と社会参加の継続を支援します。

基本施策 6-② 道路環境の整備



■基本施策の目指す姿

- 地球環境と地域に調和した都市計画道路と既存道路の整備が進んでいます。
- 歩行者が安心して通行できるとともに、歩くことが楽しくなるような、人にやさしい快適な歩道空間が確保されています。

■政策指標

事業化された都市計画道路の整備を着実に進めます

歩道の延長と幅員の確保により、快適な歩行空間をつくります

交差点付近の植樹帯・街路樹を整備し、視界を確保します

■現状と課題

都市計画道路の整備が着実に進められている一方で、都市計画道路の整備に伴う周辺交通の変化への対応、自転車・歩行者が安心して通行できる空間の確保などが必要です。

更に、今後は機能性、安全性に加え、地域特性に応じた柔軟なアプローチでの道路整備が必要となります。

市内には緊急車両等の通行に支障のある狭あいな生活道路が数多く残っており、その解消が課題となっています。先行している都市計画道路の整備状況を踏まえ、対応策の検討が求められています。

■主な取組**a. 計画的な維持管理・整備**

道路や橋りょう・管路といったインフラの計画的な点検・調査を実施することで、破損や空洞箇所の早期発見・改修を実現し、道路等の適切な維持・管理に努めます。

また、将来交通量等に鑑みた道路改良等を行い、歩行者・自転車を含めた安全性の確保や利便性の向上、維持管理費の縮減を図ります。

道路台帳システムを整備し、定期的な更新を実施することで、証明事務などの効率化を図ります。

b. 人にやさしい道路づくり

歩道の新設・改修時における歩道有効幅員の確保、車道との段差解消や、勾配緩和などにより、人にやさしい安全・快適な道路づくりを進めます。植栽帯や街路樹の在り方についての再検討を進めるとともに適正な管理、安全で快適に通行できる歩行空間の形成に努めます。

c. 地球環境との調和

既存道路の改修や都市計画道路の築造において、機能性、安全性はもとよりリサイクル材の利用や透水性舗装など環境や地域との調和に配慮しながら、計画的な整備を促進していきます。

基本施策 6-③ 深層地下水 100%水道水の供給



■基本施策の目指す姿

- 深層地下水 100%の安全でおいしい水道水が安定して供給されています。
- 災害時にも断水の少ない水道施設の整備が進められています。

■政策指標

直接飲用率を高めます

管路の耐震適合率を高めます

■現状と課題

水道事業は、昭和 29（1954）年の事業創設以来、一貫して水源を 100%深層地下水に求め、安全で安心な、おいしい水道水を安定して供給することができています。この安全でおいしい水道水は、本市の魅力の一つでもあり、市民の宝でもあります。

水道水源である深層地下水は、現状では、水位変動も安定取水が可能な水準を維持しており、水質も清浄で良好な状態を維持していますが、いったん水量が減少し、又は汚染されるとその影響は広範囲かつ、長期に及びます。

一方、水道事業を取り巻く環境は、令和 2 年（2020）以降、増加傾向にある人口に比例し給水栓数は増加していますが、世帯の核家族化や節水機器の普及により給水量は概ね横ばいとなっています。将来的には料金収入の減少が見込まれる中で、大地震など自然災害への備え、老朽施設の更新、職員の技術継承など事業を持続していくうえで克服しなければならない多くの課題に直面し、経営環境は厳しさを増しています。

令和 7（2025）年 3 月に策定した第二次昭島市水道事業基本計画（後期計画）は、長期的な視点に立って、厳しさを増す経営環境にあっても直面する課題を解決し、深層地下水 100%の水道事業を将来に確実に引き継ぐために「安全な水道」、「災害時にも頼れる水道」、「持続可能な水道」の 3 つの目標を掲げ、目標達成に必要な方策を定めたものです。この計画を着実に推進し、経営環境の変化に柔軟に対応できる持続可能な経営基盤と、地下水資源を利用する事業者の立場から、水道水源である深層地下水の起源と流動実体を踏まえた水量と水質の監視手法を検討し、健全な水循環の維持に貢献できる経営スタイルを確立していく必要があります。

■主な取組

a. 安全な水道

水道水の安全管理体制を強化するため、水質管理の中核をなす自己検査体制の充実を図ります。

令和8（2026）年4月に国が定めた水質基準並びに令和5（2023）年3月に策定した水安全計画に基づき、水源から給水栓に至る水道システム管理を行います。

また、深層地下水100%の水道水をそのままの品質で飲用していただくため、貯水槽水道の設置者に対する衛生管理の徹底と直結給水への切替え促進を図ります。

b. 災害時にも頼れる水道

将来、高い確率で発生することが予想されている大規模地震に備えて、ハード・ソフトの両面から着実に取組を進めます。

ハード面では、水道管路をはじめとする水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、自家発電設備の更新や、応急給水対応給水車の配備など災害に備えた設備の充実を図ります。

ソフト面では、災害時対応計画に基づく応急給水訓練を実施して災害に備えるとともに、訓練結果を各種マニュアルに反映して非常時の対応力向上を図ります。また、他事業体との相互応援など関係団体との更なる連携強化に取り組みます。

c. 持続可能な水道

水道事業の持続に最も重要な深層地下水の保全については、水質に関する情報や地下水のかん養、保全に関する情報を市民と共有し、市民と連携した取組を推進します。また、深層地下水流動調査の成果を踏まえた深層地下水の監視手法を検討するとともに、水道水源の適正管理に努めます。

持続可能な経営基盤の強化については、水道施設管理計画に基づく最適な水道施設管理を実施し、水道施設全体のライフサイクルコストの縮減を図ります。また、事務処理システムを定期的に見直して最新のデジタル技術を導入するとともに、水道事業固有の技術を継承し、新しい技術にも柔軟に対応できる職員を育成して、更なる事業運営の効率化と高度化を図ります。

市民の宝である深層地下水100%水道水を大切にしたい想いを刻んだ石碑や、本市の水道にまつわる歴史などをまとめたホームページを活用し、あきしまの水の大切さを後世へと伝えていきます。

基本施策 6-④ 下水道の維持管理



■基本施策の目指す姿

- 豪雨や地震などの自然災害に対し下水道の機能が確保され、良好な水環境が次世代に引き継がれています。

■政策指標

公共下水道雨水管の重点整備を推進します

下水道施設老朽化対策を推進します

■現状と課題

下水道事業は将来にわたり継続していかななくてはならないライフラインであり、財源の見通しを立てながら、サービスのレベルを維持していかなければなりません。浸水対策・施設の老朽化対策は避けられない課題となっています。

本市では、下水道総合計画に基づき、汚水事業として管きよの整備、水洗化の普及、耐震化の推進に向けた取組を進めてきました。その結果、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上、災害時の安全・安心の確保が着実に進捗している状況にあります。今後は、公営企業会計化したことによる財政基盤の安定・強化が図られる中で、既設施設の老朽化への対応を予防計画的に推進するとともに、降雨時に汚水の流量が増加し汚水のいっ水や宅地内への逆流を防止するための浸入水対策を推進することが重要です。

雨水事業についても、幹線及び主要な枝線の整備を図り、浸水被害の解消・軽減に努めてきました。近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化や都市化の進展等に伴い、下水道として浸水対策を実施すべき区域を明確化し、効率的にハード・ソフトの総合的な浸水対策を行うため、雨水管理総合計画に基づいて対策を講じる必要があります。

■主な取組

a. 浸水対策

雨水管理総合計画に基づき、計画的に雨水管きょ整備や雨水浸透施設の整備など、浸水対策を進めます。

水害（内水）ハザードマップを活用し、浸水発生時の円滑な避難行動の啓発に努めるとともに、平常時からの防災意識の向上を図ります。

b. 設備の適切な維持管理

管路内詳細調査及び目視調査等を進め、下水道施設の劣化を早期発見し計画的に老朽化対策を実施することで、メンテナンス費用の縮減を図るとともに、汚水管に浸入する地下水等の流入を減らし、処理効率の向上を目指します。

あわせて、下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に下水道施設の延命化を図ります。

c. 公営企業会計による安定運用

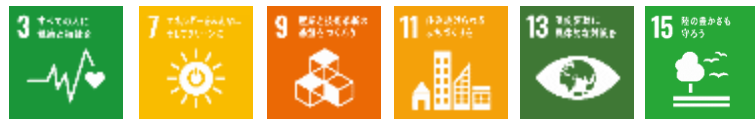
地方公営企業会計に移行した中で財源確保に努め、また企業債の活用を図るなど、より安定した経営基盤の構築・強化を図ります。

d. 災害対策

防災・安全対策として、管路施設の耐震化、避難所となる施設へのマンホールトイレの設置などを推進します。

発災時に被災した下水道施設の速やかな回復を図るため、災害時業務計画を評価・点検しながら運用します。また、関係団体との連携に向け災害支援協定を結ぶなど体制を整備します。

基本施策 6-⑤ 市街地の整備



■基本施策の目指す姿

- 景観や地域の特性が活用された良好な市街地が形成されています。
- 活気のあるまちとなっています。

■政策指標

まちなみや景観を美しいと思う市民の割合を増やします
 住み続けたいと思う市民の割合を増やします（再掲）

■現状と課題

中神駅北側地域は、上下水道や宅地、道路等の整備が進み、概ね市街地の形成が図られたことを受け、地権者や地域の声を反映し、令和5（2023）年に中神土地区画整理事業の区域を縮小しました。

引き続き、中神土地区画整理事業の早期完了を目指すとともに、区画整理事業から除外した区域は、整備手法を変更し、中神駅北側地域整備計画に基づくまちづくりを進めています。

また、住居表示未実施地域の住居表示実施に向け、準備を進めています。

立川基地跡地昭島地区は、平成29（2017）年度末に土地区画整理事業に伴う基盤整備は完了し、民間利用街区については、まちづくりガイドラインを策定しました。引き続きこのまちづくりガイドライン等を活用し、本地区にふさわしい魅力あるまちづくりを誘導するため、民間開発事業者や関係機関と協議・調整を図ることが必要です。

東中神駅周辺では、団地の建替え等が進められている一方、商店街のにぎわいと活気の再生が求められています。

昭島駅北側は、土地利用が大きく変わりつつあるため、その動向を注視するとともに、本市の中心拠点にふさわしい市街地が維持されるよう、民間開発事業者や関係機関等と協議・調整を図ることが必要です。

なお、中神駅南口については、駅前広場が唯一未整備のため、引き続き東京都に整備の要請を行うことが必要です。

■主な取組**a. 地域の特性に応じた市街地形成**

都市計画マスタープランに示す都市拠点における特性に応じた都市機能の強化を図るとともに、住まいと産業の調和がとれたまちづくりを推進します。

各拠点や公園・緑地などの資源をネットワーク化し、にぎわいと交流のある緑豊かなまちづくりを進めます。

また、市民主体のまちづくりが図られるよう、都市計画等に係る情報発信やワークショップの開催等により、まちづくりに係る市民意識の高揚を図ります。

b. 自然環境と調和した質の高い景観づくり

都市計画マスタープランに示す地域の目指す姿の実現に向けて、関連法令に基づく手法等を活用し、市民の意見を聞きながら、まちづくりを進めていきます。

また、まちづくりガイドライン等を活用し、魅力あるまちづくりを誘導します。

c. 中神駅北側地域の都市環境整備

中神土地区画整理事業の換地処分に向けた取組を進めていきます。

また、中神駅北側地域整備計画に基づき、基盤整備を進めていきます。

基本施策 6-⑥ 快適な公園の確保



■基本施策の目指す姿

- 子どもから高齢者まで、多様なニーズに応えた公園が各地に整備されています。
- 市民が美化・清掃活動等に積極的に関わることで、地域に根ざした親しみのある公園が保持されています。

■政策指標

市民一人当たりの公園面積を増やします

■現状と課題

都市公園・児童遊園等が市民にとって身近な公園として親しめるよう、定期的な樹木せん定、除草・ごみ清掃、トイレ清掃、遊具等の点検など、公園施設の安全確保に努めながら、適切な維持管理を行ってきました。また、あわせてアダプト¹団体との協働による維持管理を実施してきました。今後は、引き続き良好な維持管理に努めるとともに、老朽化した施設の整備改修を計画的に実施し、防災公園の視点も含め、子どもから高齢者まで親しみの持てる公園の整備を推進することが必要です。

立川基地跡地昭島地区においては、区域の北側に土地区画整理事業による大規模な公園（むさしの公園）が整備されたほか、住宅地内にも公園が整備されています。国営昭和記念公園昭島口周辺については、公園の区域を拡張した再整備への取組が始まりましたが、引き続き更なる区域拡張に向けた国等との協議・調整が必要です。

中神駅北側地域においては、令和7（2025）年度に南文化公園が、令和8（2026）年度に新畑公園が供用開始されました。しかし、市内には、一部未整備の都市計画公園もあり、引き続き計画的な整備や宅地開発等に伴う公園整備により、身近な公園を増やしていくことが必要です。

また、公園の適正な維持管理を図るため、民間活力の導入についても検討していくことが必要です。

1 アダプト

市が所管する公共施設の美化活動を、市民が自発的に行なうこと。「～団体」はその市民団体、「～制度事業」はアダプト団体を市が支援する事業のことをいう。

■主な取組**a. 快適な公園の整備**

都市計画公園の整備にあたっては、地域の現状や整備効果等の検証を行い、優先的に整備を進める公園の検討を行っていきます。

宅地開発等にあたっては、事業者の協力を得て、憩いや交流の場となる公園整備を図ります。

国営昭和記念公園昭島口については、周辺の緑と一体となる公園の再整備等に向けて、引き続き、国等と意見交換を行うとともに、更なる区域拡張について要請をしていきます。

b. 施設の適切な維持管理

公園・児童遊園については、引き続き定期的な除草・ごみ清掃、トイレ清掃など維持管理に努めます。また、安全・快適で都市生活にうるおいや安らぎをもたらすレクリエーションの場としてだけでなく、環境保全の場、防災拠点としての整備を図ります。また、公園施設の老朽化対策として、遊具の更新や修繕、便所改修等を計画的に実施し、維持管理についても民間活力の導入を検討します。

c. 市民協働による美化・清掃

アダプト制度事業などの市民等との協働による美化・清掃活動に取り組むことで、市民にとって親しみが持て、ふれあいの場として活用されるような公園などの環境整備を図ります。

基本施策 6-⑦ 住環境の保全



■ 基本施策の目指す姿

- 大気環境、水環境、音環境などの生活環境が確保され、住みやすい、住み続けたいと思える、安全で良好な住環境の整ったまちとなっています。

■ 政策指標

市民の健康で快適な生活を守るため、大気環境、水環境、音環境などについての環境基準をすべて達成します

■ 現状と課題

本市は、市民、事業者の環境面に関わる安全・安心を実現するため、大気環境、水環境、音環境などの環境基準の 100%達成を目指しながら、環境悪化を未然に防止し生活環境の保全に努めてきました。

近年、大気環境及び水環境においては、環境基準が達成されていますが、音環境においては、交通騒音が国道 16 号などで一定の限度を超えることが多いため、関係機関への働きかけなどを通じての解消が必要です。

また、米軍横田基地が隣接する本市は、80 年余りもの長きにわたり航空機騒音にさらされています。特に昨今では、一定の基準を超える航空機騒音も増加傾向にあり、従来とは異なる飛行経路での訓練が行われるなど、新たな負担が生じています。引き続き、東京都や周辺市町などと連携し、国への要請を行うなど航空機騒音の負担軽減に向けた取組が必要です。

あわせて、市民の安全で豊かな住まいの実現に向け、住宅耐震化や増加傾向にある空家等対策の推進、住宅確保要配慮者¹の入居を拒まない住宅の確保などが必要です。

また、ごみの不法投棄やたばこの吸い殻のポイ捨てなどの問題は、身近な地域生活環境の維持のため市民の関心も高く、市内の団体等との協働のもと、マナーの向上やルールの設定・浸透を図ることが必要です。

1 住宅確保要配慮者

低所得者、被災者、高齢者、障害のある方、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。

■主な取組**a. 健康で安全な生活環境の確保**

道路沿道を中心とした大気、騒音のモニタリング調査を定期的を実施し、必要に応じて関係機関へ道路拡幅整備工事などの要請を行います。

水質、土壌、井戸の揚水量調査を定期的を実施し、必要に応じて工場等への指導を行います。

航空機騒音の負担軽減に向け、市独自の航空機騒音調査を実施するとともに、東京都や周辺市町とも連携を図る中で、国及び米側に対し粘り強く要請を行うことで、市民が安全・安心に暮らしていける基盤の確保に努めます。

公共用水の状況の把握に努め、関係機関と連携を図りながら各検査結果や最新の科学的な知見に基づく正確な情報提供を行います。

b. 良好な住環境の確保

宅地開発等にあたっては、事業者の協力を得て、良好な住環境の実現を図ります。

高齢者や障害のある方などの安定した住まいの確保のため、住宅セーフティネット制度を周知し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない登録住宅の増加を図ります。

c. 空家等対策

空家等の実態を把握し、管理不全な空家等については、特定空家等の認定等、関連法令に基づき適切な措置を行いその改善を図るとともに、空き店舗を含めた空家等の活用に向けた検討を行います。

d. まちなかの美化活動の推進

たばこの吸い殻やごみのポイ捨てを防止するため、市内の団体、事業者等と協働して、清掃活動や啓発活動など市民参画によるまちなかの美化を推進します。

また、駅周辺への喫煙所の設置について、設置場所、管理方法などの課題を整理し、引き続き検討します。

第5章 施策の体系

7 生活を支え、活力を生み出すまち

- 基本施策①：地域振興と就労環境の充実
 - 主な取組
 - a. 産業間連携の促進
 - b. 事業承継や創業の支援
 - c. 就労環境の確保
- 基本施策②：商工業の振興
 - 主な取組
 - a. 企業経営の安定と強化
 - b. 個店の魅力発信等支援
 - c. 商店街の活性化
 - d. 工業のみえる化支援
- 基本施策③：都市農業の振興
 - 主な取組
 - a. 経営のサポートによる農業継続
 - b. 地域との連携の推進
 - c. 農への理解・啓発
- 基本施策④：観光まちづくりの推進
 - 主な取組
 - a. 観光資源の開発・活用
 - b. 観光につながる様々な連携の推進
 - c. 情報発信の促進
- 基本施策⑤：消費生活環境の充実
 - 主な取組
 - a. 消費や経済活動にかかる情報の発信
 - b. 消費者相談の充実
 - c. 持続可能な消費活動の促進

基本施策 7-① 地域振興と就労環境の充実



■基本施策の目指す姿

- 多様な分野の多様な人々との連携の中で、新しい人材が生まれ育ち、労働力が確保され、あきしまの産業が地域と共生し活性化しています。また、誰もが働きやすく、働き甲斐のある環境が整っています。
- 商業、工業、農業、観光による産業間連携により、地域の活性化が図られています。
- 地域の産業特性を活かした「昭島ブランド」が構築されています。
- 就労と雇用の希望のマッチングが図られ、職住近接の就業環境の確保やワーク・ライフ・バランスの向上により、誰もが働きやすい環境が整っています。

■政策指標

従業者数を増やします

ワーク・ライフ・バランス認定事業者数を増やします（再掲）

■現状と課題

本市は、「雇用力」「稼ぐ力」とともに優れた製造業と市の社会基盤を支える建設業を含む工業、市の都市拠点等である5駅周辺を核として市民の日常生活を支える商業、消費者と生産者が身近に触れ合う農業など多彩な産業が営まれています。

本市の宝である深層地下水が縁で地域に根付く企業や新たに起業する事業者も増えています。産業は、地域の環境や市民生活と密接に関わっています。消費者の理解や事業所周辺の生活環境などに配慮し、地域社会と共生する視点に立って、経済活動を進めていくことが求められています。官民が連携して、持続可能で魅力あるまちづくりを進めるためには、企業を地域社会の構成員と捉え、各企業独自の強みを、地域課題解決に多様な形で活かしていく視点が重要です。

長期的な視点に立てば、人口減少・超高齢社会の進行により、今後は、労働力の確保が重要な課題となります。事業承継や人材育成はもとより、誰もが働きやすい、働き続けられる就労環境の確保が求められています。

■主な取組

a. 産業間連携の促進

商業、工業、農業、観光による産業間連携のほか、国や東京都、産業支援機関、大学、金融機関等、多様なステークホルダー（利害関係者）との連携により、地域の振興・活性化を目指します。

本市では官民連携の特徴的な取組の一つとして、「昭島市まちづくり企業サミット」を開催し、市内の主要企業と、地域や環境などの社会課題の解決に向けた意見交換を行っています。引き続き、「昭島市まちづくり企業サミット」をはじめとする市内の多様な企業との連携を強化し、まちづくりの課題解決に取り組めます。

様々な連携の中で、新しい技術開発が促進されるとともに、地域の産業特性を活かした「昭島ブランド」の構築に努めます。

b. 事業承継や創業の支援

昭島市商工会や関係機関等と連携し、事業承継に必要とされる知識やノウハウの提供に努めます。また、新たな創業者の掘り起こしと創業希望者の夢をかなえる支援を行うとともに、企業の成長段階に応じた支援を行うことで、地域における中小企業及び事業者の新陳代謝を促します。

c. 就労環境の確保

市内企業等と連携したまちづくりに努め、職住近接の就労環境の確保を促進するとともに、就労希望者と労働力を求めている企業とのマッチングを支援し、多様な働き方に対応した雇用の確保を図ります。

企業等に働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。

労働相談の充実を図るとともに、中小企業で働く方と事業主の福利厚生事業の充実を図るため、関係機関の活動を支援します。

基本施策 7-② 商工業の振興



■基本施策の目指す姿

- 個店の魅力が向上し、市民に愛されています。
- 商店街が地域のコミュニティの拠点として、にぎわいにあふれています。
- 技術力を活かしたものづくりが進み、地域と共生した事業活動が行われています。

■政策指標

小売店の年間販売額を伸ばします

製造業の製造品出荷額を伸ばします

■現状と課題

商業については、大型店舗の立地やインターネット販売の普及により、地域の商店街で顧客離れと売上高の減少が進み、厳しい経営状況が続いています。また、経営者の高齢化や後継者不足が一層進み、廃業せざるを得ない状況が深刻な課題となっています。あわせて、シャッター商店街の活性化や空き店舗の活用支援などが求められており、地域に根ざした商業活動を進め、魅力ある商店街の再生を図る必要があります。

また、コロナ禍を経た消費者行動の変化に対応する中で、普及が進むキャッシュレス決済の導入、業態変換等も重要となってきます。

工業については、先端技術に関連した製造業や市民生活に直結する建設業が多く存在しています。

国道 16 号や都道などを利用し、中央自動車道や圏央道へのアクセスが容易であるなど、恵まれた産業インフラを活かし、先端技術に関連した製造業の集積が見られますが、一方で、工場と住宅が地域で共存できる環境の整備が必要です。

また、企業の競争力の維持、向上を図るため、関係機関と連携し、研究開発や製品開発への支援を進める必要があります。

市民生活に直結する建設業については、災害時の「守り手」とであると同時に、平時においても地域経済や雇用の下支えを担っていることから、地域に根ざした発展が求められています。

■主な取組

a. 企業経営の安定と強化

事業資金の調達あっせん、経営相談等により、経営基盤の安定・強化の支援を行います。

新製品・新技術の開発や市場開拓、企業活動のデジタル化等、中小企業に必要な支援を行います。

事業承継や創業支援に必要とされる知識やノウハウの提供に努め、企業の成長段階に応じた支援を行います。

b. 個店の魅力発信等支援

商店の独自性や魅力を高めるための個別支援を行い、にぎわいと活気に満ちた商業の振興を図ります。

新しい発想を持った若者の創業を支援するとともに、個店の魅力を発信するなど、市民に愛されるお店づくりを支援します。

c. 商店街の活性化

地域に根ざした商店街となるよう、買い物しやすい環境づくり、地域コミュニティの場としての環境づくりを支援します。

商店街のイベントなど、商店街の連携や共同事業を支援するとともに、人口減少・超高齢社会、情報化に対応し、時代に見合った商店街となるよう、周辺のまちづくりと連携しながら支援します。

商工会や商店街との連携強化を図り、空き店舗の活用やシャッター商店街の解消に向けて取組を強化します。

消費者行動の変化に対応したキャッシュレス決済の導入、業態変換等への取組を支援します。

d. 工業のみえる化支援

工業のみえる化を推進することにより、優れた技術や製品などの工業力を市内外にPRするとともに、工業が市民の身近な存在となるよう支援します。また、地域と共生し、地域とともに発展する活力ある工業の振興施策の展開を図ります。

基本施策 7-③ 都市農業の振興



■ 基本施策の目指す姿

- 都市農業が身近な風景として守られ、市民が農業と触れ合い、地域の特性を活かした安全な農産物が生産され、地域で消費されています。

■ 政策指標

認定農業者数を維持します

農地面積を維持します

■ 現状と課題

都市部における農地は、市民に新鮮で安全な農作物を提供するだけでなく、都市部の貴重な緑地空間として、また、環境保全や防災などの多面的な機能を有していますが、年々減少の一途をたどっています。

農地を計画的に保全するための生産緑地の指定は、税制上の優遇措置を受けることができ、昭和 57（1982）年から昭和 59（1984）年にかけて大都市圏の多くの農地が指定を受けました。また、指定から 30 年が経過する令和 4（2022）年以降、後継者不足や相続などを背景に、生産緑地が一気に宅地化されることが危惧されたことから、更に 10 年間農地として機能を維持する特定生産緑地制度が創設され、多くの農地が指定を受けています。

本市の農業従事者の年齢構成を見ると、60 歳以上の方が 6 割を超えており、農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻となっています。後継者の確保を進めるとともに、今後の都市農業を支える人材の育成も必要となってきます。

都市農業の安定的な継続には、農業従事者への経営サポートのほか、農業が身近なものとなるよう、地域との連携の中で、市民が農業と触れ合う機会の確保が必要です。

江戸東京野菜として認定されている「拝島ねぎ」は地元の生産者が中心となり、生産・普及に努めています。「拝島ねぎ」をはじめとした地元野菜の更なる活用や P R が求められています。

■主な取組

a. 経営のサポートによる農業継続

農地に関する法律や制度の周知、農業技術の指導、農業経営への融資について、東京都や農業協同組合と連携し、それぞれの専門性を活かしサポートします。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者に対する農業用器具や資材の購入等の支援のほか、東京都の各種補助事業を活用し、経営改善のために必要な施設整備等を支援し、収益性の向上及び経営の安定化を図ります。

将来農業を営みたいと考えている方に農業体験を支援し、あわせて農業経営者とのマッチングを行い、担い手の確保に努めます。

b. 地域との連携の推進

学校給食における地場野菜の使用率を高めるとともに、地域の生産者から農業について学習する機会を設け、食育を進めます。

商業者、農業協同組合、観光まちづくり協会などの連携で、「拝島ねぎ」や地元野菜の活用機会を増やし、販路拡大につなげます。市内の新鮮で安全な農畜産物や加工品の展示・販売を通じて食卓に直結する都市農業をアピールします。

c. 農への理解・啓発

市民農園、農業体験教室、農ウォーク、親子水田体験教室等の農業体験や援農ボランティア体験など、市民が農業に触れる機会の創出を図ることにより、農業に対する関心を高め、理解を深めます。

基本施策 7-④ 観光まちづくりの推進



■基本施策の目指す姿

- あきしまらしさを活かした観光まちづくりが進み、多くの人が訪れ、楽しみ、まちの賑わいにつながっています。
- 多くの市民が、昭島の魅力を（再）発見し、発信しています。

■政策指標

来訪者数を増やします

観光案内所の利用者数を増やします

ロケーションサービスの利用件数を増やします

まちの魅力を発信する観光ボランティアを増やします

■現状と課題

平成 22（2010）年度に設立した昭島観光まちづくり協会への支援を継続し、連携の中で観光まちづくりを進めていく必要があります。

観光地とは異なったアプローチで市の魅力を発信し、人の流れをつくる必要があります。本市には地域に脈々と引き継がれてきた伝統文化や郷土芸能、有形無形の文化財、湧水や玉川上水などの水資源、社寺や仏閣、企業の独自技術・先端技術など、本市特有の観光資源が存在しています。こうした資源を活かしながら、観光まちづくりを進めていく必要があります。さらには、文化芸術基本法の改正に伴い、文化芸術を通して、多様な交流が生まれるよう、観光まちづくりの新たな資源として、施策展開する必要があります。

また、コロナ禍を経て進展したオンラインによる情報発信も重要となってきます。昭島観光まちづくり協会の事業の一つで、市内での映画やドラマなどの撮影を積極的に受け入れる、昭島ロケーションサービスと連携し、本市の魅力を広く発信することも、知名度を上げる一助となります。

インバウンド（訪日外国人旅行者）で本市を訪れる外国人の方々にも日本の伝統文化を含めた本市の資源を発信し、その魅力を知ってもらうことも大事な視点です。

行政だけではなく、多くの市民が、昭島の魅力を（再）発見し、発信することや、本市の立地特性を活かし、多摩地域の観光拠点と連携することも課題の一つとなっています。

■主な取組**a. 観光資源の開発・活用**

歴史的・文化的資産や地域文化、独自技術を公開している企業などの既存の観光資源を活用します。

深層地下水 100%の水道水は、観光資源の一つです。食品やしこう品などにも活用され、観光資源としての将来性も高く、その可能性が十分活かされるような環境の整備を進めます。

b. 観光につながる様々な連携の推進

観光まちづくり協会と連携した取組を推進します。また、ＪＲ青梅線沿線を一体的な観光拠点として位置づけ、関係団体と連携したネットワーク形成による、広域観光の推進を図ります。

文化芸術施策と連携し、文化芸術を通して多様な交流が生まれるよう、観光施策に取り組みます。

市民との協働により、町あるきナビゲーターをはじめとする観光ボランティアの育成と活用を図ります。

c. 情報発信の促進

ロケーションサービスなどを活用し、市のイメージや知名度の向上に努めます。

ホームページやＳＮＳ、「昭島市デジタルアーカイブズ」を活用し、昭島の観光の魅力を幅広くリアルタイムに発信します。また、昭島市民くじら祭や郷土芸能まつり、歴史的景観や神社仏閣を巡る「文化財めぐり」、祭礼などの情報もしっかりと発信します。

基本施策 7-⑤ 消費生活環境の充実



■基本施策の目指す姿

- 消費者が主役となり、地域において安全で安心して豊かな消費生活を営んでいます。
- 人や社会・環境に配慮した消費スタイルが定着し、市民生活の質が向上しています。

■政策指標

詐欺発生件数を減らします

リユース食器貸出事業の利用件数を増やします

マイバッグ・マイボトルを常時携帯している市民の割合を増やします

■現状と課題

消費活動が多種多様化し活発化することに伴い、複雑かつ巧妙になる悪質商法等により消費者トラブルが後を絶たない状況となっています。

こうした消費者被害を未然に防ぐための情報提供や気軽に相談できる体制づくりと併せて、消費者相談に対応する体制の充実が必要です。

高齢者を狙った悪質商法など、高齢者の見守り体制を関係機関と連携することも必要です。

また、成年年齢の引き下げにより 18 歳から自分の意思で様々な契約行為が行えるようになりました。近年では特に、SNS やインターネット等を悪用した手口により若者を狙う悪質商法が増加しています。そのため、若い世代への啓発事業を積極的に推進する必要があります。

昨今では、消費活動によってもたらされる環境破壊が深刻な課題となっています。現代社会の中では人や社会・環境に配慮した消費活動が求められており、市民一人ひとりが適切な行動がとれるよう、周知啓発が必要です。

■主な取組**a. 消費や経済活動にかかる情報の発信**

消費者事故などに関する情報の収集と提供に努め、様々な媒体を利用して消費者の注意を喚起し、消費者事故などの再発や拡大につながらないよう、未然の防止に努めます。

高齢者や若者など、悪質商法に狙われやすい層にターゲットを絞った消費生活講座や消費生活展を開催するなど、消費者に対する消費活動の意識啓発、消費者意識の向上を図ります。

b. 消費者相談の充実

消費者トラブル、消費者問題の解決のため、消費生活センターにおいて消費生活に関する相談業務の充実に努めます。

詐欺被害者、多重債務者に対し、必要なサービスにつなげることができるよう、関係機関と連携し、相談支援を行います。

c. 持続可能な消費活動の促進

かけがえのない地球環境を次世代に引き継いでいくため、人や社会・環境に配慮した消費活動についての啓発と学習機会の提供に努め、市民意識の高揚を図ります。

ごみの減量やリサイクルの推進、節水や節電など、資源の循環やエネルギーの有効利用に関する情報の提供に努めるとともに、市民の自主的な活動を支援します。

ごみの減量と資源の有効活用に向け、生活用品の交換やフリーマーケットなどの活用を図り、不用品の再利用を促進します。あわせて、食品ロス削減やプラスチックマイナス1運動などに取り組みます。

第5章 施策の体系

8 計画実現のために

- 基本施策①:健全で持続可能な行財政運営の推進
 - 主な取組
 - a. 持続可能な行政運営
 - b. 計画的な財政運営
 - c. 人財の確保・育成
- 基本施策②:連携と協働によるまちづくりの推進
 - 主な取組
 - a. 市民との協働と行政への参画の推進
 - b. 連携の推進による行政サービスの向上
 - c. 開かれた行政の推進
 - d. 行政と地域活動の更なる連携
- 基本施策③:情報通信技術の活用によるまちづくりの推進
 - 主な取組
 - a. 市民サービスDX
 - b. 庁内業務DX
- 基本施策④:「ふるさと昭島」として愛されるまちづくりの推進
 - 主な取組
 - a. 郷土愛の醸成
 - b. 憲章・都市宣言趣旨の推進

基本施策 8-① 健全で持続可能な行財政運営の推進



■ 基本施策の目指す姿

- 健全で効果的、効率的な行財政運営が行われ、突然の経済状況の変化や自然災害等に対する備えを持ち、行政サービスが安定的に提供されています。
- 新たな社会の変革に対応し、時代の要請に応じた質の高い市民サービスが提供されています。

■ 政策指標

様々な行政課題に対応できる組織体制を構築します

健全化判断比率における健全性を保ちます

いざというときに備え、一定の基金残高を維持します

■ 現状と課題

全国的に人口減少・超高齢社会の構造的課題を抱える中であって、本市においては昨今、大規模マンションの建設などにより、総人口は大きく増加している状況にあります。今後数年間は大規模開発が見込まれており、人口動態を注視する必要があるとともに、新たな行政課題・財政需要にも対応していかなければなりません。

行政運営については、人財、財源、情報、公共施設をはじめとした公有財産といった限られた経営資源の戦略的かつ効果的な活用を図ることで安定的な行政運営に努めています。

本市における今後の状況を踏まえると、これまでの取組に加え、更なる自治体DX及び公共施設マネジメントの推進などによる経営資源の最適配分や効率化をより一層図ることで、予測困難な変化にも適切かつ柔軟に対応しうる組織体制を構築し、基礎的自治体として将来にわたって安定的な行政サービスの提供が実現できる持続可能な行政運営が求められています。

財政運営については、これまで健全化判断比率において健全性を保ってきています。市税収入は、継続する賃上げの効果による個人所得の増や、大規模集合住宅への転入による納税義務者数の増のほか、大手製造業を中心とした業績の持ち直しを背景に、堅調に増加しています。一方で、社会保障費は増加し続けており、公共施設の老朽化対策のほか、脱炭素化や自治体DXの取組に加え、子育てしやすいまちづくりなど新しい時代要請にも応えていくことが必要です。

長期化する物価高騰や労務単価の上昇局面において、この先も引き続き厳しい財政環境になると見込まれ、限られた財源を効果的・効率的に活用する、計画的な財政運営が求めら

れます。

また、生産年齢人口の減少に伴う働き手不足が叫ばれ、全国的に公務員離れが進んでいる中では、人財の確保と育成が喫緊の課題となっています。

これまでの雇用慣行（終身雇用）に対する意識が変容する中でも安定的に職員を確保・定着させるため、雇用環境や働き方も時代に見合ったものに改善しなければならない時代になっています。

人財育成については、自主的・自律的な行政運営を推進していくために、職員一人ひとりが自らの能力開発を進めるとともに、組織全体の機能強化を図る取組を進めてきました。今後は、ますます急速に変化する社会状況や新たな時代の要請に応えるべく、昭島市役所で働きたいと思ってもらえる環境づくりとともに、市民の財産となる職員（人財）の確保・育成が求められています。

■主な取組

a. 持続可能な行政運営

新たな行政課題や多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、効率的・効果的で機動的な組織体制を構築します。また、更なる自治体DXの推進による業務効率化をはじめ、最新の財政推計に基づく公共施設マネジメントなどを推進していく中で、将来にわたり持続可能な行政運営に努めます。

b. 計画的な財政運営

歳入の確保に努め、行財政の効率化を促進します。中・長期的な視点を持ち、基金と市債を活用する中で、将来に過度な負担を残さない財政運営に努めます。財政の状況は、財政白書や財務書類などを活用し、市民に分かりやすく、適宜公表します。

c. 人財の確保・育成

多様な人財から選ばれる自治体となるため、受験しやすい試験制度の構築をはじめ、会計年度任用職員や専門的知識を持つ任期付職員の活用のほか、公務の魅力を情報発信するなどの多角的な手法で、人財の確保に努めます。

また、限られた財源や人員で新たな行政課題や多様な市民ニーズに対応できる職員を育成するため、適切な人事評価制度の運用を通じて、人財育成基本方針に基づいた人財育成に取り組みます。

安全・安心な職場環境の整備とともに、職員のキャリアプランを重視した人事管理に努め、職員一人ひとりの公務能率の向上と組織全体の士気高揚を図ります。

基本施策 8-② 連携と協働によるまちづくりの推進



■基本施策の目指す姿

- 市民参画が進み、市と市民・事業者が一体となったまちづくりが行われています。
- 関係機関等との連携が進み、行政運営の効率化が進むとともに、市民の利便性が向上しています。

■政策指標

市政に参加したいと思う市民の割合を増やします

■現状と課題

社会情勢の変化が著しい現代にあって、一人ひとりのライフスタイルや価値観が多様化する中で、地域においては、人と人とのつながりの希薄化が課題となっています。

こうした時代にあっても、連携と協働によるまちづくりを推進していくためには、これまで以上に幅広い分野からの多様な参画が必要です。市民、市民団体、民間団体、事業者・企業、行政という各主体が、それぞれの能力を活かし、つながり・支え合い、課題解決に取り組むことが求められます。

これまでも、持続可能な地域社会の実現を目指す「広域連携サミット」や岩手県岩泉町との友好都市協定、横田基地周辺市町及び東京都と協同した要請活動など、関係自治体との連携により、共通する行政課題の解決に努めてきました。

市内企業等とまちづくりについて意見交換を行う「まちづくり企業サミット」のほか、災害対応や産業活性、環境、スポーツなど様々な分野で、大学や事業者等との連携も進んでいます。

今後は、これまでの取組の充実・強化を図ることはもとより、将来のあきしまを担う子どもや若者の意見を市政に反映させるなど、市民の誰もが自らの意思で市政に参画できる体制を構築することが重要です。

■主な取組

a. 市民との協働と行政への参画の推進

オンラインプラットフォームをはじめとするデジタル技術の活用などにより、市民参画の手法を充実させます。また、様々な分野において、まちづくりに対する子どもや若者からの意見を聴取し、政策へ反映するためのプロセスを検討するほか、引き続き、市民委員の公募やパブリックコメントなどの市民参画を推進します。

b. 連携の推進による行政サービスの向上

広域行政連携については、行政運営の効率化を一つの視点にし、また、本市の特性を活かした連携を図る中で、互いの地域の活性化と発展及び持続可能な地域社会の実現に努めます。「昭島市まちづくり企業サミット」などを通じ、関係機関や団体、事業者との連携を加速させ、市民の安全・安心、福祉の向上、環境保全、生活の質の向上などに努めます。

c. 開かれた行政の推進

デジタル技術の活用により、公開された情報を市民が容易に理解し、活用できるようにするための新たな手法を検討します。また、行政に関する市民の意識・意見・要望を把握し、行政施策の参考資料とするとともに、総合オンブズパーソン制度や情報公開制度の適切な運用に努めるなど、行政に対する信頼を高め、開かれた行政の一層の推進を図ります。

d. 行政と地域活動の更なる連携

地域の課題解決や多様化する行政課題に対し、市民活動団体など多様な主体との協働の仕組みを構築し、その推進に努めます。

近年頻発している大きな自然災害に備え、防災・減災にも視点を置き、地域コミュニティにおける人材育成を進めるとともに、地域活動の有機的な連携を促進し、地域で支え合い、尊重し合う地域コミュニティづくりを支援します。

基本施策 8-③ 情報通信技術の活用によるまちづくりの推進



■基本施策の目指す姿

- デジタルトランスフォーメーション（DX）¹を推進することで、市民の利便性の向上が図られるとともに、業務の効率化により人的資源が行政サービスの更なる向上に向けられ、人に優しいデジタル社会になっています。

■政策指標

「市民サービスD X」により、市民サービスの質を高めます

「庁内業務D X」により、業務効率を高めます

■現状と課題

国はこれまで、人口減少や超高齢社会という大きな構造的課題に対し、デジタル技術を活用した行政改革を推進してきました。本市においても、市民サービスの向上と業務の効率化を両輪に、各種手続きのオンライン化やキャッシュレス決済など、デジタル技術の活用を推進してきました。

具体的には、市民サービスの向上としてホームページやSNSなどを活用した情報発信の強化や、インターネットを介したオンライン申請・手続きフォームの活用、マイナンバーカードによるコンビニエンスストアでの証明書交付などに取り組んできました。また、窓口での市民負担を軽減する「書かない窓口」の開設、手数料や市税等のキャッシュレス決済・オンライン決済への対応など市民生活の利便性向上に順次取り組んできました。

行政事務の効率化においては、情報システム標準化や、文書管理・電子決裁システムの導入によるペーパーレス化、AI・RPAの導入による業務改善など様々な施策に取り組んできました。

しかし、デジタル技術の進展は日進月歩であることから、現状に立ち止まることなく、市民の多様なニーズを的確に捉え、常に進化をし続ける行政サービスの提供が必要です。引き続き、国や東京都の動向を注視するとともに、本市の地域特性に応じた自治体DXに取り組むことが求められています。

1 デジタルトランスフォーメーション（DX）

コンピュータやそのネットワークの活用により社会のデジタル化を一層推進させ、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。効率を上げるため、合理化を図るためといった従前のIT化と違い、人々の生活の質の向上が図られるような社会・生活様式の変革を伴うものとされている。

■主な取組

a. 市民サービスD X

国のデジタル・ガバメント推進方針に基づき、「個々の手続が一貫してデジタルで完結（デジタルファースト）」、「民間サービスも含め、複数の手続き・サービスを一か所で実現（コネクテッド・ワンストップ）」、「一度提出した情報は、再提出不要（ワンスオンリー）」の実現に向け、市民目線に立った窓口改革に取り組みます。また、マイナンバーカードの利用促進、手数料や市税等のキャッシュレス決済・オンライン決済対応の拡充等、市民の利便性向上を図ります。

さらに、社会情勢や市民ニーズを的確に捉えた新たなサービスを適切なタイミングで実現する手段として、最新デジタル技術の動向を把握するとともに積極的な活用に努めます。

b. 庁内業務D X

A Iをはじめとする最新デジタル技術の活用や、R P A・A I－O C R等のデジタルツールの活用範囲の拡大など、庁内業務D Xを積極的に推し進めることで、業務効率化や職員負担の軽減を図ります。

また、働き方改革や育児・介護休業法への対応の一環として、職員のテレワーク環境を整備することで、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を実現するとともに、職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図ります。

基本施策 8-④ 「ふるさと昭島」として愛されるまちづくりの推進

■基本施策の目指す姿



- 昭島に住む人、昭島で生業をする人、昭島に関係するすべての人が、「ふるさと昭島」として誇りと愛着を持ち、笑顔で暮らしています。

■政策指標

住み続けたいと思う市民の割合を増やします（再掲）
ふるさととしての愛着度を増やします

■現状と課題

本市では、平和のもとで誰もが安心して末永く幸せに暮らすことができるよう、「市民憲章」、「高齢者憲章」を定め、「交通安全都市宣言」、「青少年とともにあゆむ都市宣言」、「非核平和都市宣言」、「男女共同参画都市宣言」を宣言しています。

また、本市は東京都のほぼ中央に位置し、都心部へも、奥多摩の森へもアクセスしやすい都市環境と、豊かな緑に深層地下水 100%の水道水を可能とする水と緑の自然環境に恵まれています。

比較的にコンパクトな市域の中には、大規模な開発による新たなまちなみとともに、社寺や仏閣、文化財なども多く存在し、伝統的な文化や歴史的な行事が地域に脈々と引き継がれています。

こうした環境は、「ふるさと昭島」の地域特性として、市民に愛される大きな魅力となっているだけではなく、新たな生活の拠点に昭島の地を選ぶきっかけにもなっています。この素晴らしい地域特性を活かしつつ、憲章や宣言の趣旨、まちづくりの理念である「人間尊重」と「環境との共生」を大切にしたい施策展開が今後必要となります。

今後更に複雑化、多様化していく社会、目まぐるしく移り変わる時代の変化に対し、柔軟に対応していく姿勢と同時に、多様な立場の人々の多様な考え方を互いに認め合うことが重要です。その中で、地域の多様な主体が関わり合い、意外性のある新しい魅力が創り出されます。

「ふるさと昭島」の素晴らしい地域特性を次世代に継承し、そして、多様性と意外性のあるまちづくりを進めていくことで、このまちに暮らす人だけではなく、このまちで生業をする人、このまちに関係するすべての人々の中に「ふるさと昭島」の誇りと愛着が生まれ、その思いが、誰からも愛されるまちづくりにつながっていきます。

■主な取組**a. 郷土愛の醸成**

安全で利便性に富んだ都市基盤と水と緑の自然環境が調和し、また、受け継がれてきた歴史や文化といった本市の大きな魅力である地域特性を活かしつつ、本計画で掲げる施策を確実に実行していきます。そして、すべての市民が潤いと安らぎに満ちた心豊かに安心して暮らし続けられる、「ふるさと昭島」を構築します。またあわせて、住宅都市としての魅力を次世代に引き継ぐまちづくりを進めます。

互いが互いを認め合い、一人ひとりの尊厳を大切にした、多様性を認め合える地域社会の形成を図ります。また、複雑化、多様化する社会経済状況の変化や時代の流れを的確に捉え、変化を恐れず柔軟な発想による施策展開に努めるとともに、施策の情報発信力を高め、より多くの市民に取組が届くよう広報・周知の充実を図ります。さらに、市民がまちづくりの担い手として活躍できる市民参画の機会創出に努め、市民とともに多様性と意外性のある、ワクワクする楽しさがあふれるまちづくりを進めます。

b. 憲章・都市宣言趣旨の推進

憲章や都市宣言の趣旨を踏まえ、誰もが平和のもと、安全で安心して、いきいきと自分らしく暮らすことのできるまちづくりを進めます。